

# 阪神・淡路大震災

—近畿地方建設局の記録—



平成8年3月

近畿地方建設局

## はじめに

平成7年1月17日（火）午前5時46分、700万人を越える人々が生活し、都市機能が集中するわが国有数の経済活動の中心地阪神・淡路地域は、兵庫県淡路島北部を震源とする兵庫県南部地震の発生により、未曾有の被害を受け、極めて多数の尊い人命と莫大な財産が失われました。

近畿地方建設局の所管施設も道路、河川をはじめとし、甚大な被害が生じたところであります。

近畿地方建設局といたしましては、関係方面の広範な御援助をいただき、震災直後から全局一丸となって復旧、復興に全力をあげ、一日も早い被災地域の生活・社会基盤の回復に取り組んでおります。

また、この大震災を今後の貴重な教訓として受けとめ、これからの社会資本整備のあり方や迅速・確実・効果的な災害対応を行うべく様々な方策を検討、実施しているところであります。

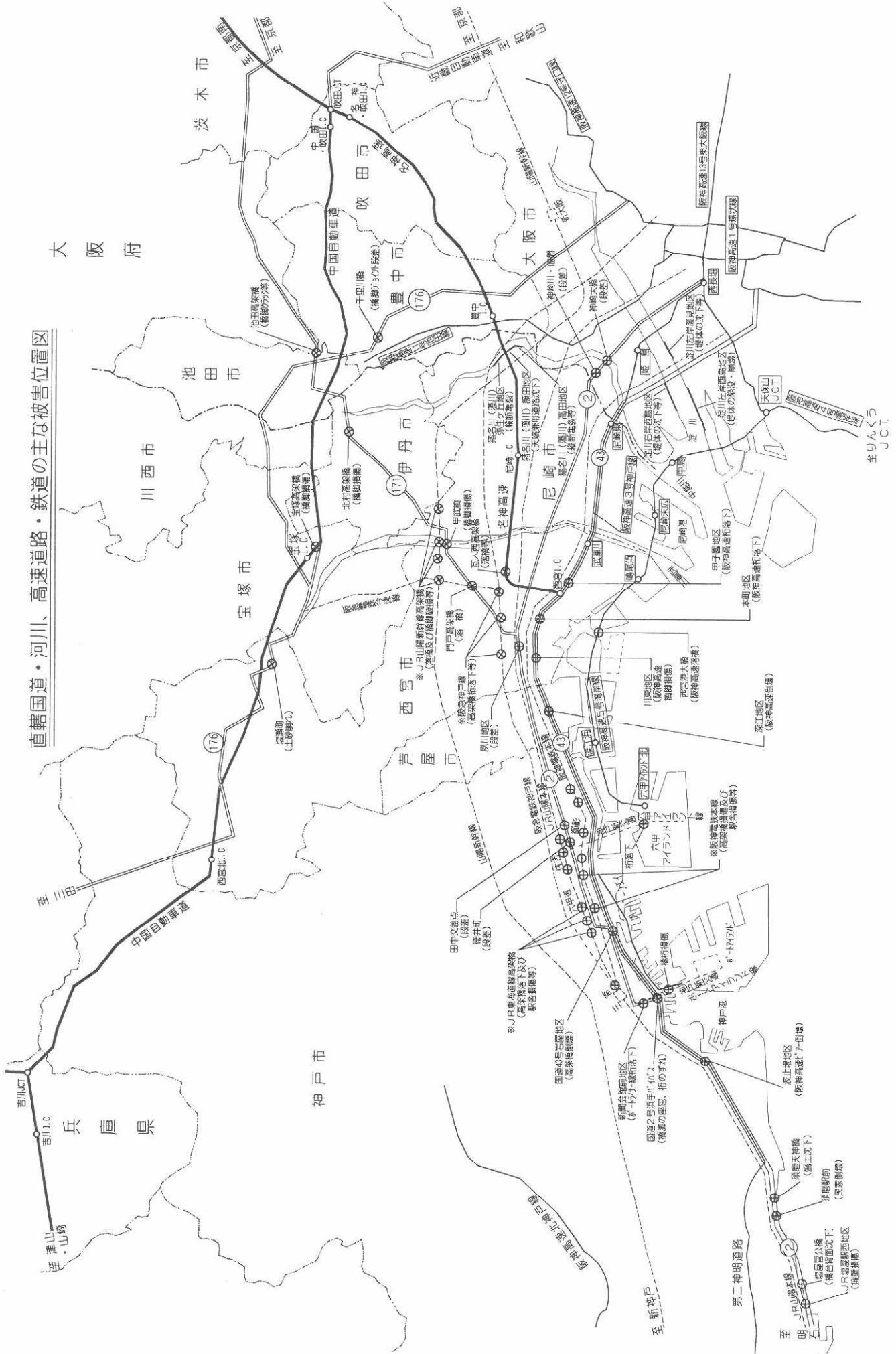
このたび、これらの一環として、「阪神・淡路大震災－近畿地方建設局の記録」を発行することになりました。本書は、日常からは思いも寄らない状況下で、近畿地方建設局がどのように対応したかを主体とした記録集となっております。

本書が、今後の防災対策を検討する上で貴重な資料として活用されることを念願するものであります。

平成8年3月

近畿地方建設局長 脇 雅 史

直轄国道・河川、高速道路・鉄道の主な被害位置図



大阪府

池田市  
川西市  
宝塚市

神戸市

西宮市

芦屋市

伊丹市

豊中市

吹田市

吹田市

吹田市

至三田

至三田

至三田

至三田

至三田

至新神戸

至新神戸

第二神明道路

第二神明道路

至明石

至明石

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

至りんくう JCT

# 目 次

第1章 阪神・淡路大震災の概要	1
第1節 地震の概要	1
第2節 地震の特性	3
第3節 一般被害の概要	6
第4節 ライフラインの復旧状況	10
第2章 近畿地方建設局の施設等の被災・復旧状況	15
第1節 人的被害及び庁舎・宿舍	15
1. 人的被害	15
2. 庁舎・宿舍	16
第2節 道路施設	20
1. 被災概況	20
2. 緊急輸送路の確保	26
3. 応急復旧状況	28
4. 高架橋の復旧状況	30
第3節 河川・海岸及び砂防施設	39
1. 河川	39
2. 堰	46
3. 海岸	47
4. 砂防	50
第4節 営繕施設	54
第5節 電気通信施設	60
1. 被災状況と復旧措置等	60
2. 臨時通信回線の開設	62
第3章 地震発生後の動き	64
第1節 災害対策本部（本局）の動き	64
1. 防災体制	65
2. 災害対策部との連絡・調整	66
3. 現地視察対応	66
第2節 災害対策部（事務所）の動き	67
第3節 職員の参集状況	80
1. 近畿地方建設局全体	80
2. 本局と被災事務所	81
3. 本局全体	81
4. 被災事務所	82
第4節 応援・支援	85
1. 近畿地方建設局の対応	85
2. 近畿地方建設局への支援	95
3. 災害対策用機械	97
第5節 震災復興対策本部の設置	99
第6節 報道機関への対応	100



写真－1 地表に現れた野島断層（兵庫県北淡町）



写真－2 地震発生後、燃え上がる市街地（神戸市長田区）



写真－3 焼け野原と化した住居跡（神戸市長田区）



写真-4 液状化したポートアイランド（神戸市中央区）



写真-5 地すべりの状況（西宮市仁川百合野町）



写真－6 阪神高速神戸線の高架橋の倒壊（神戸市東灘区深江地区）



写真－7 阪神高速神戸線の高架橋の倒壊（神戸市東灘区深江地区）





写真-8 国道2号の段差（神戸市東灘区）



写真-9 国道2号浜手バイパスの桁ずれ（神戸市中央区）



写真－10 淀川下流左岸堤防の陥没（大阪市此花区酉島）



写真－11 猪名川（藻川）下流右岸堤防の陥没（尼崎市額田町地先）



写真-12 東播海岸堤防の沈下（明石市大観町地先）

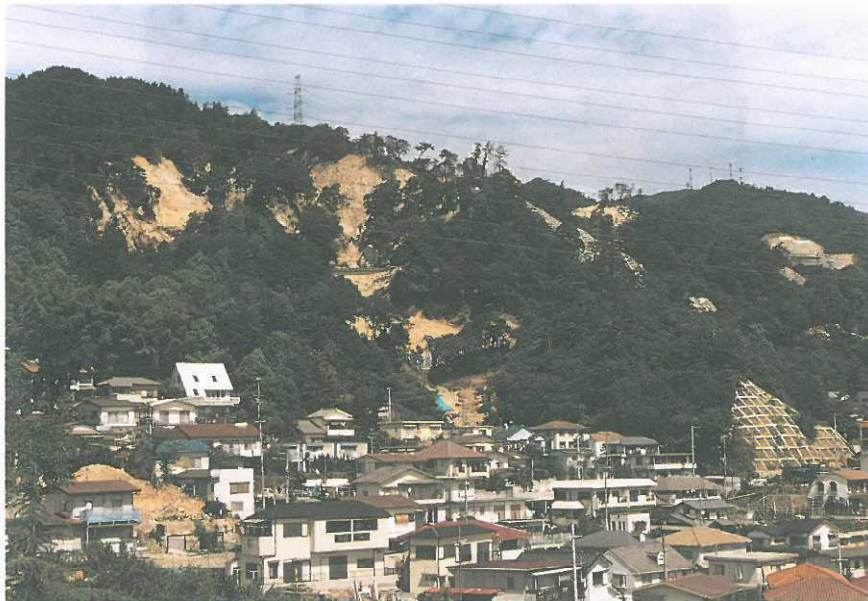


写真-13 六甲山系の山腹崩壊（神戸市東灘区）



写真－14 神戸第2地方合同庁舎の破損（神戸市中央区）

## 第1章 阪神・淡路大震災の概要

### 第1節 地震の概要

平成7年1月17日5時46分、兵庫県淡路島北部を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し、近畿地方を中心に西日本から東日本にかけての広い範囲で強い揺れを記録した。この地震は、大阪管区気象台によると、神戸と洲本で震度7～6（激震～烈震）、京都、彦根、豊岡で震度5（強震）等を記録した。

この地震で、阪神間や淡路島を中心に各地で建築物の破壊や火災が相次ぎ発生するとともに、JR新幹線や在来線、私鉄が甚大な被害を受け不通となり、道路は、高速道路や国道、高架橋の倒壊、落橋等によって交通網が寸断され、交通機能がマヒ状態となった。また、電気、ガス、水道、電話などのライフラインも大きな被害を受け、都市生活に深刻な打撃を長期間与えることになった。

阪神・淡路大震災の概要を表1-1、各地の震度について表1-2、図1-1に示す。

表1-1 地震の概要

発生日時	平成7年1月17日 午前5時46分
震源	淡路島（北緯34度36分、東経135度00分）、内陸直下型
震源深さ	14km
規模	マグニチュード7.2

表1-2 各地の震度

震度	地名
震度7（激震）	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町の一部
震度6（烈震）	神戸、洲本
震度5（強震）	豊岡、彦根、京都
震度4（中震）	津、敦賀、福井、上野、四日市、岐阜、呉、境、高知、福山、鳥取、多度津、津山、徳島、岡山、高松、大阪、舞鶴、姫路、和歌山、奈良
震度3（弱震）	名古屋、輪島、金沢、飯田、富山、諏訪、伊良湖、尾鷲、萩、山口、西郷、広島、松山、室戸岬、米子、松江、潮岬、大分
震度2（軽震）	横浜、長野、甲府、静岡、御前崎、松本、高山、浜松、三島、佐賀、宿毛、宇和島、人吉、下関
震度1（微震）	前橋、宇都宮、新潟、網代、水戸、東京、熊谷、福岡、足摺、浜田、鹿児島

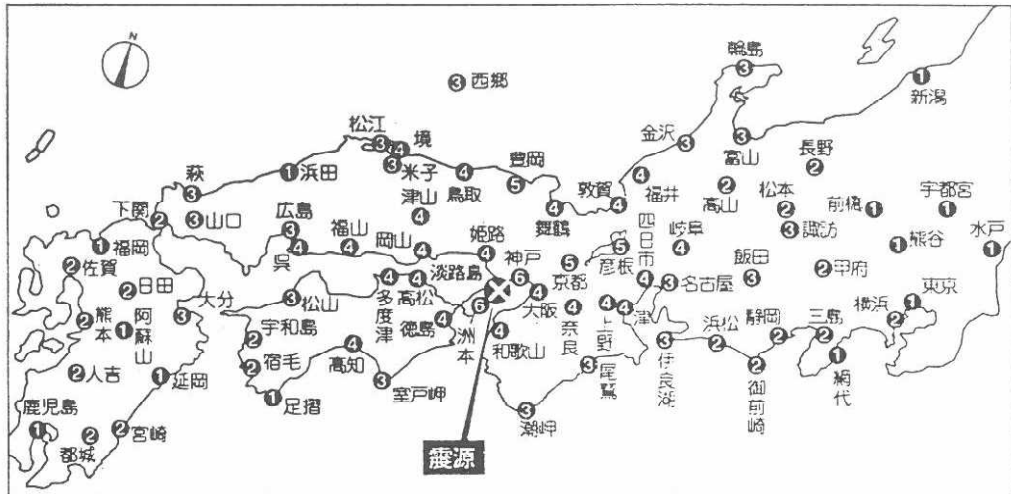


図 1 - 1 各地の震度 (出典：気象庁資料)

気象庁によると、今回の震源位置は、淡路島の北端に位置する北淡町で、約1000年前に動いた形跡のある野島断層で、震源の深さは14kmである。また、気象庁は、阪神・淡路大震災直後に現地での調査結果に基づき、平成7年2月7日に震度7（激震）の地域を発表した。それによると、震度7の地域は、神戸市須磨区から西宮市にかけて長さ約20km、幅約1kmの帯状の分布と宝塚市の一部、淡路島北東部の北淡町、一宮町、津名町である。なお、震度7の適用は、1948年の福井地震を契機に気象庁が設けて以来、初めての適用である。図1-2に震度7の地域を示す。

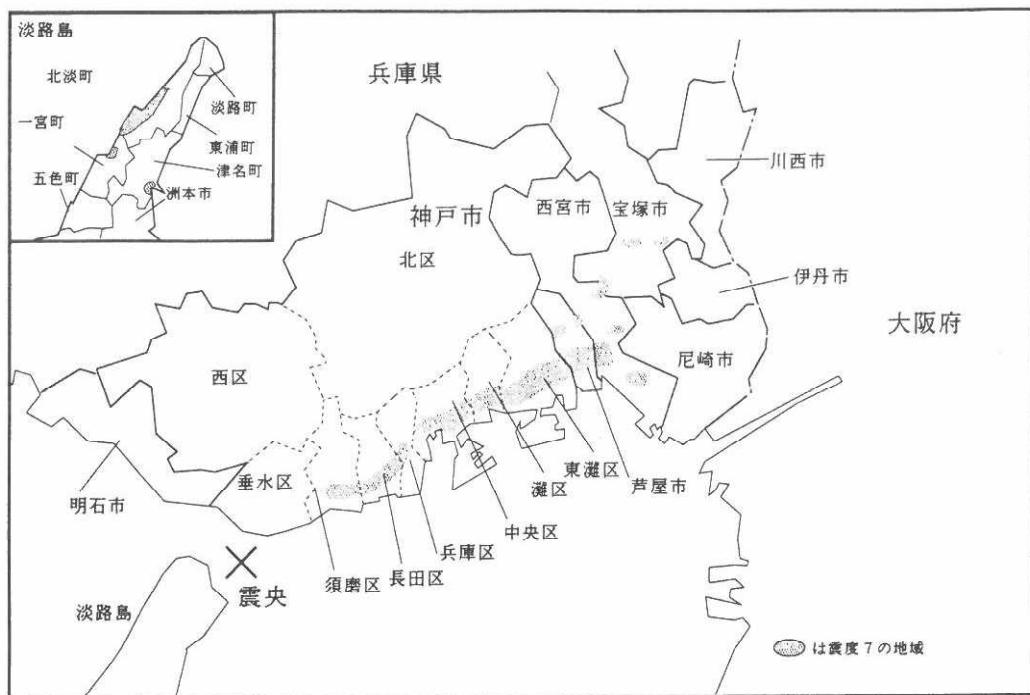


図 1 - 2 今回の地震における震度7の地域 (出典：気象庁資料)



表1-3 余震回数表（平成7年1月17日～12月31日気象庁資料）

	有感地震回数					地震総回数 (有感+無感)
	震度1	震度2	震度3	震度4	合計	
1月	130	70	22	8	230	1,319
2月	26	9	3	1	39	292
3月	14	3	1	0	18	160
4月	16	6	1	0	23	130
5月	7	8	5	0	20	106
6月	11	6	3	0	20	109
7月	5	0	0	0	5	50
8月	0	2	1	0	3	45
9月	12	1	3	0	16	55
10月	3	1	1	1	6	42
11月	4	1	0	0	5	29
12月	2	0	2	0	4	24
合計	230	107	42	10	389	2,361

神戸海洋気象台で観測された地震動は、最大加速度が水平で818gal、上下方向332galであり、神戸市から宝塚市までの震度7の分布域においては、水平最大加速度は600～800gal程度である（図1-5 各地点の水平最大加速度図参照）。なお、主な地震の水平・垂直最大加速度を表1-4に示す。

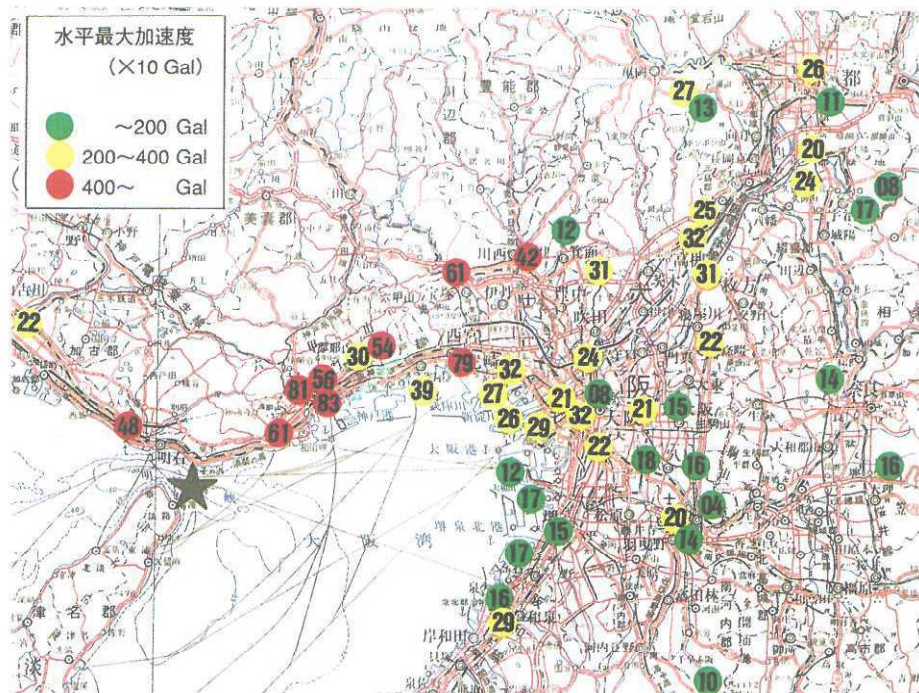


図1-5 各地点の水平最大加速度（出典：土木学会） 注：図中の数字に10を掛けたものが水平最大加速度である。



表 1 - 4 主な地震の水平と垂直最大加速度 阪神・淡路大震災以外は「強震速報」科学技術庁国立防災技術センター資料

発生日	地震名(マグニチュード)	水平最大加速度 (gal)	垂直最大加速度 (gal)
1978. 6. 12	宮城県沖地震 (M7. 4)	980	300
1984. 8. 7	日向灘地震 (M7. 1)	275	103
1984. 9. 15	長野県西部地震 (M6. 2)	148	63
1987. 3. 18	日向灘地震 (M6. 6)	400	91
1987. 12. 17	千葉県東方沖地震(M6. 7)	361	138
1993. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7. 8)	640	120
1995. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7. 2)	818	332

### 第3節 一般被害の概要

今回の地震による被害は、兵庫県を中心として阪神地域一円に広がり、特に震源地に近い淡路島北東部や、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市等において甚大であった。死者、行方不明者は、6千人を上回り、被害総額も兵庫県、大阪府、京都府において約10兆2千億円（平成8年1月16日付朝日新聞、阪神大震災特集による）にも達する戦後史上最大の被害となった。

また、今回の阪神・淡路大震災と過去に発生した地震の被害概況を比較しても（表1-5参照）、その被害の大きさがわかる。

表1-5 阪神・淡路大震災と他地震による被害概況

	① 阪神・淡路大震災	② 宮城県沖地震	③ 十勝沖地震	④ 新潟地震	⑤ 福井地震	⑥ 関東大震災
発生年月	1995.1	1978.6	1968.5	1964.6	1948.6	1923.9
地震規模	M 7.2	M 7.4	M 7.9	M 7.5	M 7.1	M 7.9
死者(人)	6,308* <sup>1</sup>	28	52	26	3,769	142,000 * <sup>2</sup>
全壊家屋(戸)	100,302	1,183	673	1,960	36,184	254,000 * <sup>3</sup>

出典：①は消防庁調べ（平成7年12月27日現在）による \*<sup>1</sup>:死者については関連死789名を含む  
 ②～⑥は理科年表（平成7年）による \*<sup>2</sup>:行方不明者含む  
 \*<sup>3</sup>:半壊含む

被害の特徴としては、日本では初めて、また、世界でも類を見ない近代的な都市での直下型地震であったため、住宅家屋及び高層建築物の倒壊やそれによる人的被害をはじめとして、道路、鉄道等の交通施設並びに電気、ガス、上・下水道、電話等のライフライン施設に甚大な被害をもたらしたことである。また、高速道路や国道の高架橋の倒壊、落橋、堤防等の河川施設の損壊、岸壁や港湾施設等の損壊、臨海部を中心とした広範囲に及ぶ液状化現象が確認されるなど壊滅的な被害を受けた。

二次的被害として、古くは関東大震災、また最近では北海道南西沖地震においても大きく取り上げられた火災が、地震と同時に広範囲の地域で多数発生し、被害をさらに大きくする要因となった。その他、鉄道や道路の寸断による交通機能のマヒによる輸送、救助活動の停滞も大きな問題となった。

被害の多くは、震度7の激震を記録した地域に集中しており、阪神地域の生活、産業の基盤となる施設の多くが激しい損壊を受けたものであった。病院、学校等の公共建築物の被害の大きいことも特徴の一つである。

表1-6に一般被害の状況を示す。また、特に被害の大きかった兵庫県、大阪府の被害状況をそれぞれ表1-7, 8に示し、兵庫県、大阪府の市町村別被害状況をそれぞれ表1-9, 10に示す。

表1-6 一般被害状況(消防庁災害対策部発表:平成7年12月27日現在)

人的被害	死者	6,308名	文教施設	1,039箇所	
	行方不明者	2名	道路	9,948箇所	
	負傷者	重傷	1,883名	橋梁	323箇所
		軽傷	26,615名	河川	430箇所
		調査中	14,679名	崖くずれ	379箇所
計	43,177名	フロック塀等	1,464箇所		
住家被害	全壊	100,302棟	水道断水	約129万戸(厚生省調べ)*	
	半壊	108,741棟	ガス供給停止	約86万戸(資源エネルギー庁調べ)*	
	一部破損	227,373棟	停電	約260万戸(資源エネルギー庁調べ)*	
	合計	436,416棟	電話不通	30万戸回線超(郵政省調べ)*	
非住家	公共建物	750棟	火災	294件	
	その他	3,952棟			

注) \*印はピーク時の数字を示し、停電戸数は停電回避動作前の停電戸数を含む。

表1-7 兵庫県の被害状況(兵庫県災害対策本部資料:平成8年1月22日現在)

項目	状況
1. 災害救助法指定市数	10市10町 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成7年1月17日:神戸市、津名町、淡路町、北淡町、東浦町、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市</li> <li>平成7年1月18日:川西市</li> <li>平成7年1月19日:明石市、五色町</li> <li>平成7年1月22日:三木市、洲本市、西淡町</li> <li>平成7年1月31日:三原町</li> <li>平成7年2月1日:緑町、南淡町</li> </ul>
2. 死者 (平成8年1月22日14時45分現在)	6,279名
3. 行方不明 (平成8年1月22日14時45分現在)	2名
4. 負傷者 (平成8年1月22日8時現在)	34,900名
5. 倒壊家屋 (平成8年1月22日8時現在)	192,706棟(406,337世帯)
6. 焼失家屋 (平成8年1月22日8時現在)	7,456棟(9,322世帯)
7. 待機所等箇所数・人数(平成8年1月22日5時現在)	39箇所 719名

表1-8 大阪府の被害状況(阪神大震災大阪府災害・復旧対策本部資料:平成8年1月8日9時現在)

項目	状況
1. 災害救助法指定市数	5市 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成7年1月22日:豊中市</li> <li>平成7年1月31日:大阪市、池田市、吹田市、箕面市</li> </ul>
2. 被災市町数	33市8町
3. 死者	28名
4. 負傷者	3,580名(重傷165名、軽傷3,415名)
5. 行方不明	0名
6. 家屋崩壊	全壊 896棟(3,408世帯) 半壊 7,181棟(17,136世帯) 一部破損 86,252棟(134,611世帯)
7. 避難箇所数・人数	79箇所 3,620名(平成7年1月18日比-7時) 0箇所 0名(平成6年6月5日現在)

表1-9 兵庫県市町村別被害状況（兵庫県災害対策本部資料）

（平成8年 1月22日 15時）

区 分	死 者	行方 不 明	負 傷 者	全 壊		半 壊		焼失棟数	
				棟 数	世 帯 数	棟 数	世 帯 数	全 焼	半 焼
神戸市	4,484	1	14,679	54,949	115,302	31,783	113,110	7,046	333
尼崎市	48	0	3,786	4,880	8,950	25,520	34,500	8	0
西宮市	1,107	1	6,386	19,500	32,593	16,300	27,276	50	2
芦屋市	433	0	2,759	4,661	7,412	3,943	9,296	11	1
伊丹市	19	0	2,581	1,369	2,549	7,200	14,500	1	0
宝塚市	116	0	1,100	1,339	5,074	3,718	13,632	2	0
川西市	2	0	485	536	650	2,583	3,279	0	0
三田市	0	0	15	0	0	0	0	0	0
猪名川町	0	0	3	0	0	0	0	0	0
明石市	8	0	1,884	2,210	3,214	3,380	6,102	0	0
加古川市	2	0	15	0	0	0	0	0	0
三木市	1	0	17	26	26	96	96	0	0
高砂市	0	0	4	0	0	1	1	0	0
小野市	0	0	3	0	0	0	0	0	0
吉川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東条町	0	0	2	0	0	0	0	0	0
稲美町	0	0	2	0	0	0	0	0	0
播磨町	0	0	1	0	0	11	15	0	0
姫路市	0	0	2	0	0	0	0	0	0
香住町	0	0	1	0	0	0	0	0	0
日高町	0	0	1	0	0	0	0	0	0
氷上町	0	0	1	0	0	0	0	0	0
洲本市	4	0	44	17	17	655	655	0	0
津名町	5	0	31	603	603	893	893	0	0
淡路町	1	0	33	311	330	669	690	0	0
北淡町	39	0	831	1,016	1,016	1,192	1,192	1	1
一宮町	10	0	162	778	778	754	754	0	0
五色町	0	0	17	186	186	268	268	0	0
東浦町	0	0	30	316	322	451	459	0	0
緑町	0	0	11	17	17	49	54	0	0
西淡町	0	0	6	136	136	175	175	0	0
三原町	0	0	4	18	18	119	119	0	0
南淡町	0	0	4	9	9	69	69	0	0
合 計	6,279	2	34,900	92,877	179,202	99,829	227,135	7,119	337
				(倒壊家屋 192,706)		(倒壊世帯 406,337)		7,456	

表1-10 大阪府の市町村別被害の状況(大阪府消防防災課資料)

市 町 村 調 べ  
平成8年 1月 8日 9時00分 現在

区分 市町村名	人的被害						住家の被害										備考
	死者	死傷不明	負傷			計	全壊流失		半壊		一部破損		計		火災		
			重傷	軽傷	小計		棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	件	世帯	
大阪市	16		4	353	357	373	194	247	2,131	3,093	15,765	20,339	18,090	23,679	16		
堺市	1		2	48	50	51					4,598	5,361	4,598	5,361	1		
岸和田市				21	21	21	1	1	14	16	505	671	620	688			
豊中市	8		101	2,395	2,496	2,504	657	3,028	4,241	12,702	30,256	50,073	35,154	65,803	5		
池田市	1		17	142	159	160	19	21	301	427	6,056	9,436	6,376	9,884			
吹田市	1			21	21	22	10	14	303	627	9,928	21,345	10,241	21,986	2		
泉大津市				5	5	5					529	738	529	738			
高槻市			27	203	230	230			12	12	4,565	4,870	4,577	4,882	1	確定	
貝塚市			1		1	1					316	351	316	351	1		
守口市				45	45	45					1,074	1,641	1,074	1,641		確定	
枚方市				6	6	6			1	1	3	3	4	4		確定	
茨木市			1	26	27	27			2	7	2,081	3,586	2,083	3,593			
八尾市			1	3	4	4					243	241	243	241			
泉佐野市				3	3	3	2	2	7	7	146	146	155	155			
富田林市				1	1	1					47	47	47	47		確定	
寝屋川市				7	7	7					202	255	202	255	3	確定	
河内長野市			1													確定	
松原市											63	63	63	63		確定	
大東市				4	4	4			1	1	418	418	419	419		確定	
和泉市			1	3	4	4					189	250	189	250			
箕面市	1			63	64	64	8	90	121	192	3,131	3,131	3,260	3,413		確定	
柏原市				4	4	4					145	238	145	238		確定	
羽曳野市				1	1	1					289	294	289	294		確定	
門真市				13	13	13					411	447	411	447		確定	
摂津市			3	1	4	4					645	704	645	704		確定	
高石市			3	24	27	27					2,277	2,506	2,277	2,506			
藤井寺市											26	40	26	40		確定	
東大阪市				7	7	7	5	5	12	14	1,270	6,092	1,287	6,111	3		
泉南市									25	27	60	87	85	114			
四條畷市											157	173	157	173		確定	
交野市				10	10	10					27	29	27	29		確定	
大阪狭山市				1	1	1										確定	
阪南市											102	143	102	143		確定	
島本町			3	5	8	8			1	1	183	348	184	349		確定	
豊能町											121	121	121	121		確定	
能勢町											109	109	109	109		確定	
忠岡町											42	42	42	42		確定	
熊取町											65	65	65	65		確定	
田尻町											23	23	23	23		確定	
岬町									9	9	177	177	186	186		確定	
太了町																確定	
河南町																確定	
千早赤阪村																確定	
美原町											8	8	8	8		確定	
合計	28	0	165	3,415	3,579	3,607	896	3,408	7,181	17,136	86,252	13,4611	94,329	155,155	32		

#### 第4節 ライフラインの復旧状況

今回の地震において特徴的なものの一つが、かつての災害では経験したことのないような多大な被災者を生み出したことである。その原因は、住宅家屋の倒壊、焼失によるもののみならず、ライフラインの寸断により、長期にわたって通常の生活を送ることができなくなった人々もかなりいたことが挙げられる。生活基盤だけに限ると快適であるはずの都市生活が、こうも脆さを露呈したのは初めてであった。

復旧状況については、地震から約3ヵ月でガス、水道、電気等のライフライン施設がほぼ復旧したほか、主要鉄道も、平成7年6月末に完全復旧した。また、産業活動、市民生活においても、それらの復旧に伴い、徐々にではあるが従来への活気を取り戻しつつある。

ライフラインの復旧経過を図1-6に示し、既往地震におけるライフラインの復旧に要した期間を表1-11に示す。

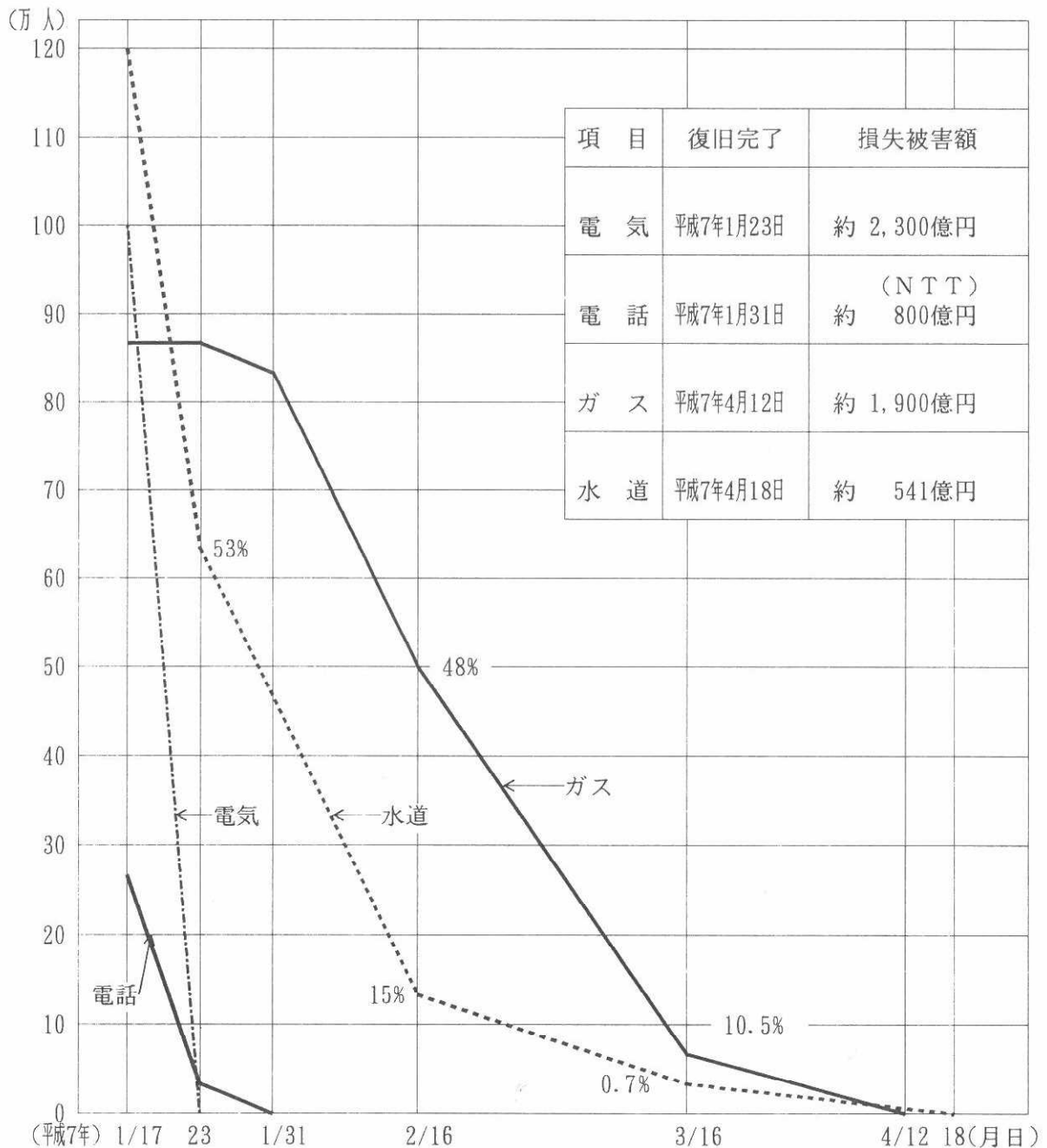


図1-6 ライフラインの復旧図 (注 各省資料、兵庫県資料、NIKKEI CONSTRUCTION 1995. 4. 14号より作成)

表1-11 既往地震におけるライフラインの復旧期間

地震名(発年・マグニチュード)	電力の復旧日数	水道の復旧日数	ガスの復旧日数
阪神・淡路大震災(平成7年1月 M7.2)	6日後	91日後	85日後
釧路沖地震(平成5年1月 M7.8)	1日後	17日後	22日後
宮城県沖地震(昭和53年6月 M7.4)	2日後	9日後	27日後
新潟地震(昭和39年6月 M7.5)	24日後	90日後	180日後
関東大震災(大正12年9月 M7.9)	70日後	90日後	120日後

### 1 電気

電気は地震直後、兵庫県南部、大阪府を中心に約100万戸(停電回避作動戸数を含めると260万戸)停電した。停電復旧にあたっては、使用可能な架空設備を最大限に活用し、応急送電することを最優先に実施し、高圧発電機による応急送電、バイパスケーブルによる応急送電などの方法を取り、地震発生から6日後にあたる平成7年1月23日15時をもって、家屋倒壊などにより供給できないところを除いて復旧が完了した。

### 2 ガス

ガスは、今回の地震で被害の大きかった神戸市、芦屋市を中心に供給遮断が行われ、それに伴い約86万戸で供給が停止した。地震直後、ガス管の破断などによるガス洩れからの二次災害防止のため、一時的にガスの供給を停止した。ガスの復旧は、平成7年3月中には全体の復旧対象戸数(当初の供給停止戸数から、復旧対象外戸数約164,500戸を除いた戸数〔焼失・倒壊などにより当面のガスの使用が見込めない需要家数〕)約692,900戸の90%を復旧させ、平成7年4月12日までに概ね応急復旧が完了した。

### 3 水道

ライフラインの中でも市民生活にとって重要な水道は、地震発生直後、施設等に甚大な被害を受け、約129万戸が断水した。さらに、地震直後の同時多発火災に対して、配水管の被害のために消火栓から水を取水できず、消火作業に困難な状況を生じた。

水道の復旧は、地震発生後ライフラインの中でも完全復旧に最も時間を費やした。これは、漏水箇所の特定に時間を要したことや被害箇所数が多かったためである。

ガレキの多い地区等を除く仮復旧は、平成7年2月末までに完了し、平成7年4月18日には概ね復旧が完了した。

#### 4 電気通信

N T Tでは、地震発生後の平成7年1月17日 8時30分に災害復旧本部員を召集し、点検復旧にあたった。翌18日中に移動用電源車を導入し、これによってバックアップ電源の故障していた交換機が始動を開始し、19日には 285,000回線もあった不通回線が、85,000回線に減少した。また、翌18日中に神戸市内の洞道を全て踏査し、被害箇所の把握に急いだ。その後、N T T神戸支店の約 1,000名と他所管からの応援約 3,000名による総員 4,000名によって被害の把握、復旧が進められ、平成7年1月31日には家屋の倒壊などによって復旧困難な回線38,000回線を除いて全域で復旧した。

#### 5 高速道路

名神高速道路（以下「名神高速」）は、吹田～西宮間で被災し、瓦木西高架橋（西宮市高松）等では落橋や橋脚破損の被害を被った。中国自動車道（以下「中国道」）は、吹田～西宮北で被災を受け、宝塚高架橋（宝塚市売布）では、橋脚破損、橋面沈下など多大な被害を被った。損傷を受けた区間については、応急復旧を図り、中国道は平成7年7月21日に従前の上下6車線が、名神高速は平成7年7月29日に従前の上下4車線がそれぞれ開通に至った。表1-12に地震発生後よりの名神高速と中国道の通行止め解除の状況を示す。

表1-12 名神高速・中国道通行止め解除状況表（一般車両対象）：日本道路公団大阪管理局資料

名神高速の通行止め解除時刻・区間			中国道の通行止め解除時刻・区間		
平成7年1月17日	5:55	全線通行止め	平成7年1月17日	5:55	全線通行止め
平成7年1月20日	1:00	吹田IC～京都南IC(上り線)解除	平成7年1月19日	7:00	津山IC～吉川JCT(上り線)解除 吉川JCT～山崎IC(下り線)解除
平成7年1月23日	0:00	京都南IC～吹田IC(下り線)解除			
平成7年1月25日	0:00	豊中IC～吹田IC(上り線)解除	平成7年1月23日	0:00	豊中IC～吹田JIC(上り線)解除 西宮北IC～吉川JCT(下り線)解除
平成7年1月31日	0:00	吹田IC～豊中IC(下り線)解除	平成7年1月27日	7:00	吉川JCT～豊中IC(上り線)解除 吹田JCT～西宮北IC(下り線)解除 どちらも、一部区間は片側一車線かつ 下記の条件あり ①吹田ICから西宮北ICの間は、車間距離 確保と制限速度40km/h (部分的に20km/h) ②総重量20t以下の車両に限る
平成7年2月 1日	0:00	尼崎IC～豊中IC(上り線)解除 ただし、下り線を利用した一車線通行			
平成7年2月15日	0:00	尼崎IC～豊中IC(上り線) 一車線通行から二車線通行へ			
平成7年2月17日	12:00	豊中IC～尼崎IC(下り線)解除	平成7年2月12日	0:00	宝塚IC～西宮北IC(下り線) 片側一車線の対面通行から上下各二車線通行へ
平成7年4月20日	0:00	西宮IC～尼崎IC(上り線)解除 ただし、下り線を使用した対面一車線 であり、40km/hの速度規制			
平成7年7月29日	20:00	尼崎IC～西宮IC(上下線) 震災前の車線数に復旧する。ただし 復興物資輸送ルート継続中	平成7年7月21日	6:00	吹田IC～西宮北IC(上下線) 車線規制・速度規制・重量制限解除



阪神高速道路（以下「阪神高速」）について、神戸線では、高架橋の倒壊1ヵ所（神戸市東灘区深江本町）、落橋4ヵ所（神戸市中央区波止場町他）が発生し、総橋脚1,106本（橋台・カバートを除く）のおよそ半分が被害を受けた。また、湾岸線では、落橋1ヵ所（西宮市甲子園浜）、重さが1万ト以上もある六甲アイランド大橋（神戸市東灘区）の主構が3m横に移動する等の被害が発生した。地震発生後、阪神高速のほぼ全路線を通行止めにし、緊急点検による安全確保を図った。阪神高速の復旧は、平成7年1月19日の松原線他3路線51kmの供用を皮切りに、平成7年2月25日には大阪地区の全線と北神戸線の全線を供用し、平成7年7月1日には湾岸線が全線通行できるようになり、平成8年2月1日現在、172.3kmを供用している。残る神戸線のうち、武庫川（西宮市）～月見山（神戸市須磨区）間27.7kmの全線供用については、平成8年10月を目途に、摩耶～京橋間3.2kmは、平成8年2月19日に開通し、①若宮～京橋間7.6kmと摩耶～深江間の6.2km（計13.8km：若宮～深江間17.0km）については、平成8年8月末を、②月見山～若宮間1.4kmと深江～武庫川間の9.3km（計10.7km）は平成8年10月末に供用を見込んでいる。阪神高速の環状線、神戸線、湾岸線の通行止め解除状況を表1-13に示す。

表1-13 阪神高速の環状線、神戸線、湾岸線の通行止解除状況（平成8年2月1日現在）  
阪神高速道路公団総務部広報課資料

路線名	供用延長(km)	解除延長(km)	通行止解除区間	日	時	区 間 ( )の時間は規制時間を示す
1号環状線 (大阪市(中))	11.2	11.2	全 線	平成7年 1月25日	0:00	全線
3号神戸線 (大阪市西区～ 神戸市須磨区)	39.6	11.9	武庫川～西長堀	平成7年 1月26日 平成7年 2月17日 平成7年 2月25日  平成7年 4月 1日 平成7年 4月29日 平成7年 8月 7日 平成8年 1月 8日	22:00 12:00 0:00  0:00 0:00 0:00 0:00	(上)姫島～西長堀 (下)西長堀～姫島 (下)姫島～尼崎東、(下)尼崎東～武庫川・ (上)武庫川～姫島(23時～6時) (下)尼崎東～武庫川・(上)武庫川～姫島 (21時～6時) (下)尼崎東～武庫川・(上)武庫川～姫島 (20時～6時)[但し、日・祝は規制ナシ] (下)尼崎東～武庫川・(上)武庫川～姫島 (19時～6時)[但し、日・祝は規制ナシ] 警察による交通規制解除
4号湾岸線 (大阪市港区～ 大阪府泉佐野市)	36.0	36.0	全 線	平成7年 1月19日 平成7年 1月20日	2:00 0:00	りんくうJCT～高石 高石～天保山JCT
5号湾岸線 (大阪市港区～ 神戸市東灘区)	19.8	19.8	全 線 (一部警察による 規制有り)	平成7年 1月21日 平成7年 1月23日 平成7年 1月28日 平成7年 2月 5日 平成7年 4月 1日 平成7年 4月10日  平成7年 4月29日 平成7年 7月 1日 平成7年 8月 7日 平成7年 9月 1日 平成8年 1月 8日	0:00 0:00 0:00 12:00 0:00 0:00  0:00 0:00 0:00 0:00	(上)尼崎末広～天保山JCT (上)鳴尾浜～尼崎末広 (上)中島～天保山JCT(縮小) (下)天保山JCT～中島 (上下)中島～深江浜(側道利用有) (上)深江浜～中島・(下)中島～魚崎浜 (21時～6時)(本線通行) (上)深江浜～中島・(下)中島～魚崎浜 (20時～6時)[但し、日・祝は規制ナシ] (上下)中島～六甲アイランド北(20時～6 時)[但し、日・祝は規制ナシ][一部工事によ る一車線通行有] (上下)中島～六甲アイランド北(19時～6 時)[但し、日・祝は規制ナシ][一部工事によ る一車線通行有] (上下)中島～六甲アイランド北(19時～6 時)[但し、日・祝は規制ナシ][工事による通 行規制解除](上)規制解除・(下)鳴尾浜～ 六甲アイランド北(19時～6時)[但し、日 ・祝は規制ナシ]

## 6 鉄 道

鉄道施設は、各所で大きな被害を受け、地震発生当日は近畿地方で多くが不通となった。

翌18日からは、運転を休止していたJR東海道本線米原～尼崎間、大阪環状線等で運転を再開したが、JR新幹線京都～姫路、兵庫県内のJR東海道・山陽本線の在来線のほか、阪急・阪神電鉄等の私鉄などは、構造物等の被害が大きい箇所もあり、ほとんどの区間で運転が不可能な状態であった。

復旧工事は早期に開始され、順次開通した。主要な鉄道の復旧の状況を表1-14に示す。

表1-14 主要な鉄道の復旧状況

	鉄道会社、線名	全 通 日
①	J R東海道線、山陽本線	平成7年4月1日
②	J R山陽新幹線	平成7年4月8日
③	阪急電鉄	平成7年6月12日
④	阪神電鉄	平成7年6月26日
⑤	神戸新交通ポートアイランド線	平成7年7月31日
⑥	神戸新交通六甲アイランド線	平成7年8月23日

## 第2章 近畿地方建設局の施設等の被災・復旧状況

今回の阪神・淡路大震災により、近畿地方建設局においては、職員等が死傷するなどの人的被害を受け、また、庁舎・宿舍の損壊、地建管内の道路及び河川、海岸、砂防等の直轄所管施設に大きな被害を受けた。

地震発生後、近畿地方建設局は、直ちに災害対策本部を設置し、職員の安否確認、所管施設等の被災状況の把握に最大限努め、復旧に向けて対応した。

各事務所においては、所管施設の点検を迅速に行い、被災状況を把握し、緊急措置の実施や二次災害の危険性の有無について調査し、応急復旧工事を行った。

その後、本復旧工事に向けて関係機関との調整を図りつつ、必要な箇所において、調査、測量、詳細設計を実施し、本復旧工事に着手し、一部完了しているところである。

### 第1節 人的被害及び庁舎・宿舍

#### 1 人的被害

##### (1) 被災地内居住職員

近畿地方建設局職員の被災地内居住職員数は、下表のとおりで、全体職員数の約15%にあたる370人である。

表2-1 被災地内居住職員数

地建全職員数	被災地内居住職員数（単位：人）		
	官 舎	自 宅 等	計
2,484	257	113	370 (14.9%)

被災地：明石市・神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・伊丹市・川西市・尼崎市・洲本市・津名郡（淡路島）

##### (2) 人的被害

職員等の人的被害は、下表に示すとおりであり、職員等で亡くなられた方が4名、負傷された方が12名である。

表2-2 職員等の人的被害

（単位：人）

	職 員	家 族	計
死 者	1	3	4
負 傷 者	4	8	12
計	5	11	16

### (3) 避難した職員数

地震発生当初は、家屋の損傷、ライフラインの不通等で実家等に避難していた職員数は、表2-3に示す149名であり、地震発生後約2ヵ月後でも76名の職員が避難していたが、平成7年5月4日には全て解消した。

表2-3 避難した職員数

(単位：人)

	家屋の倒壊	家屋の損傷等	家財の損壊等	計
避難数	37	13	99	149
平成7年3月7日現在	14	5	57	76

## 2 庁舎・宿舍

### (1) 庁舎

庁舎の被災状況は、本局及び各事務所とも執務に影響を及ぼすほどの被害はなかったが、内外壁の亀裂、窓ガラスの破損等なんらかの被害を受けた事務所は、11事務所であった。

本局内は、什器類等に多少の被害があり、ロッカーの転倒がみられた程度で、特に大きな被害はなかった。

本局が入っている大阪合同庁舎第一号館の被災状況を表2-4、主な事務所の被災状況を表2-5に示す。

表2-4 大阪合同庁舎第一号館（本局入居）の被災状況

被災箇所	被災状況
本館各階	・内壁クラック多数(0.30×1.5m)
本館一階郵便局内	・天井(梁)クラック 1ヶ所(約5m)
本館二階(西、中央)、三階(東)	・床クラック 3ヶ所(1.2×1.4m)
第二別館地下一階国税局	・ガラスひび割れ1枚
本館西端部2ヶ所	・1号館と隣館である3号館との境界に一部地盤沈下した部分がある。

表 2 - 5 主な事務所の被災状況

事務所名	被災状況
六甲砂防工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎本体の被害は比較的軽微であったが、内部の天井や空調の吹出し口、厨房施設の破損があった。</li> <li>・構内アスファルト舗装の亀裂、屋外給排水及びガス管の損傷があった。</li> <li>・建物としては、正面門扉、車庫シャッター、身障者用スロープ、花壇、外構フェンスの破損があった。</li> <li>・据置ロッカー、テレビ、シュレッダー等が破損した。</li> </ul>
阪神国道工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎は一部壁に亀裂が生じた程度で被害は比較的軽微であった。</li> <li>・構内アスファルト舗装の亀裂、屋外給排水管類の損傷、側溝や花壇の破損があった。</li> <li>・建物としては、玄関庇、身障者用スロープ、玄関出入り口階段部が破損した。</li> </ul>
大和川工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラス（13枚）の破損及び給水設備の一部からの漏水が生じた。</li> <li>・鉄塔基礎（1基）アンカー部分のコンクリートの破損があった。</li> </ul> <p>平成7年1月26日 20:00 鉄塔の緊急対策作業開始                      平成7年1月27日 00:00 鉄塔の緊急対策作業完了                      （迂回回線により通信網は確保した）</p>
姫路工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎は2階トイレ壁（長さ40～50cm）クラック、洗車用の洗い場に陥没が生じた。</li> </ul>
近畿技術事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラス（86枚）の破損及び壁数カ所にクラックが生じた。</li> </ul>



写真 - 1 阪神国道工事事務所構内アスファルト舗装の亀裂

## (2) 宿 舎

宿舍の被災状況は、居住不可となった宿舍が24戸で、居住可能でも窓ガラスの破損、柱のゆがみ、内・外壁の剥離、クラックなどの被害がみられた。表2-6に宿舍等が被災し、影響を受けた職員数を示す。

また、災害対策本部は、以下の措置を講じ、被災職員の宿舍の確保を図った。

### ①空き宿舍等の提供

宿舍又は自宅が使用不能になり新たに宿舍が必要となった職員（36名）に対しては、急遽建設した仮設宿舍（深江）8戸及び他の空き宿舍を提供した。

### ②共済宿舍施設の開放

被災職員及び家族に対し共済宿泊所の平安房（京都）を、通勤困難等の職員に対しては共済宿泊所の淀乃寮（大阪）を、それぞれ開放した（期間は平成7年1月23日から4月30日までの予定で実施）。利用状況は、平安房が日平均2名、淀乃寮は10名程度であった。

表2-6 宿舍等が被災し、影響を受けた職員数  
(単位：人)

	宿 舎	自 宅	計
1) 全 壊・使用不能	28	12	40
2) 半壊等重大な損傷	11	9	20
3) ライフラインの停止等*	243	90	333
計	282	111	393

\*：1)、2)に至らない家屋等の損傷した人を含む



写真-2 仁川台職員宿舍の被災状況

被災宿舎の復旧は、使用不能宿舎については取壊し後建替又は全面改修を行う計画で、現在施工中である。なお、被害宿舎の修繕対象戸数は、218戸あり、建替は阪神国道工事事務所の千種宿舎10戸、千種北宿舎2戸、仁川台宿舎6戸の計18戸であり、全面改修は六甲砂防工事事務所の千種職員宿舎1戸である。

宿舎修繕の復旧は、平成7年12月現在で約6割（132戸）となっている。

表2-7に阪神地区の宿舎の被害及び復旧状況等を示す。

表2-7 阪神地区の宿舎の被害及び復旧状況等

(平成7年12月22日現在)

事務所名	宿舎名	戸数	修繕等の内容		被害宿舎復旧状況
猪名川	東園田その1宿舎	8	舗装、床部修繕	済	平成7年3月完了。 2月中旬～3月末にほぼ完了。 (細部は、若干残っている。)
	東園田その2宿舎	12	内壁、外壁修繕	済	
	緑台宿舎	1	外側、コンクリートブ ロック困障修繕	済	
	武庫山宿舎	2	基礎石積	済	
	伏尾宿舎	3	法面修繕	済	
六甲砂防	鬼塚職員宿舎	9	屋根、内壁、外壁修繕	済	平成7年5月中頃完了。 (内部修繕は未)
	青木職員宿舎	1	外壁修繕	済	
	鴨子ヶ原職員宿舎	2	屋根修繕	済	
	赤坂職員宿舎	1	外壁修繕	済	
	垂水職員宿舎	3	外壁、屋根修繕	済	
	千種職員宿舎	1	全面改修、石積崩壊	未	平成7年2月取壊済 道路境界を確定後石積・敷地造成から着手し全面改修のため、平成7年度未完了である。
甲南寮	13	外壁修繕	済	平成7年9月完了。	
阪神国道	打出浜宿舎	4	内外装、外壁修繕	済	平成7年5月完了。
	神楽町宿舎	1	内裝修繕	未	平成8年3月完了。
	御殿山宿舎	4	内外裝修繕	済	平成7年3月完了。
	松園町宿舎	24	内装、舗装、受水槽	未	平成7年3月末内装完了。受水槽・舗装は平成8年1月完了。
	上甲東園宿舎	6	内装、舗装、石積	未	平成7年3月末内装完了。舗装・石積は平成8年1月完了。
	深江宿舎	28	舗装修繕	未	水道直工工事と調整し現在修繕中。平成8年3月完了。
	松下町宿舎	8	建替え	未	平成7年2月取壊し。震災区画整理業務に編入8年度に建替予定。
	千種宿舎	10	建替え	未	平成7年3月取壊し。平成8年3月建替完了予定。
	千種北宿舎	2	建替え	未	平成7年2月取壊し。千種宿舎に集約。
仁川台宿舎	6	建替え	未	平成7年2月取壊し。平成8年6月完了予定。	
兵庫国道	魚崎宿舎	48	舗装、下水管修繕	済	平成7年6月完了。
	松ヶ丘宿舎	4	内外壁修繕	済	平成7年11月完了。
	垂水宿舎	12	内外裝修繕	済	平成7年7月完了。
	若林宿舎	5	内外壁修繕	済	平成7年8月完了。
阪神地区計		218			

## 第2節 道路施設

### 1 被災概況

直轄国道では、主に国道2号、28号、43号、171号、175号、176号の6路線が被災し、全体の被災箇所は554箇所（路面の被災は202箇所：平成7年4月時点）であった。これにより、上下線全線通行止め17箇所、1車線交互交通など一部交通規制11箇所の規制を実施した。

国道2号は、浜手バイパス（橋脚損傷）やポートライナー線の桁落下等、国道43号は、岩屋高架橋の倒壊及び阪神高速神戸線の一部倒壊等、国道171号は、門戸高架橋の阪急今津線跨線橋部の落橋により通行不能になった。

以下に、主な国道（国道2号、43号、171号、176号）の被災状況について示し、図2-1に交通規制と主な道路被災箇所を示す。

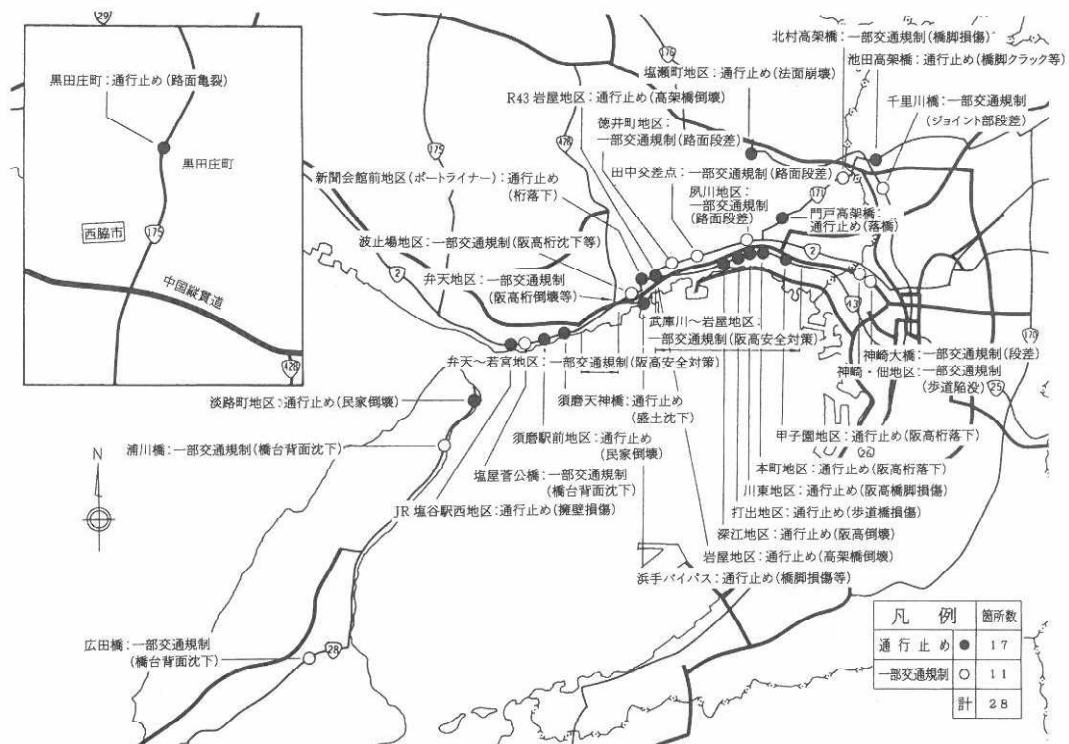


図2-1 交通規制と主な道路の被災状況について



(1) 国道2号

国道2号は、大阪と北九州を結ぶ幹線道路であり、主に表2-8に示す13箇所等で被害を受けた。被災内容は、浜手バイパスの橋脚の座屈、桁のずれや道路の段差等であった。

表2-8 国道2号の主な被災状況

路線名	被災状況	
	被災箇所	被災概要
国道2号	① 神崎大橋（大阪市西淀川区）	段差25～30cm
	② 神崎川～佃地区（大阪市西淀川区）	歩道部30～50cm陥没、長さ1～2mのクラック
	③ 田中交差点（東灘区）	段差20cm
	④ 徳井町地区（東灘区）	段差10cm
	⑤ 塩屋菅公橋（垂水区）	橋台盛土部沈下10cm
	⑥ 須磨駅前地区（須磨区）	歩道上に民家倒壊
	⑦ 須磨天神橋（須磨区）	盛土部沈下
	⑧ 波止場地区（中央区）	下り 阪神公団ビル倒壊
	⑨ 浜手バイパス 全線（中央区）	橋脚クラック等
	⑩ 新聞会館前地区（中央区）	ポトライナー線桁落下
	⑪ JR 塩屋駅西地区（垂水区）	JRの擁壁が危険な状態
	⑫ 夙川地区（西宮市）	段差
	⑬ 岩屋地区（灘区味泥～岩屋）	高架橋倒壊



写真 3 国道2号浜手バイパスの損傷状況

(2) 国道43号

国道43号は、神戸と大阪を結ぶ幹線道路であり、主に表2-9に示す6箇所等で被害を受けた。被災内容は、直上を並行に走る阪神高速神戸線の高架橋の倒壊や落橋により、高架下を走る国道43号が一部交通不能となった。

表2-9 国道43号の主な被災状況

路線名	被災状況	
	被災箇所	被災概要
国道43号	① 甲子園地区（西宮市）	阪神高速神戸線落下 L=80m
	② 本町地区（西宮市）	阪神高速神戸線落橋 L=104m
	③ 川東地区（西宮市）	阪神高速神戸線7座屈 L=115m
	④ 打出地区（芦屋市）	歩道橋落橋 L=50m
	⑤ 深江地区（芦屋市～東灘区）	阪神高速神戸線倒壊 L=635m
	⑥ 岩屋地区（灘区）	高架橋倒壊 L=400m



写真-4 国道43号岩屋高架橋の倒壊現場

(3) 国道 171号

国道 171号は、京都と神戸を結ぶ幹線道路であり、JR 福知山線、阪急今津線などの鉄道と立体交差をしている。国道 171号の被害は、主に表 2-10に示す 4箇所等で、その内、阪急今津線を立体交差している門戸高架橋が落橋する大きな被害を受けた。

表 2-10 国道171号の被災状況

路線名	被災状況	
	被災箇所	被災概要
国道171号	① 池田高架橋（池田市）	橋脚クラック、全面破断（1基） その他12基破損
	② 門戸高架橋[阪急今津線]（西宮市）	落橋
	③ 北村高架橋（伊丹市）	橋脚一部座屈
	④ 甲武橋（尼崎市、西宮市）	橋脚一部座屈及び脊損傷



写真- 5 国道171号門戸高架橋の上部工、阪急電鉄今津線上に落下

(4) 国道 176号

国道 176号、は宮津市から住宅開発の進む三田市を通り大阪に至る動脈で、主に表 2-11に示す 2箇所等で被害を受け、その内、生瀬地区（西宮市）では高さ約28mの山頂から岩石が崩落し、道路をふさぐ被害を受け、崩落法面の応急復旧を終えるまでの約45日間一車線通行を余儀なくされた。また、並行する中国縦貫道の通行止めにより一般交通が集中し約20kmにも及ぶ渋滞が発生した。

表 2-11 国道176号の被災状況

路線名	被災状況	
	被災箇所	被災概要
国道176号	①	千里川橋（豊中市） 橋脚ジョイント段差4cm
	②	生瀬地区（西宮市） 土砂崩れ



写真一 6 国道176号法面崩壊状況（大多田橋付近）



写真一 7 震災に伴う国道176号の渋滞



写真－ 8 阪神高速神戸線川東地区の撤去状況



写真－ 9 阪神高速神戸線深江地区の撤去状況

## 2 緊急輸送路の確保

国道2号については、地震発生後概ね24時間後に2車線を確保し、国道43号については、平成7年1月28日に2車線、平成7年1月30日に4車線を確保した。また、被災地域への救援物資輸送等のため、国道2号は平成7年1月19日に、国道43号は平成7年2月1日に災害対策基本法による緊急物資輸送路線に指定され、さらに、復興物資輸送の円滑化を図るため、国道2号は生活・復興関連物資輸送ルート、43号は復興物資輸送ルートとして平成7年2月25日に、道路交通法に基づき各々指定された。

近畿地方建設局は、JR東海道本線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線の3路線の鉄道が被災を受け不通となったので、阪神間の交通手段を確保するため、兵庫県警・運輸省等と協力して、平成7年1月28日に寸断された鉄道に代わる代替バスのスムーズな運行を目的として、国道43号の上下1車線をバス専用レーンとして、阪神間の乗客輸送に努めた（平成7年3月13日バスレーン廃止）。

表2-12に直轄国道の緊急輸送路確保の流れを示し、図2-2にバス専用レーン設置概要図を示す。

表2-12 直轄国道の緊急輸送路確保の流れ

路線名	年月日	実施内容等
①国道2号	平成7年1月18日 平成7年1月19日 平成7年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生から概ね24時間後に交通確保</li> <li>災害対策基本法による緊急物資輸送路線に指定</li> <li>道路交通法による生活・復興関連物資輸送ルートに指定</li> </ul>
②国道43号	平成7年1月19日 平成7年1月28日 平成7年1月30日 平成7年2月1日 平成7年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神高速道路3号線神戸線深江地区（神戸市東灘区）の倒壊した桁撤去に準備工に着手（本格工事は21日から）</li> <li>2車線確保</li> <li>4車線確保</li> <li>災害対策基本法による緊急物資輸送路に指定</li> <li>道路交通法による復興物資輸送ルートに指定</li> </ul>
バスレーン	平成7年1月28日～ 平成7年2月20日～ 平成7年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>西宮～三宮間（17km）バスレーン設置</li> <li>御影～岩屋間（3.8km）にバスレーン短縮</li> <li>バスレーン廃止</li> </ul>

注）生活・復興関連物資輸送ルート：除外指定車両及び貨物自動車、バス等の車両以外の通行禁止

復興物資輸送ルート：復興等除外車両、バス、タクシー以外の通行禁止

（復興物資輸送車両標章が必要）



### 3 応急復旧状況

近畿地方建設局は、被災による交通規制28箇所のうち、24時間以内に路面段差等10箇所の応急復旧を完了し、2週間以内には24箇所の交通確保（一部交互交通暫定2車及び4車線）を図った。

表2-13に通行止め（上下線通行止め）箇所の状況について示す〔平成7年1月26日13:00現在〕。

表2-13 通行止め（上下線通行止め）箇所について〔平成7年1月26日13:00時点〕

路線名	被災箇所	交通規制その他	復旧作業等
国道2号	① 浜手バイパス 全線 (神戸市中央区)	国道2号等の迂回路あり	被災状況及び復旧に関する現地調査中
	② 新聞会館前 (神戸市中央区)	フラワーロード〔県道新神戸停車場〕の迂回路あり	ポータライナーの桁落下防止作業中
国道43号	① 岩屋地区 (神戸灘区味泥～岩屋)	市道岩屋脇浜線の迂回路を確保	岩屋高架橋の倒壊桁撤去中
国道171号	③ 池田高架橋 (池田市)	旧171号等の迂回路を確保	橋脚補強のためのベント施工中
	④ 門戸高架橋〔阪急今津線〕 (西宮市)	市道中津浜線等の迂回路を確保	破損した残りの橋桁等へのベント設置中

以下に主な国道（国道2号、43号、171号、176号）の被災箇所の一部について、応急復旧状況〔平成7年2月2日6:00時点〕を表2-14～17に示す。

表2-14 国道2号の応急復旧状況

路線名	被災箇所	復旧概況（応急工事完了日）
国道2号	① 波止場地区（中央区）	阪神高速神戸線下部工撤去3基、上部工撤去4スパン（平成7年1月27日）
	② 新聞会館前地区（中央区）	ポータライナー線上部工桁受4箇所（平成7年1月27日）

表2-15 国道43号の応急復旧状況

路線名	被災箇所	復旧概況（応急工事完了日）
国道43号	① 甲子園地区 (西宮市甲子園～今津)	阪神高速神戸線上部工撤去2スパン、下部工撤去1基、上部工桁受2基、下部工補強1基 上下2車線化（平成7年1月27日） 応急工事完了（平成7年1月30日）
	② 本町地区（西宮市本町）	阪神高速神戸線上部工撤去2スパン（平成7年1月27日）
	③ 川東地区（西宮市川東）	阪神高速神戸線上部工撤去2スパン、ランプ上下2スパン撤去 下部工撤去1基 上下2車線化（平成7年1月27日） 応急工事完了（平成7年2月2日）
	④ 打出地区（芦屋市浜町）	主桁と階段桁の連結（平成7年1月22日）
	⑤ 深江地区（芦屋市平田～東灘区）	阪神高速神戸線上部工撤去18スパン、下部工撤去17基 上下2車線化（平成7年1月30日） 応急工事完了（平成7年1月30日）
	⑥ 岩屋地区（灘区味泥～岩屋）	岩屋高架北側上部工撤去完了23スパン 北側下部工撤去完了40基 上下2車線化（平成7年1月29日） 応急工事完了（平成7年1月30日）



表 2 - 16 国道171号の応急復旧状況

路線名	被災箇所	復旧概況（応急工事完了日）
国道171号	① 池田高架橋（池田市）	ハット受及び下部工補強 1 基 （平成7年1月29日）
	② 門戸高架橋〔阪急今津線〕 （西宮市）	上部工撤去 1 スパン（平成7年1月19日） 上部工仮受 20 基（平成7年1月31日）
	③ 北村高架橋（伊丹市）	ハット受及び下部工補強 1 基 （平成7年1月29日）
	④ 甲武橋（尼崎市、西宮市）	橋脚番号10の支保工 1 基 沓補修及び クラック補修等 11 基 応急工事完了（平成7年1月30日）

表 2 - 17 国道176号の応急復旧状況

路線名	被災箇所	復旧概況（応急工事完了日）
国道176号	① 西宮市塩瀬町生瀬	防護工施工〔H鋼建込〕、 1 車線通行継続（平成7年1月30日）
		崩落法面応急対策完了、 2 車線確保（平成7年2月5日）



写真 - 11 国道 176号崩落法面応急復旧状況（平成 7 年 2 月 5 日）

#### 4 高架橋の復旧状況

被災した直轄国道の高架橋の本復旧は、今回の規模の地震にも耐えられる高架橋の再構築や補強を目標とし、「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」によるものとした。

主な項目は、次のとおりである。

- ①橋脚の柔軟性・粘りの向上（コンクリート橋脚では帯鉄筋量の増大、鋼製橋脚ではコンクリートの充填）
- ②上部工の揺れを吸収する免震支承の導入
- ③衝撃的な地震力にも耐えられる落橋防止装置の採用
- ④コンピューターによる地震時動的挙動の解析

高架橋の落橋等の被害を受けた4箇所（国道2号〔浜手バイパス、ポータルライナー〕、国道43号〔岩屋高架橋〕、国道171号〔門戸高架橋〕）の復旧状況について、以下に示す。

##### 1) 国道2号（浜手バイパス）

上下部工・基礎工調査、地質調査の結果を基に、橋脚・基礎の補強等を実施し、今回の規模の地震にも耐えうる構造とする予定である。

現在、被災橋梁撤去工事が完了し、平成8年7月の完成を目途として、復旧工事を鋭意進めているところである。（図2-3参照）

##### 2) 国道2号ポータルライナー

ポータルライナーは、三宮駅から国道2号上空を通り、ポートアイランドを結ぶ延長6.4kmの新交通システムで、この内、国道2号区間のインフラストラクチャー部分（基礎、支柱、桁、駅舎等）の復旧工事を実施した。

応急処理として、上部工の仮受、橋脚のコンクリート巻立を実施、復旧工事については、上部工はこれまでの単純合成箱桁から単純鋼床版箱桁に変更し、上部工（桁）の軽量化を計るとともに、橋脚についてもコンクリートを拘束する鉄筋を大幅に補強した。

平成7年7月31日にポータルライナーが供用、国道2号が暫定供用し、平成7年12月25日に国道2号は全面供用した。（図2-4参照）

##### 3) 国道43号（岩屋高架橋）

岩屋交差点上の橋梁形式をこれまでの単純合成鋼箱桁から3径間連続鋼床版箱桁に変えるとともに、基礎に関しても既存の杭に増杭を施し、今回の規模の地震にも耐えうる構造とし、橋梁形状は景観にも配慮した。

復旧工事を鋭意施工の結果、当初の開通予定（平成8年3月末）を約1ヵ月半繰り上げて、平成8年2月19日に開通した。（図2-5参照）

#### 4) 国道 171号（門戸高架橋）

阪急今津線上にある門戸高架橋の橋梁形式をこれまでの単純合成鋼箱桁から3径間連続鋼床版箱桁に変えるとともに、基礎に関しても増杭を施し、今回の規模の地震にも耐える構造とした。

復旧工事を鋭意施工の結果、当初の開通予定（平成7年12月末）を約1ヵ月繰り上げて、平成7年11月28日早朝から開通した。（図2-6参照）



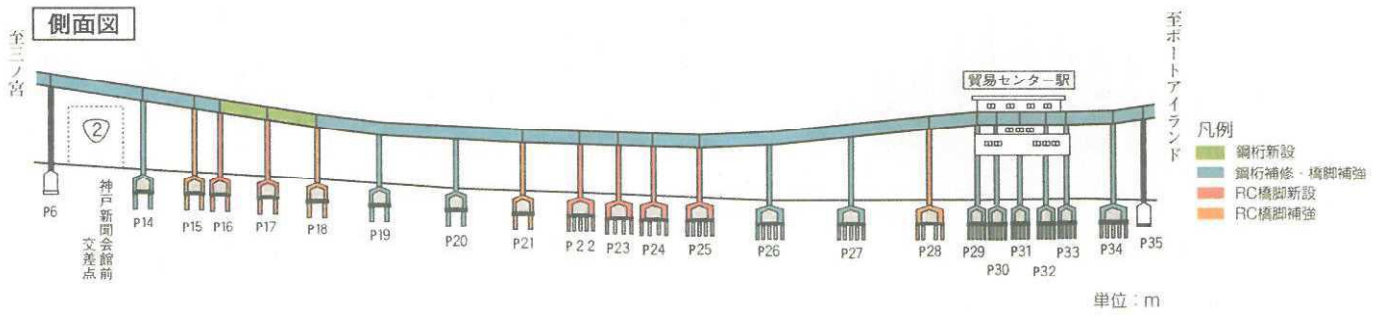
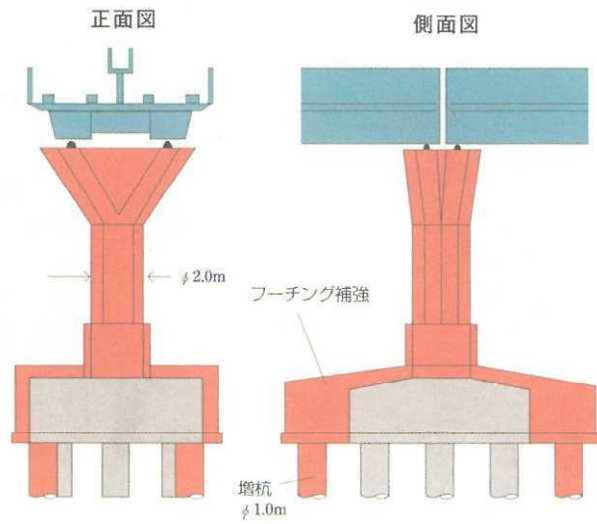


図 2 - 4 国道 2 号ポートライナー復旧概略図

復旧一般図

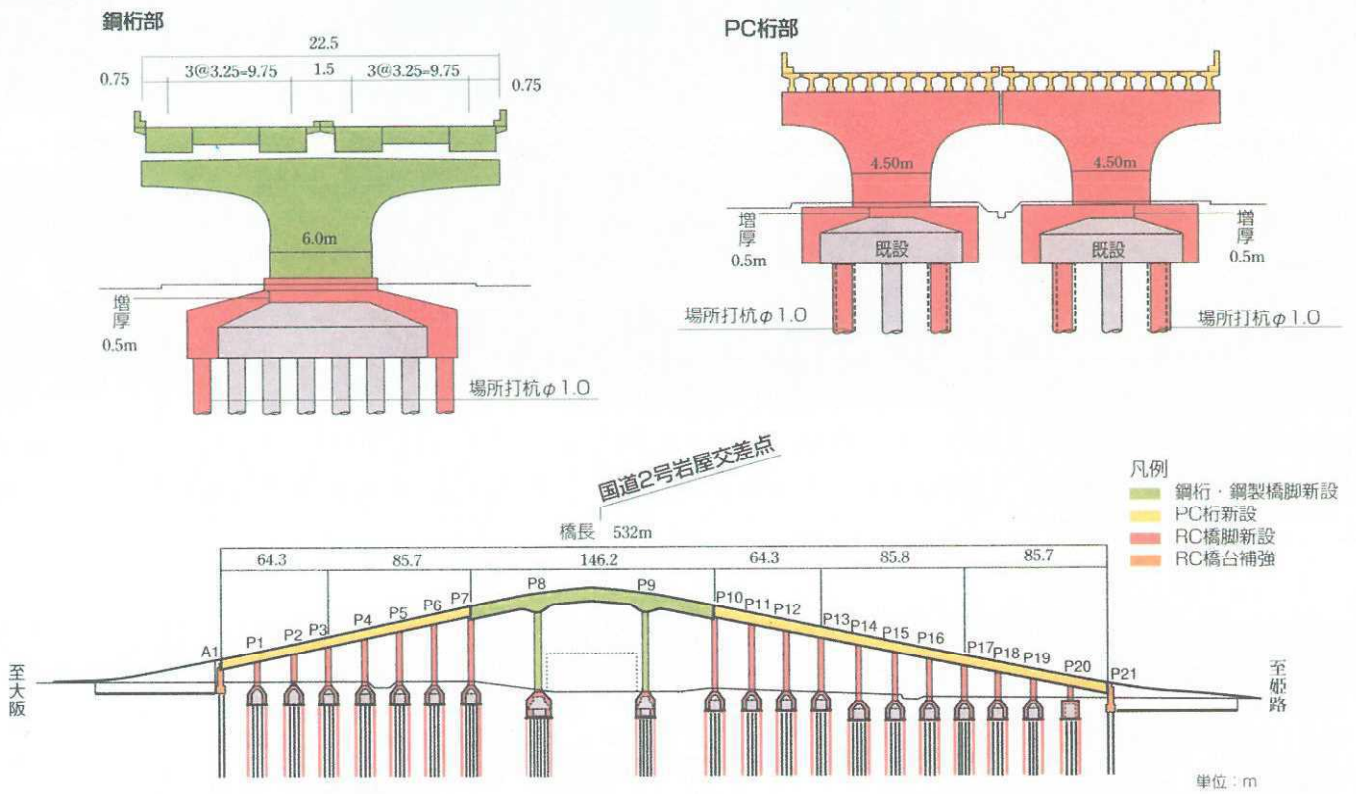


图 2 - 5 国道43号岩屋高架橋復旧概略图

復旧一般図

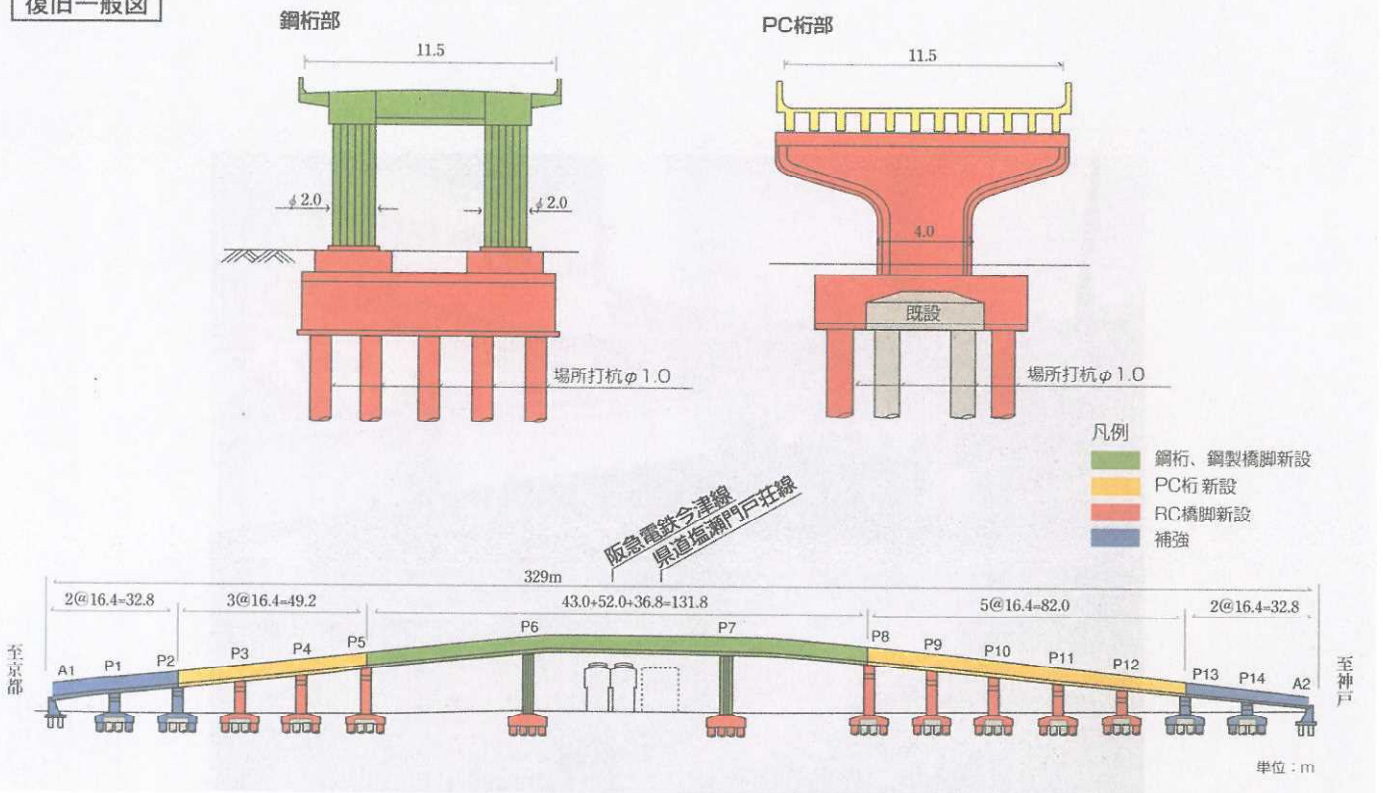


図 2 - 6 国道171号門戸高架橋復旧概略図



写真-12 国道43号岩屋高架橋の撤去状況





写真-13 国道2号浜手バイパス復旧状況



写真-14 国道2号ポータルライナー復旧状況



写真-15 国道171号門戸高架橋の撤去状況

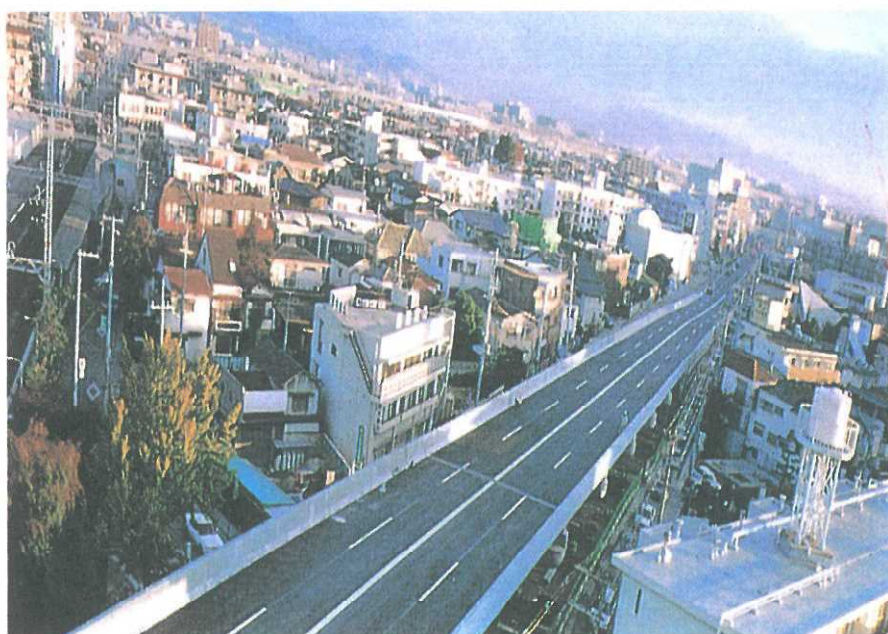


写真-16 国道171号門戸高架橋の供用開始状況

### 第3節 河川・海岸及び砂防施設

#### 1 河川

##### (1) 被災概況

阪神・淡路大震災において河川堤防に大きな被害を受けたのは、沖積層からなる大阪平野低平地を流れる淀川及び猪名川の下流部である。沖積層は、2万年程前から現在までにできた新しい地層であり、いわゆる軟弱地盤を形成している。今回の地震では、こうした軟弱地盤上に築造された堤防に大きな被害が集中している。

近畿地方建設局管内における河川管理施設の被害は、6水系8河川の堤防等77箇所において崩壊及びクラック等の被害が発生した。精査の結果、被害の大きな4河川32箇所について河川災害復旧工事として着手した。表2-18に4河川の被災状況等を示す。

表2-18 河川の被災状況等

河川名	災害復旧箇所数 (箇所)	緊急復旧箇所数 (箇所)	被災状況
淀川	19	3	堤防陥没、沈下及び縦横断亀裂等
猪名川	8	3	堤防沈下及び縦横断亀裂等
加古川	3	0	堤防縦横断亀裂等
由良川	2	0	護岸傾斜、樋門本体クラック
計	32	6	

##### (2) 復旧状況

###### 1) 淀川

堤防の陥没等による二次災害防止の観点から、特に被害の大きかった淀川下流部の西島地区（大阪市此花区）、高見地区（大阪市此花区）、右岸の西島地区（大阪市西淀川区）の3箇所（図2-7参照）については、緊急復旧工事に着手した。なお、西島地区については、復旧に1年以上の工期を要するため、既設堤防法線より40m前面に鋼矢板二重締切堤防を構築する緊急復旧2次工事を実施した。

本復旧にあたっては、液状化による基礎地盤の緩みにより大きな陥没沈下をした淀川下流部の西島地区、高見地区、右岸の西島地区について、今回の地震規模でも十分に耐えうるよう再度災害防止の観点から、河川工学、土質工学等の専門家を中心とした対策工法検討委員会を設置し、軟弱地盤上に築堤する堤防の耐震化対策を実施することとした。

表2-19に淀川の被災、復旧状況を示し、表2-20に淀川の本復旧内容について示し、図2-8に本復旧工法を示す。

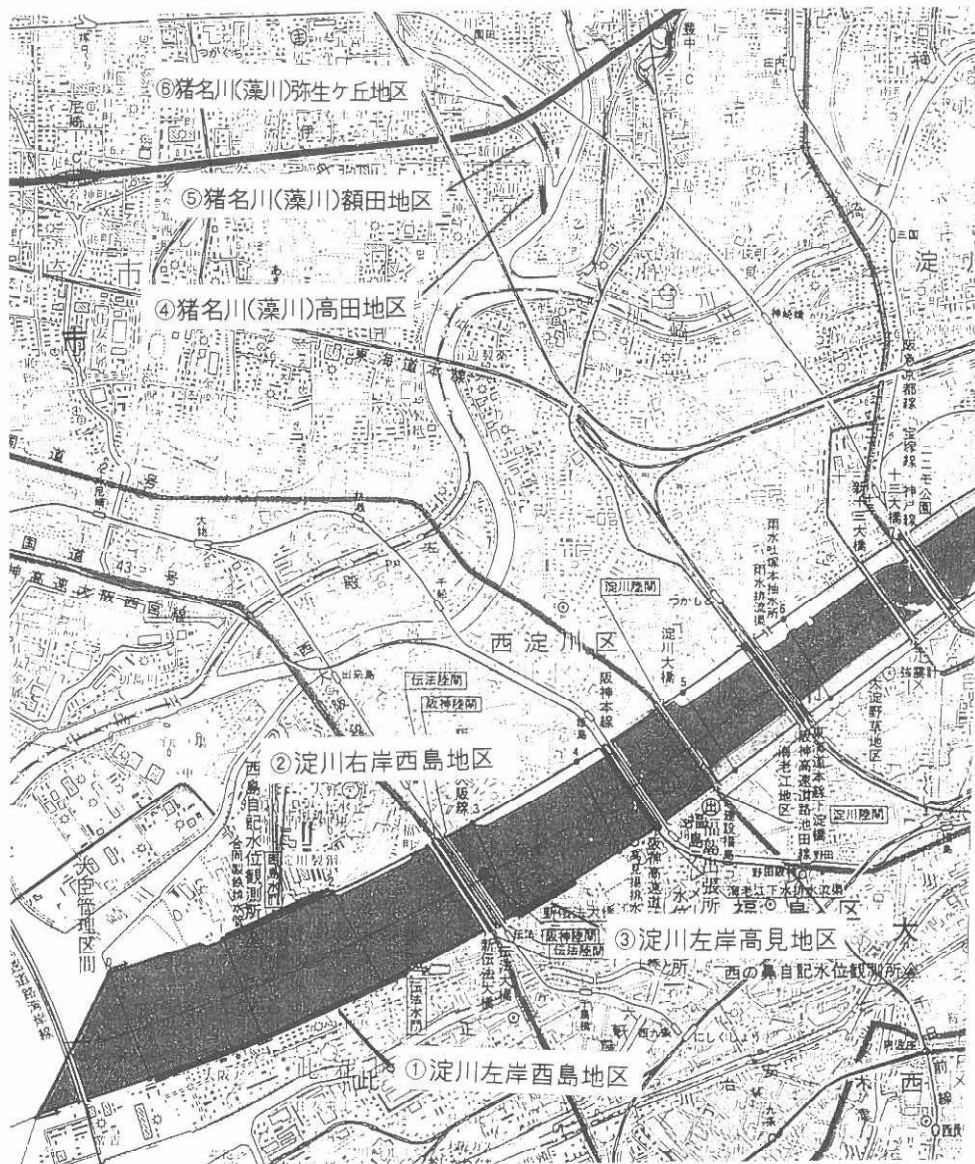


図 2-7 淀川、猪名川（藻川）の被災箇所位置図

表 2-19 淀川の被災、復旧状況

河川名	被災箇所	被災状況	復旧状況
淀川	① 大阪市此花区 西島地先 左岸L=2,130m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天端クラック</li> <li>・堤防の陥没、崩壊</li> <li>・川裏側法覆護岸のはらみ出し、破損</li> <li>・パラペットの傾き</li> </ul>	平成7年1月19日緊急復興1次着手 平成7年1月30日緊急復旧1次完了 平成7年1月25日緊急復旧2次対策着手 平成7年6月4日緊急復旧2次対策完了 (仮締切堤) 平成7年3月29日本復旧完了
	② 大阪市西淀川区 西島地先 右岸L=750m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防天端～裏法尻にかけて2m陥没</li> <li>・天端は縦断方向にクラック</li> </ul>	平成7年1月26日緊急復旧完了 平成7年2月15日本復旧着手 平成7年6月15日本復旧完了
	③ 大阪市此花区 高見地先 左岸L=130m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天端沈下</li> <li>・堤防法面のはらみ出し</li> <li>・川裏側石積押出</li> </ul>	平成7年1月25日緊急復旧完了 平成7年2月15日本復旧着手 平成7年6月15日本復旧完了

表 2 - 20 淀川の本復旧内容

河川名	被災箇所	本復旧内容
淀川	① 大阪市此花区 西島地先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防基礎地盤の液状化と堤体土砂の側方流動により陥没</li> <li>・崩壊したため、復旧は旧堤防を全面撤去し、急速施工で再構築の必要があった。このため、施工中の地盤の支持力確保、すべりの防止を図ること、再度地震による液状化を防ぐこと、周辺民家への影響を最小限にするため、弱体化した堤防直下の砂質土層を強化する深層混合処理工法を採用した。</li> <li>また、堤防表法勾配を従来より緩やかにし、かつ、環境に配慮した堤防とすることとした。</li> </ul>
	② 大阪市西淀川区 西島地先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防基礎地盤の液状化により、堤内側法先（船溜まり）の側方移動、堤体の裏側の部分的なすべりや沈下が生じたが、堤体表側にはあまり被害が生じていない。なお、当該区間は、過去に地盤改良のためのサンドコンパクションパイルが施工されており、今回の地震による堤体の被害軽減に効果があったものと推測される。</li> <li>・この箇所の復旧は、崩壊した裏法先にすべりを抑制する排水機能付鋼矢板を二重に施工し、さらに、液状化を抑制するため過剰間隙水圧を解放するドレーンを設置するものとした。</li> </ul>
	③ 大阪市此花区 高見地先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防基礎地盤の液状化による堤内側法先部分の側方流動により腰積擁壁、裏法覆が崩れた他、堤体中心部に亀裂が発生し、堤内側半断面が20cm程度沈下した。</li> <li>・当該箇所で深層混合処理工法等による基礎地盤を改良するには、堤体を相当広く除去することが必要となり、本堤全体の弱体化とその影響が堤体表側にまで影響する恐れがあること、さらには工事が大規模かつ長期にわたるため、民家への振動、騒音や生活道路の支障等の影響も避けられないこととなるため、復旧工法は裏法尻に横方向変動抑止のため排水機能付鋼矢板を施工するとともに法尻ドレーンを設置して基礎の液状化を抑制し、過剰間隙水圧を解放する対策工法を採用した。</li> </ul>



写真-17 淀川・西島地区緊急復旧1次工事

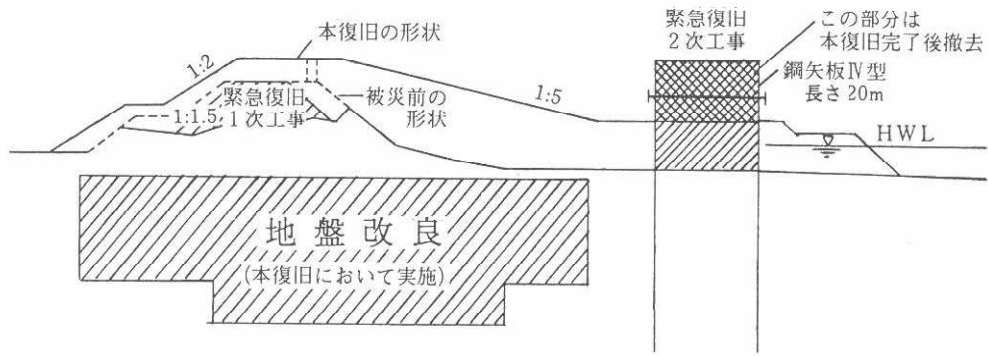


写真-18 淀川・西島地区緊急復旧2次工事

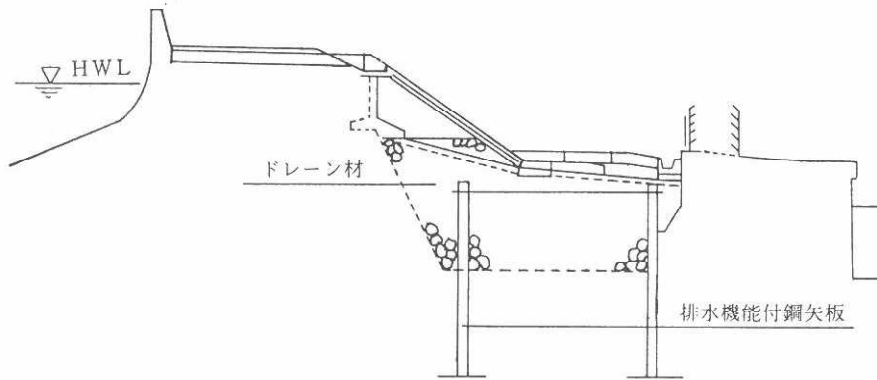


写真-19 淀川・西島地区本復旧工事（深層混合処理工法）

[淀川左岸西島地区標準横断面図]



[淀川右岸西島地区標準横断面図]



[淀川左岸高見地区標準横断面図]

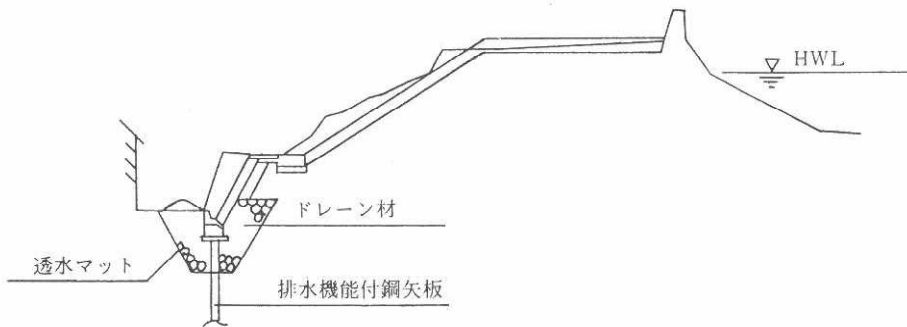


図2-8 淀川の本復旧工法

2) 猪名川（藻川を含む）

猪名川（藻川を含む）においては、堤防の陥没等による二次災害防止の観点から特に被害の大きかった下流部右岸の高田地区、額田地区、弥生ヶ丘地区（兵庫県尼崎市）の3箇所（図2-7参照）について、緊急復旧工事に着手した。

本復旧にあたっては、液状化による基礎地盤の緩みにより大きく堤防が陥没をした額田地区について、対策工法の検討を行い、堤防直下の緩い砂質地盤を対象に深層混合処理工法を実施するものとした。

表2-21に猪名川の被災、緊急復旧状況を示し、表2-22に猪名川の本復旧内容、図2-9には深層混合処理工法を示す。

表2-21 猪名川の被災、復旧状況

河川名	被災箇所	被災状況	復旧状況
猪名川 (藻川を含む)	④ 尼崎市高田町地先 右岸L=80m	・堤防沈下 ・堤防裏亀裂擁壁崩壊	平成7年1月26日本復旧完了
	⑤ 尼崎市額田町地先 右岸L=80m	・堤防（天端兼用道路）沈下 ・堤体亀裂 ・高・低水護岸破損	平成7年1月25日応急復旧完了 平成7年2月14日本復旧着手 平成7年6月15日本復旧完了
	⑥ 尼崎市弥生ヶ丘町 地先 右岸L=80m	・堤防沈下 ・高・低水護岸破損	平成7年1月25日応急復旧完了 平成7年3月11日本復旧着手 平成7年6月15日本復旧完了

表2-22 猪名川の本復旧内容

河川名	被災箇所	本復旧内容
猪名川 (藻川を含む)	尼崎市額田町地先 右岸L=155m	・基礎地盤の液状化により堤防が陥没したため、復旧は全堤防断面を撤去し、緊急施工で再構築の必要があった。このため、施工中の地盤の支持力確保、地震による液状化を防ぐこと、周辺民家への影響を最小限にするため等、弱体化した堤防直下の砂質土層を強化する深層混合処理工法を採用した。

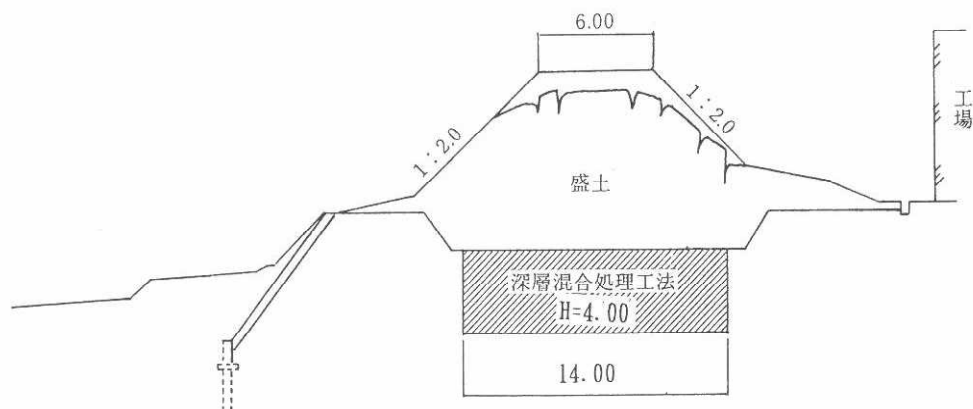


図2-9 猪名川額田地区標準横断面図





写真-20 猪名川（藻川）高田地区の被災状況

## 2 堰

### (1) 被災概況

堰の被害では、重大な被害はなかったが、震源地から約25km離れた加古川河口から12km地点にある加古川大堰（図2-10参照）で、塗装工事のため巻き上げられていた4号ゲートの軽構造部戸当たりが損傷した。

### (2) 復旧状況

復旧工事は、再度災害防止のための構造改良も含めて施工した（平成7年5月末完成）。

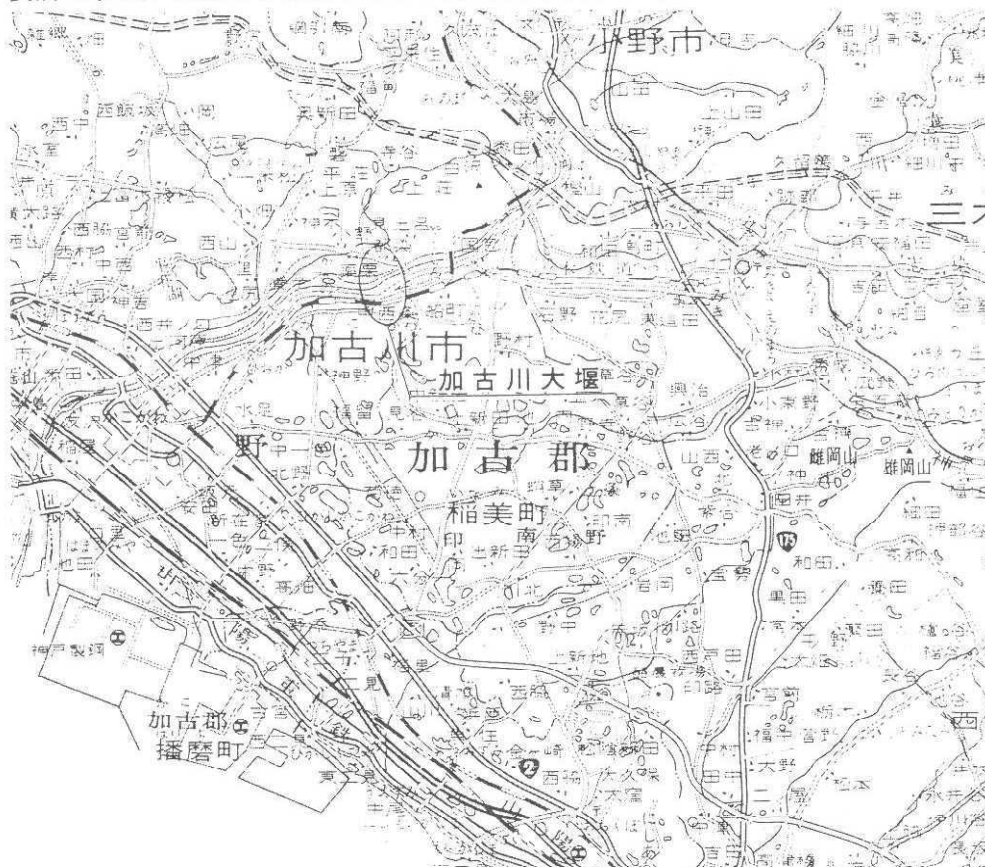


図2-10 加古川大堰位置図



写真-21 加古川大堰の被災写真

### 3 海岸

#### (1) 被災概況

海岸施設の被害は、東播海岸の4箇所で見られた(図2-11参照)。被災箇所は、震源地から2.5~14kmと近く、震度階は5~6程度に相当するものと考えられる。海岸施設の被災状況について、表2-23に示す。

表2-23 海岸施設の被災状況

海岸名	被災箇所	被災状況
東播海岸	① 狩口台地先 (垂水工区)	・堤防天端の越波敷が、L=103mにおいて最大19cmの沈下、特殊堤背後の空洞、亀裂
	② 大観地先 (明石東部工区)	・堤防天端の越波敷が、L=282mにおいて最大27cmの沈下、特殊堤背後の空洞、亀裂5cm
	③ 船上地先 (明石東部工区)	・堤防天端の越波敷が、L=260mにおいて最大55cmの沈下、特殊堤背後の空洞、亀裂10cm
	④ 江井ヶ島地先 (明石西部工区)	・護岸天端が、L=80mにおいて最大4cmの沈下及び亀裂



図2-11 東播海岸被災箇所位置図

(2) 復旧状況

津波がなかったこと及び堤防背面の被災であったことから、緊急復旧は実施してないが、本復旧は平成7年3月に着手し、平成7年7月までに完了した。  
海岸施設の復旧内容及び工法について、表2-24、図2-12に示す。

表2-24 海岸施設の復旧内容

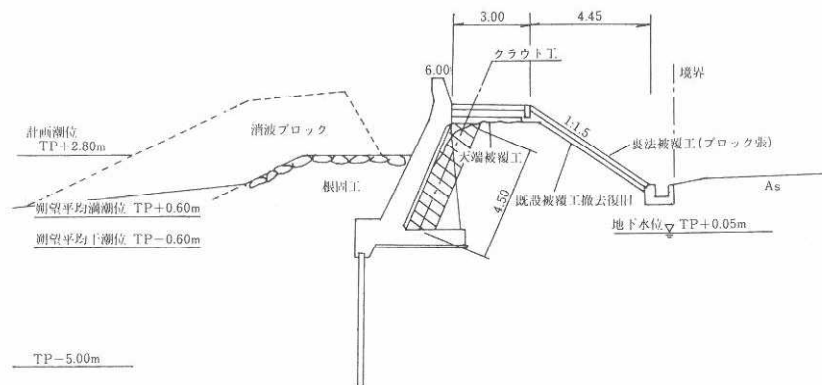
海岸名	被災箇所	復旧内容
東播海岸	① 狩口台地先 (垂水工区)	・天端及び裏法被覆工(L=103m) ・グラウト工(L=103m)
	② 大観地先 (明石東部工区)	・天端及び裏法被覆工(L=155m) ・嵩上げ工(L=127m)、グラウト工(L=282m)
	③ 船上地先 (明石東部工区)	・天端及び裏法被覆工(L=260m) ・グラウト工(L=260m)
	④ 江井ヶ島地先 (明石西部工区)	・天端工(L=80m)

[兵庫県明石市大観地先]

(海側)

[11.0K+100m]

(陸側)



[兵庫県明石市船上地先]

(海側)

[11.4K+128m]

(陸側)

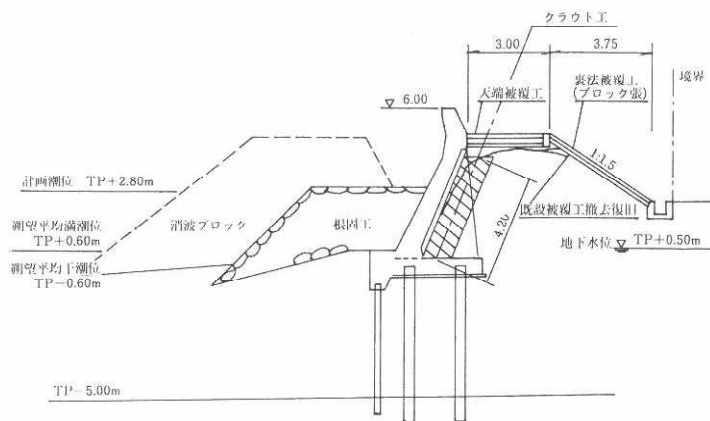


図2-12 東播海岸本復旧工法



写真-22 東播海岸（明石市大観町地先）の完成写真

## 4 砂 防

### (1) 被災概況

地震発生時、六甲山系の砂防施設は、砂防ダム約 430基、流路工25基、山腹工 2 箇所等の施設が設けられており、震後実施された点検の結果、亀裂が生じたり、多少の漏水が認められた施設はあったものの、防災上特に重大な問題となるようなものはみられなかった。

また、今回の地震により六甲山には、約 450箇所の新たな崩壊地が確認されたほか、地山に多数の亀裂や緩みが生じ、その後の降雨等により土砂災害の発生する危険性が高まった。事実、その後の降雨により崩壊が拡大したり、新たに発生した崩壊地が幾つもあることが地震後何度か行われた調査で判明している。

### (2) 復旧状況

地震後の降雨等により二次的な土砂災害の発生が懸念されることから、被災した砂防施設の復旧に加え、緊急調査により土砂災害の危険度が高いと判断された溪流については、緊急対策として出水期までに対策を実施する必要があった。砂防設備の復旧としては、砂防ダム 4 箇所、流路工 3 箇所、護岸工 3 箇所の計10箇所において実施した。復旧内容は、砂防ダムに対する腹付けならびにグラウト工による漏水対策及び流路工、護岸工の改築等である。また、危険溪流に対する緊急対策としては、鋼製枠堰堤17基、既設堰堤の除石12基、山腹工 2 箇所の工事発注を 3 月までに完了した。その後も山体の緩みに対して新たな砂防ダム等の設置や既設堰堤の補強等の工事、警戒避難体制の強化を図るためのワイヤセンサー、雨量計等の設置など、二次災害防止のための対策を続けている。また、この地震を契機とし、山麓部の市街地を土砂災害から守るとともに、良好な都市環境の創造に寄与することを目的として、「グリーンベルト整備事業」を進め、事業用地の取得などに着手している。

このほか、建設省、兵庫県、関係各市で構成する「総合土砂災害対策推進連絡会」により、危険箇所や被害予想区域図の公表、警戒避難誘導體制の確立、避難訓練の実施等が行われている。

また、二次災害防止対策工事の起業地を早急に確保する必要が生じたため、関係機関との協議及び地権者の特定ならびに説明等精力的に実施し、2月上旬から順次承諾を得ることができた。

六甲山系震後対策のハード対策、ソフト対策をそれぞれ図 2-13、図 2-14に示し、二次災害防止のための機器等の設置状況を表 2-25に示す。

表 2-25 二次災害防止のための機器等の設置状況

内 容	設 置 数 等
ワイヤセンサー	17 箇所
雨量計テレメーター観測局	6 局
衛星系雨量計	6 箇所
警報表示板付雨量計	24 箇所
地震計	3 箇所
監視カメラ	5 箇所
危険区域図及び 被害予想区域図配布	約327,400枚配布 (神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市)
危険箇所看板設置	224 箇所 (神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市)

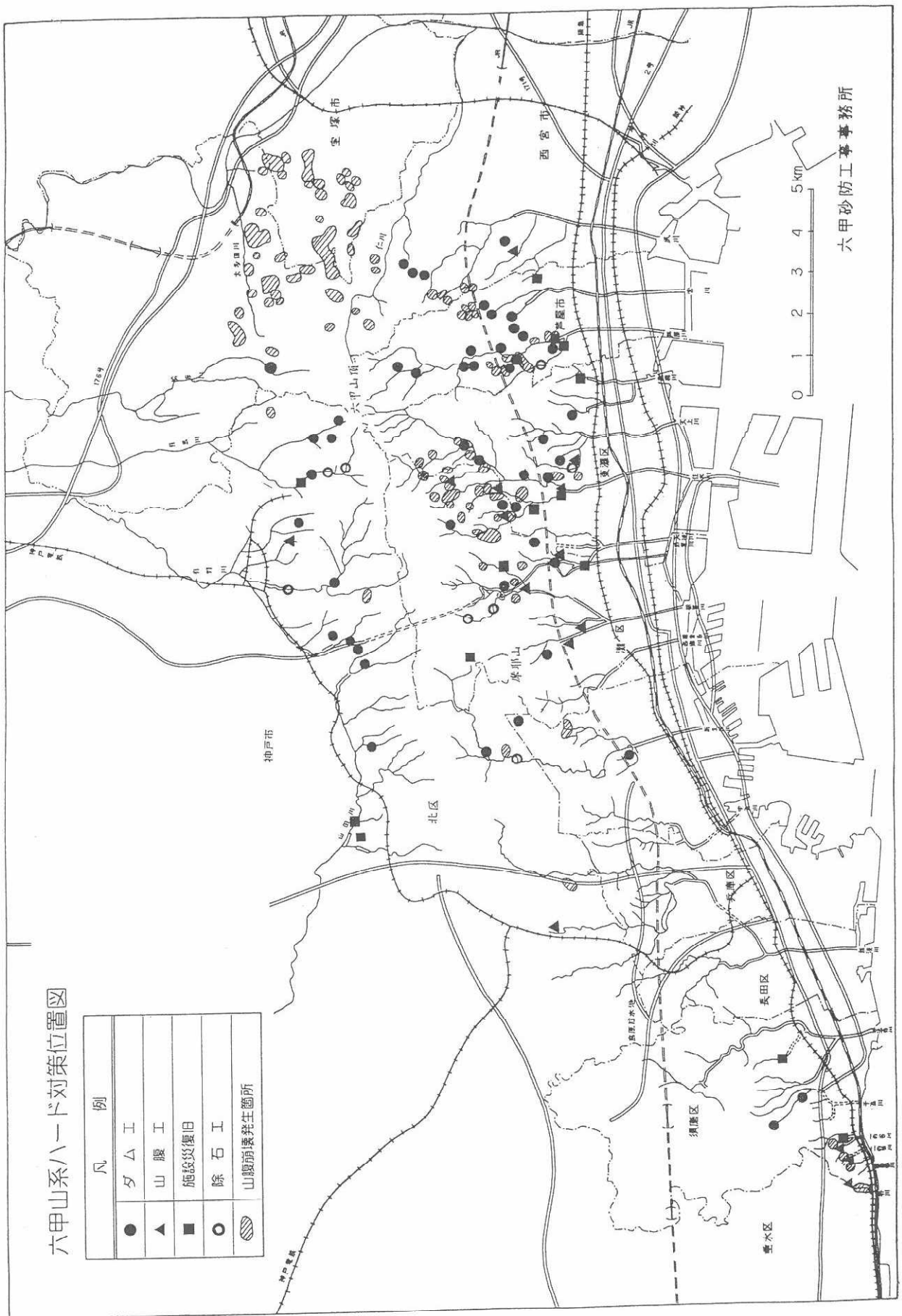


図 2 - 13 六甲山系震後対策（ハード対策）位置図

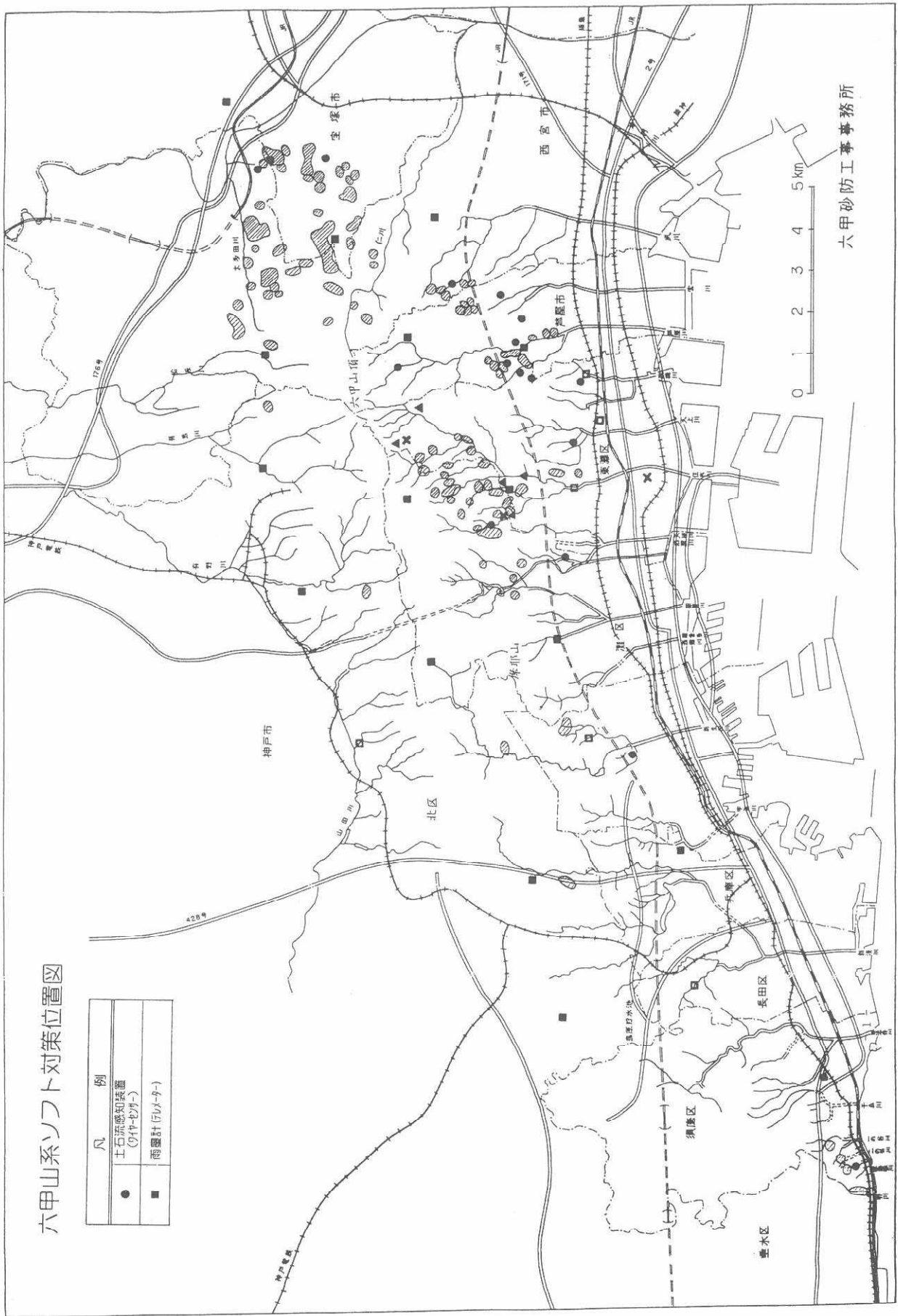


図2-14 六甲山系震後対策(ソフト対策)位置図





写真-23 ヘリコプターによる緊急砂防ダムの施工（渦ヶ森鋼製枠堰堤）

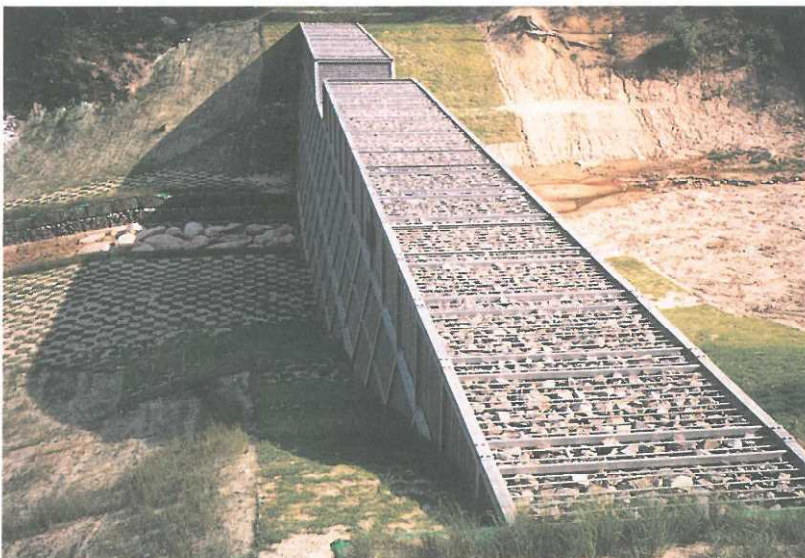


写真-24 緊急鋼製枠砂防ダムの完成（西長背鋼製枠堰堤）

## 第4節 営繕施設

### 1 被災概況

近畿地建管内で営繕部全体が関係する施設は、約 680件であり、うち今回被災した建築物は82件である。中でも神戸地方合同庁舎、神戸第2地方合同庁舎など10件の建築物については、地震後の火災や建物の壁等の破損、傾斜など大きな被害が発生し、建て替えや大規模改修が必要となった。

図2-15に官庁施設被害位置図を示し、表2-26に主な官庁施設の被災状況と復旧状況を示す。

表2-26 主な官庁施設被災状況と復旧状況

NO	建物名(所在地)	被災状況	復旧状況
1	神戸地方合同庁舎 (神戸市中央区)	・火災発生、躯体の破損	・内外部復旧工事实施中
2	神戸第2地方合同庁舎 (神戸市中央区)	・壁、柱の破損	・内外部復旧工事实施中
3	神戸海洋気象台 (神戸市中央区)	・躯体の破損、亀裂	・内外部復旧工事实施中 ・傾斜建物については建替予定
4	海技大学校 (兵庫県芦屋市)	・躯体の破損、亀裂	・内外部復旧工事实施中 ・傾斜建物については建替予定
5	神戸税関 (神戸市中央区)	・躯体及び渡り廊下の破損、亀裂	・内外部復旧工事完了 ・傾斜建物については建替予定
6	神戸税関麻薬探知犬センター (神戸市中央区)	・建物が傾斜	・傾斜建物については建替予定
7	神戸税関ポートアイランド北監所 (神戸市中央区)	・建物が傾斜	・傾斜建物撤去完了 ・傾斜建物については建替予定
8	神戸税関摩耶埠頭出張所 (神戸市灘区)	・建物が傾斜	・傾斜建物撤去完了 ・傾斜建物については建替予定
9	神戸税関東灘出張所 (神戸市東灘区)	・建物が傾斜	・傾斜建物撤去完了 ・傾斜建物については建替予定
10	国立京都国際会館 (京都市左京区)	・躯体の破損、亀裂 ・不同沈下	・大規模改修実施中

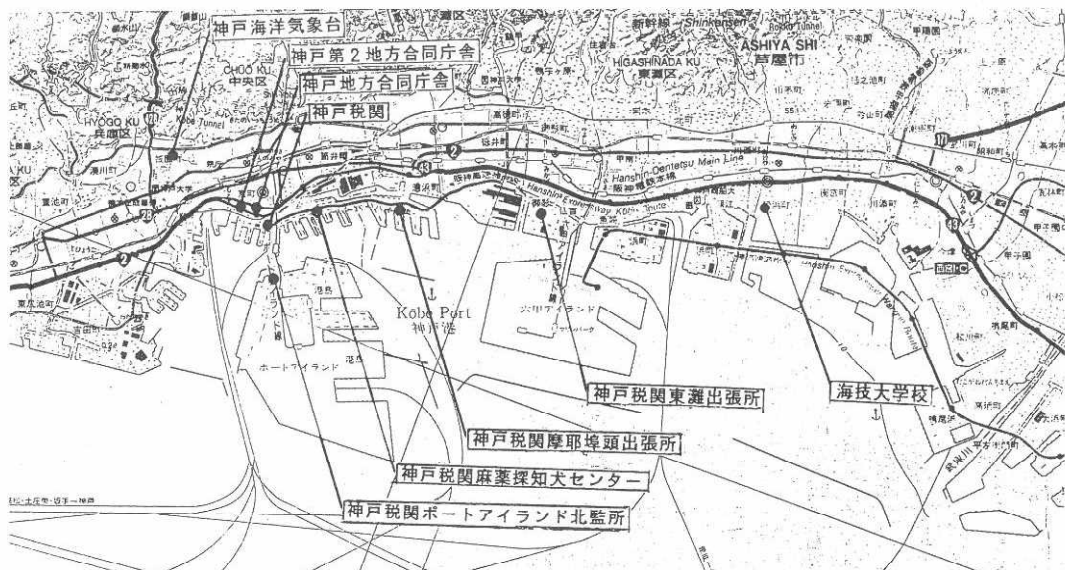


図2-15 官庁施設被害位置図

## 2 復旧方針

復旧方針は、特に被害が大きいものを除き、原則として現状復旧とし、その中でも特に人命の安全対策や二次災害を防ぐためのもの、電気・水など生活環境を確保するためのものを「応急復旧」として優先させた。

本復旧についても、震災前の現状に戻す復旧が大前提ながら、構造補強等は、新耐震設計基準に極力近づけることを方針として定めた。

なお、特に被害が大きいものについては、建て替えることとした。

## 3 主な施設の復旧工事内容

### (1) 神戸地方合同庁舎

建築関連では、亀裂や火災によって、耐力が不足していることを念頭に置き、復旧工事が行われた。柱、梁、耐震壁など主要構造部を鉄板で補強し、内外壁亀裂のエポキシ樹脂注入補強や内装の汚染・破損箇所の改修、外壁破損部の復旧や外装タイルの張り替え、ピンニング止めなど、全館にわたる改修作業になった。

そのため、仮移転の必要が生じたが、全館の仮移転先の確保が困難なため、順次工事を進めることになった。まず、1階の共用会議室と駐車場に設置したプレハブ庁舎を仮移転先として用意し、2階から順次工事を進めていたが、工事の長期化が懸念された。そこで、比較的被害の少なかった別館に入居している通商産業検査所が平成7年9月末で大阪に統合されるのを期に、この別館を改修して仮移転先として使用し、工事のスピードアップを図った。

1階及びB1階は上部階の工事が終了し、各官署が移転先から戻った後に工事を行い、外構整備も併せて実施する計画とした。主な改修内容を表2-27に示す。

表2-27 神戸地方合同庁舎の主な改修内容

項 目	内 容	
柱	・鉄板により、帯筋の補強を行う。	
梁	・鉄板により、あばら筋の補強を行う。	
壁	・不足せん断力を算出し、鉄板によりせん断力補強を行う。	
一般壁の亀裂改修	・外壁の補強工事（亀裂部分へのエポキシ樹脂注入補強、既存タイル仕上げ面のステンレスピン止め補強、落下タイル面の張り替え補修）	
地盤沈下した4階部分の外構の改修工事及び火災が	電気設備関連	・火災や消火水で被害を受けた照明器具が多く、建築の改修に併せて整備を行った。また、自家発電設備は水冷式を空冷式に更新した。
	機 械 設 備	・火災の煤煙で汚れのひどかった空調用ダクトを冷房開始前に清掃した。各階に設置されている空調機は機能が劣化したため、更新を計ると共に、全面的に使用不能なファンコイルユニットを配管を含め、更新した。
	便 所	・周囲に配置された耐震壁の鉄板張り補強により全面改修した。それに伴い衛生器具、給排水配管の更新を行った。
	エレベータ周囲に配置されている壁や梁	・亀裂改修や鉄板張り補強の部位が多く、干渉し合うことから、更新を行うことになった。
その他	・仕上げとして、主要構造補強に伴って、1階ホール回り及び各階コア回り（沸かし、便所、階段、エレベータホール、廊下）の全面改修を行い、事務室の内装改修（間仕切り位置は現状のまま）や火災のあった4階部分のリニューアルも実施した。	



写真-25 神戸地方合同庁舎の破損状況



写真-26 神戸地方合同庁舎の焼失跡

(2) 神戸第2地方合同庁舎

神戸第2地方合同庁舎の復旧方針は、震災前への現状復旧であることから、復旧工事は損傷を受けた箇所の復旧・取り替えが中心となっている。ただし、原則としては、現状復旧ながら、設計が新耐震法以前だったこともあって、特に構造の面では耐震性を以前より高める復旧工事となった。応急工事となったもの、復旧工事となったものとわかれるが、復旧工事となったものでは、たとえば、機械設備の中の「厨房機器の転倒部分の撤去」などは平成7年9月になって行われている。神戸第2地方合同庁舎の構造、建築、電気設備、機械設備の復旧等については表2-28～31のとおりである。

表2-28 神戸第2地方合同庁舎の構造の復旧等について

項目	内容
緊急復旧	・破損の激しかった東側外壁面の1～11階に仮設で鉄骨ブレースを設けた。
設計に関すること	・昭和55年の設計のため、新耐震法に沿った設計となっておらず、防災拠点として活動すべき施設とするために重要度係数を設計時の1.0から1.2へ上昇させる。また、重要度係数を上昇させるために内部構造壁に増打ちをする。
外壁面	・東側については、破断箇所の躯体を新設する。西側については、1～11階に通し柱を新設し、バルコニー部の梁を補強する。

表2-29 神戸第2地方合同庁舎の建築の復旧等について

	内容等
1	・構造躯体の復旧に伴うタイル張りをし、その他のタイル浮き部分は樹脂注入により改修する。
2	・開口部の建具で破損した箇所の取り替えを行う。また、緊急復旧でガラスなどを入れた。
3	・破損したCB壁・軽鉄下地盤を復旧する。(できるかぎり、軽鉄下地壁で復旧する)
4	・破損した部分の床・壁・天井を復旧する。
5	・構造補強で新たにできた壁によって、プランが変更になった部分の改修を行う。
6	・液状化現象により沈下した部分のレベルを上げ、舗装・植栽・雨水配管、雨水桝を復旧する。
7	・地下駐車場の入り口部分にエキスパンジョイントを復旧し、漏水を止める。

表2-30 神戸第2地方合同庁舎の電気設備の復旧等について

	内容等
1	・破損した部分の機器類を復旧する。
2	・損傷した耐震壁部分の配管を躯体打ち直し時に再度埋設する。
3	・液状化現象により損傷した屋外配管とハンドホール、外灯の新設。

表2-31 神戸第2地方合同庁舎の機械設備の復旧等について

	内容等
1	・給水引き込み管破損部分の復旧。
2	・液状化現象により破損した屋外排水管及び排水桝の復旧。
3	・受水槽に緊急補給水口を設け、給水車によって給水。(水道本管末復旧時)
4	・屋上冷却水管の全面取り替え。
5	・厨房機器の転倒部分を撤去し新設。
6	・破損した部分の機器類を復旧する。
7	・エレベータのシャフト内レールを取り替え、復旧を完了させる。
8	・エレベータのシャフト内に耐震壁を新設。それに伴って一時かごを取り外し、再び取り付けを行う。



写真-27 神戸第2地方合同庁舎の破損状況



写真-28 神戸第2地方合同庁舎の復旧状況

### 3) 神戸税関本館

神戸税関については、この震災以前から既に建替計画があった。これは、昭和2年建設で平成5年には神戸建物百選にも選ばれている旧本館庁舎の保存・活用を前提とし、その他の庁舎は全面的に建て替えるというものであった。

今回の震災が発生し、躯体及び渡り廊下の破損や亀裂等の被害を受け、早急な復旧対策が必要となったが、旧本館は改修をほどこしたうえで保存し、第1、第2分館はすべて解体のうえ、建替えを行うことが決定した。



写真-29 神戸税関本館完成予想図

## 第5節 電気通信施設

### 1 電気通信施設の被災状況と復旧措置等

#### (1) 建設省多重無線回線（マイクロ回線）

建設省多重無線回線（マイクロ回線）について、地震直後の午前5時50分に監視員により全局監視を行い、障害なしとして職員に報告した。また、9時時点で管内の準一級回線以上において通話試験を行い、正常運用を確認した。

表2-32 マイクロ回線の被災状況

	一級（本省） 回線	準一級（事務所・本局） 回線	二級（出張所） 回線	府 県 庁 回 線
障害状況	異常なし	異常なし	・兵庫国道神戸維持局回線断 （約24時間）	・兵庫国道～兵庫県庁回線断 （約10時間）
原因	———	———	・予備発電機操作盤の倒壊による停電	・県庁局交換設備の転倒によるケーブル断線

#### (2) 有線回線

有線回線についての被災状況と復旧措置を表2-33に示す。

表2-33 有線回線の被災状況と復旧措置

被災状況	復旧措置
・神戸管轄工事事務所の被災及びN T T回線の障害により通信回線が切断した。	・K-COSMOS車載型を配備してマイクロ回線（1回線）を確保。（1月21日）

#### (3) 関連の他機関回線

関連の他機関回線についての被災状況と復旧措置を表2-34に示す。

表2-34 関連の他機関回線の被災状況と復旧措置

被災状況	復旧措置
・阪神高速道路公団神戸管理部～本社回線が自営回線（光ケーブル）の切断により通信回線が切断。 （約14時間）	・神戸管理部～兵庫国道工事事務所間を仮設有線（約200m）で接続して、建設省マイクロ回線を内線延長することにより通信回線確保（5回線）。 （17日20時に2回線、20日17時に3回線を設置、22日に計画中の無線回線を急遽開設して回線確保）



(4) テレメーター回線及びその他の施設

テレメーター回線及びその他の施設についての被災状況を表 2-35に示す。

表 2-35 テレメーター回線及びその他の施設の被災状況

施設名	被災状況
比叡テレメーター中継装置	・ 1号機に障害が発生（2号機にて運用）
大溝水位局 〔琵琶湖工事事務所管内〕	・ 異常値観測発生（フロート不良）
淀川大堰左岸水位計 〔淀川工事事務所管内〕	・ 水位計が落下による破損
F R I C S 端末装置 〔六甲砂防工事事務所〕	・ F R I C S 端末装置が落下し破損、土石流監視装置及び通信処理装置が大きく傾いたが運用停止には至らなかった
道路情報提供装置	・ 兵庫国道工事事務所管内で24面、姫路工事事務所管内で2面、大阪国道工事事務所管内で8面、和歌山工事事務所管内で8面が、運用停止した（障害、回線断、停電）。

(5) 予備発電設備が運転した箇所

表 2-36に示す16箇所において、停電により予備発電設備が運転した。なお、神戸維持出張所の設備は、発電機操作盤の倒壊により約28時間送電を停止したが、他の箇所については、設備が正常に作動した。

表 2-36 予備発電設備が運転した箇所一覧表

箇所名			
1	大阪国道西大阪出張所	9	六甲砂防工事事務所
2	淀川工事事務所	10	東六甲出張所
3	兵庫国道工事事務所	11	西六甲出張所
4	神戸維持出張所	12	姫路工事事務所小野出張所
5	西宮維持出張所	13	東藩海岸出張所
6	明石維持出張所	14	加古川大堰出張所
7	阪神国道工事事務所	15	六甲山無線中継所
8	猪名川工事事務所園田出張所	16	淡路無線中継所

## 2. 臨時通信回線の開設

### (1) 衛星回線

通信衛星回線を開設して、表2-37に示す災害復旧現場から主に画像（動画、静止画）伝送を行った。

表2-37 衛星回線設置箇所

災 害 復 旧 現 場	伝 送 区 間
①淀川管内淀川左岸西島地区破堤現場（近畿地建衛星移動局）	動画－淀川事務所、本局、本省 平成7年1月18日～4月30日
②兵庫国道管内43号深江地区阪神高速神戸線の落下現場（中国地建衛星移動局）	動画－阪神事務所、本局、本省 平成7年1月21日～平成8年3月7日
③大阪国道管内 171号池田高架橋損傷現場（関東地建衛星通信可搬装置）	静止画－大阪国道事務所 平成7年1月19日～1月23日

### (2) 移動多重通信回線（電話又はFAX用として6回線）

移動型の多重通信回線を電話またはFAX用として、6回線を表2-38に示す箇所に開設してマイクロ電話回線の開設を行った。

表2-38 移動多重通信回線開設箇所

マイクロ電話回線の開設区間	開 設 内 容
①大阪国道管内 171号池田高架橋損傷現場	中部地建災害対策車及び無線車を派遣 (平成7年1月18日～1月27日)
②兵庫国道管内 2号岩屋地区高架橋落下現場	近畿地建移動多重無線装置を搬入 (平成7年1月18日～1月27日)
③淀川管内淀川左岸西島地区破堤現場	近畿地建移動多重無線装置を搬入 (平成7年1月17日～2月7日)
④兵庫県知事公館に設置された政府現地対策本部～兵庫国道	近畿地建移動多重無線装置を搬入 (平成7年1月27日～4月5日)
⑤大和川工事事務所～本局回線	近畿地建移動多重無線装置を搬入 (平成7年2月20日～3月3日)

### (3) ヘリ画像伝送回線

「あおぞら号」に対するヘリ画像受信設備を大阪合同庁舎3号館(屋上)及び兵庫国道(通信鉄塔)にそれぞれ設置し、「あおぞら号」による被災地の空撮画像を近畿地建及び本省へ伝送した。

#### (4) K-COSMOS回線

K-COSMOS回線は、既存の阪奈ゾーンの運用に加えて、緊急的措置として被災地区を中心に増設を行った。

①六甲中継の開設（阪奈ゾーン神野山局を移設）及び兵庫国道工事事務所に統制局を開設して阪神地区でのK-COSMOS回線の運用を可能とした。（平成7年1月26日）

②K-COSMOS車載型及び可搬型を以下に示す箇所に追加配備した。

- ・神戸市、西宮市、芦屋市、尼崎市及び宝塚市の災害対策本部に各1台を配備
- ・兵庫国道工事事務所管内に14台（既設の稼働局数 8局）
- ・大阪国道工事事務所管内に 2台（既設の稼働局数 25局）
- ・六甲砂防工事事務所管内に 2台（既設の稼働局数 0局）
- ・淀川工事工事事務所管内に 1台（既設の稼働局数 43局）
- ・阪神国道工事事務所管内に 3台（既設の稼働局数 0局）
- ・神戸営繕工事事務所に 1台（既設の稼働局数 0局）
- ・本局に 5台（既設の稼働局数 2局）
- ・その他、姫路工事事務所管内では既設の稼働局数 10局

なお、増設機器のうち、中部地方建設局16台、東北地方建設局10台及びその他7台が支援機器である。

#### (5) 臨時の回線増設等

災害現地からの画像配信等のために回線増設及び設定を以下のとおり実施した。

①六甲中継所～阪神国道工事事務所（道路部現地対策本部）に1.5M画像1回線増設

②兵庫国道工事事務所～東六甲出張所に電話2回線を増設

③近畿地方建設局～中部地方建設局の管内画像回線1.5M回線接続設定

④その他、本局内の庁舎改修により撤去していた庁内画像配信回線を局長室、道路部及び河川部においてケーブル敷設約300m及びCODEC装置10台の設置を行った。

### 第3章 地震発生後の動き

#### 第1節 災害対策本部（本局）の動き

地震発生後、近畿地方建設局は、防災体制発令基準により非常体制が発令された。また、地震発生直後から情報の連絡を取り合い、各事務所の体制、被害状況把握のための点検等の指示を行った。

災害対策本部では、近畿地方建設局の防災業務計画に基づき所掌事務を実施し、災害対策本部長室において災害対策本部会議を開催し、各部の連絡調整、必要な決定事項を審議し、情報の共有化に努めるとともに、各部の調整を図った。

河川部、道路部等の事業担当部局においては、被害状況の把握に努め、応急対策の職員の確保や資機材の調達等の対応にあたった。また、企画部においては、災害対策本部の事務局としての対応以外に、他機関との調整のための連絡窓口を設置して、府・県・市の災害対策本部との対応にあたった。

表3-1に各部の主要な所掌事務を示す。

表3-1 各部の主要な所掌事務

部	主 要 な 所 掌 事 務
企画部	・本部事務局の役割を果たし、各部の調整・事務所からの要請・事務所間の応援要員に関する事 ・現地視察団の対応・他地建からの応援窓口・他機関（地方公共団体）への支援窓口・プレス対応及び建設業団体への斡旋等に関する事
総務部	・本部運営に伴う会計・物資の調達及び補給・国有財産等の被害状況調査 ・被災者の救護及び福利厚生・職員の派遣等に関する事
事業部	・河川部、道路部及び営繕部はそれぞれ河川、道路および官庁営繕の被害状況の調査、復旧等に関する事
用地部	・復旧工事に伴う用地事務等に関する事

## 1 防災体制

近畿地方建設局の本部組織は、本部長を局長とし、6部の災害対策本部より構成されており（図3-1参照）、平成7年1月17日の午前6時に非常体制をひき、以後、緊急復旧の進捗状況等総合的判断のもと、防災体制を更新し、平成7年4月13日から第一警戒体制、平成7年12月15日以降平成8年3月現在まで準備警戒体制を継続中である。

震後数日間は、被害状況の把握や対応のため不眠不休が続いたが、それ以降はローテーションをくみ、24時間体制を5月の連休前後まで実施した。なお、道路部においては現在も24時間体制を実施している。

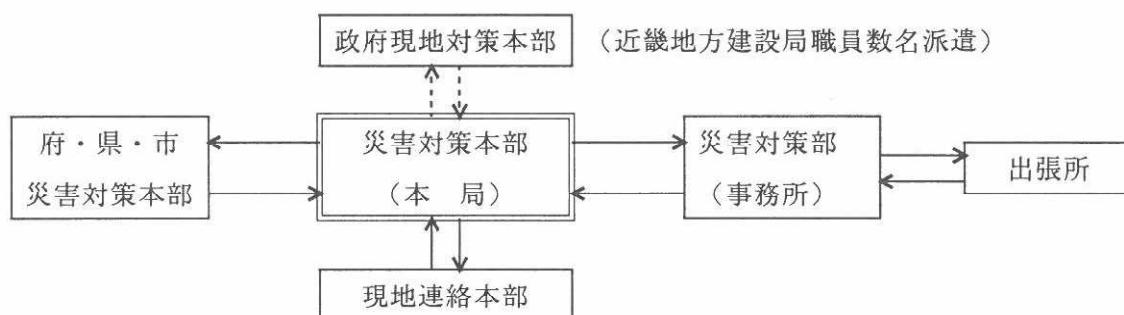


図3-1 災害対策本部と内・外部との連絡の流れ

## 2 災害対策部との連絡・調整

各災害対策部（事務所）との連絡・調整項目としては、①地震情報、②災害対策部の設置、防災体制の発令状況等、③被災状況、④復旧計画、⑤関係機関との連絡・調整事項、⑥応援、支援関係等があり、災害対策本部と災害対策部の間で逐次連絡・調整を行った。

災害対策本部が行った主な指示事項は、防災体制の発令、職員の派遣、建設機械等の出勤に関する事項である。

## 3. 現地視察対応

政府、本省等は被災地の状況把握のため、現地視察を行った。災害対策本部及び災害対策部は、政府、本省等の現地視察に際し、被災状況や復旧対策の説明や行程等の調整を行った。表3-2に主な政府、本省等の現地視察の対応を示す。

表3-2 政府、本省等の現地視察の対応

月 日	視 察 メ ン バ ー	地建随行者
平成7年 1月17日～18日	野坂建設大臣、政務次官、道路・住宅局長他	局長、総務部長他
22日～23日	技監他	局長、企画部長他
28日～29日	野坂建設大臣、道路・住宅局長他	局長、総務部長他
28日	亀井運輸大臣他	局長他
2月 3日	自民党建設部会	総務部長
4日～ 5日	政務次官、官房長、建設経済・河川局長他	局長、総務部長他
18日	野坂建設大臣、技術審議官、住宅・都市局長	局長、総務部長他
20日	野坂建設大臣、総務審議官、都市・住宅局長他	局長、総務部長他
2月28日～3月1日	与党災害復興プロジェクトチーム他	局長、総務・企画部長他
3月12日	秋篠宮同妃両殿下	局長、河川部長
4月5日～ 6日	大蔵主計局次長、官房会計課長他	局長、総務部長他
18日	藤田経済局審議官、大久保経済局総務課長	総務部調整官
5月24日	衆議院建設委員会	局長、総務部長他
29日	野坂建設大臣、総務審議官他	局長、総務部長他
8月14日	森建設大臣、都市・道路局長、住宅審議官他	局長、道路・企画・総務部長他
9月25日、27日	建設政務次官他	道路・総務部長他
12月16日	政府・与党合同調査団	局長、総務部長

## 第2節 災害対策部（事務所）の動き

地震発生直後の被災事務所等は、交通機関の不通により参集職員が限られ、また電話回線の一部不通や輻輳等により、被災状況等の把握に時間を要した。このため、災害対策本部への報告も遅滞し、数日間混乱していた状態であった。

災害対策部においては、災害対策本部と同様に各事務所の防災運営計画等に基づいて、震災対策を実施した。

施設被害等が甚大であった阪神地域に位置する工事事務所にあつては、非常体制がひかれ、それ以外の事務所にあつても応急体勢等の面から何らかの防災体制が発令された。

表3-3に道路事務所（阪神国道工事事務所、兵庫国道工事事務所）、表3-4に河川事務所（淀川工事事務所、猪名川工事事務所、六甲砂防工事事務所）の地震発生後の動きについて示す。

表3-3 道路事務所（阪神国道、兵庫国道工事事務所）の地震発生後の動き

月・日・時	阪神国道工事事務所	兵庫国道工事事務所
1 17 5:46	<p>地震発生</p> <p>交通機関：不通 ライフライン：遮断 参集職員：17日 18日 19日 20日 (全職員66名) 23名 44名 55名 56名 避難住民：17日 63名、4月23日で解消</p>	<p>出勤者 17日 事務所 23名(内10名現場) 出張所14名 18日 事務所 32名 出張所22名</p>
	<p>・(R43)阪神高速深江地区ヒール工法区間(約460m)倒壊</p>	<p>・(R2)通行止め 岩屋交差点(岩屋高架橋倒壊のため) 新聞会館前(ポトライナー桁落下) 浜手B.P.(橋脚クラック、桁移動) 中突堤～神戸駅前(阪神公団ヒール倒壊) 路面段差により通行規制等 夙川、田中交差点、徳井町、天神橋、管公橋等 その他(火災、家屋倒壊など)により通行規制等 灘桜口交差点、須磨駅前、神戸中央区吾妻通、生田川等 ・(R28)通行止め 淡路町中心部家屋倒壊により通行止め(12:00までに開放) ・(R43)通行止め 甲子園高架橋西(阪神公団ヒール倒壊) 西宮本町(阪神公団ヒール倒壊) 西宮川東(阪神公団ヒール倒壊) 芦屋打出(歩道橋損傷) 深江地区(阪神公団ヒール倒壊) 岩屋高架(岩屋高架橋倒壊のため) *順次、緊急車両に限定通行 路面段差により通行規制等 西宮から神戸まで全線段差発生 尼崎市域は断続的に段差発生 ・(R171)通行止め 門戸高架橋(桁落下のため) ・(R175)通行規制等 黒田庄(道路亀裂による)交互交通 ・(R176)通行規制 生瀬地区(土砂崩れによる)</p>
AM		<p>・(R2)ハト出発(東方面は西宮出張所で実施) ・(R176)阪神国道と連絡、生瀬地区の復旧応援を依頼 生瀬地区土砂撤去(片側交互交通)</p>
6:20		<p>・(R28)広田橋橋台背面陥没確認</p>

月・日・時			阪神国道工事事務所	兵庫国道工事事務所
1	17	7:15		・(R28)浦川橋橋台背面の陥没の報告(警察より) 維持業者に出動指示
		8:00		・(R28)広田、浦川2橋の応急復旧指示
		8:20		・(R43)A°ト(西宮より西へ)出発
		8:30		・(R43)A°ト(西宮より東へ)出発
		9:00	・体制の確認 ・職員の安否確認 ・被災状況の確認	・(R171)A°ト出発
		9:30		・(R175)黒田庄、応急工事のため一時通行止め
		10:15	・兵庫国道と連絡をとり、兵庫国道へ応援を決定 ・(R176)土砂崩れ被災情報現場に職員を派遣	
		10:20		・(R2)甲子園～大阪府境 異常無しの確認 ・(R28)広田橋応急復旧完了、規制解除
		10:30		・(R171)門戸高架橋の桁撤去作業について阪神国道に依頼 撤去担当 当初阪神が段取り、途中より局工事課、浪速
		10:40	・災害対策部設置 ・(R171)門戸高架橋の被害発生の情報により職員を調査に 派遣(交通整理、機材の手配)17日撤去着手	
		11:45		・(R28)浦川橋応急復旧完了、規制解除
				・(R28)明石市内市道通行止めのため28号通行止 橋梁点検の結果異常無し ・(R43)岩屋高架橋倒壊による交通整理に事務所より 西宮本町～打出交差点間(L=2km)通行止め(警察) 甲子園高架橋西3/4規制とすべく作業 精道～大日間下り線 1/4規制とすべく作業
		15:00	・(R176)再度現場に出動して、交通整理員1名を配置	
		16:10		・(R2)JR塩屋駅付近JR高欄が危険なため通行止め(深夜交 互交通に)
16:25	・(R43)交通整理のため、職員2名を派遣			
16:50		・(R175)黒田庄、応急工事完了		
21:00	・事務所近接のガレットに避難している避難住民を事務所に 収容開始	・(R171)青木～若山交差点間(含む門戸L=2km)通行止め区間 拡大		
22:50	・避難住民40名収容			
23:00	・芦屋市に食料等の応援依頼			
1	18	・災害対策部の組織編成 ・総務班:総務、宿舎、避難者対応 ・対策班:176号、宿舎庁舎、迂回路調査等対応 ・工務班:43号対応	・本日以降 他事務所、他機関等より支援物資の応援 宿舎への応援物資は局より (R17)西宮維持出張所 水道復旧(ガスは4/10) ・(R2)段差部概ね解消	
		0:05	・宝塚方面宿舎の職員の安否確認	
		1:00	・神戸維持、発電機故障により(ライブラリ全てストップ)、職員は 事務所に移動	
		4:30	・ガス漏れにより岩屋付近通行止(その後ガス爆発の恐れから区 域拡大)	



月・日・時			阪神国道工事事務所	兵庫国道工事事務所		
1	18	6:00		・緊急輸送ルートの指定（道交法5条）		
		6:22		・東灘でガス爆発の恐れによる避難勧告 ・魚崎宿舎の家族は神戸維持、六甲へ		
		7:00	・深江宿舎の職員、家族、ガスもれの危険があるため、31名の一時避難受入れ			
		9:00	・(R43) 本局、兵国の要請により重機の手配 ・(R176)土砂崩れ現場3交替制で交通整理	・(R2) 武庫川東詰め下り車線通行止め（緊急輸送ルート関連） 通行止め区間を若宮まで延伸（中突堤～） ・(R175)黒田庄、本復旧工事のため全面通行止め（～23:00）		
		10:30 }	・職員等の安否確認(19日19時全員安否確認) ・宿舎の被災状況の把握(1月21日までに一応調査済) ・職員等の食事、衣料の配布 ・宿舎の被災職員に食料、水の配布			
		PM		・(R2) ハト、段差部解消作業指示 ・(R43)岩屋高架橋撤去開始 撤去の担当 兵庫、途中より奈良国道から応援		
		13:15	・(R2)民家看板対応に職員派遣			
		18:30		・ガス爆発の恐れによる避難勧告解除		
		1	19		・(R2)緊急物資輸送路に指定（災対基本法による） ・(R171)門戸高架橋撤去完了（23日、阪急今津線運行） ・姫路工事に生活用品購入依頼、毛布100枚・ストーブ10台・灯油・食料等 ・簡易トイレ4基出張所に依頼 垂水JCTより20日16時着 ・自転車10台猪名川工事に購入依頼(20日20時着)	・他地建からの応援開始 （食事）弁当購入契約（事務所、神戸維持） 西宮維持は1/18から浪速国道より差し入れ ・(R2)早朝、JR塩屋駅付近交通規制解除 直轄国道上の倒壊した阪神高速の撤去決定、作業開始 撤去担当事務所（波止場地区）兵庫国道 ・(R171) 甲武橋以東の応急復旧については大阪国道に依頼
				7:00		・神戸維持出張所発電機復旧により事務所より移動
7:20				・(R171)門戸高架橋、軌道部の撤去ほぼ完了		
9:00				・(R175)黒田庄、本復旧工事のため全面通行止め（～21:10）		
10:30	・所内体制整備ミーティング					
10:40	・(R176)小規模落石発生、調査職員派遣16:30浮き石処理決定					
13:00				・(R43)13:00 倒壊した阪神高速を直轄で撤去が決定の連絡 撤去の担当（甲子園地区）京都国道、 （本町地区）福井工事 （川東地区）和歌山工事、 （深江地区）阪神、紀南 警察協議など総合調整は阪神国道		
13:05	・(R43)倒壊した阪神高速道路を直轄で撤去する決定連絡					
16:45	・(R43)本局応援チーム到着					
18:00				・(R43)深江地区阪公柵撤去の為準備工事開始（緑地帯の撤去）		
		19:00	・(R43) 深江工区で撤去工事の準備工開始（植栽帯一部撤去）			



月・日・時		阪神国道工事事務所	兵庫国道工事事務所
1	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿舍の被災職員に食料、水等配布</li> <li>・ 宿舍等の全壊により取り壊しの決定</li> <li>・ 本局、他事務所職員の応援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R171)阪急今津線運行</li> </ul>
	18:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R2)瓦木交差点付近陥没 (1/24 4:00 工事完了) (震災後最初の陥没)</li> </ul>
1	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿舍の被災職員に食料、水等配布</li> <li>・ 宿舍等の全壊により取り壊しの決定</li> <li>・ 本局、他事務所職員の応援</li> <li>・ 被災職員の宿舍、自宅等の損壊状況等について本局へ報告</li> </ul>	
	12:35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本局の指示により、浜手バイパス復旧対策調査に着手</li> </ul>	
1	26		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R2)倒壊家屋の本格的撤去作業開始 倒壊した阪神高速 (中突堤～神戸駅前) の撤去開始 (阪公にて)</li> </ul>
1	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R43)本町工区撤去完了</li> </ul>	
1	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R43)2車線確保,バスレーン設置(17K)</li> </ul>	
	17:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野坂大臣R43視察、状況説明 (31日0:00までに撤去完了予定)</li> </ul>	
	23:16		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R43)にバス専用レーン設定 (西宮～灘区)</li> </ul>
1	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R43)4/8車線確保,深江工区及び甲子園工区撤去完了,2号浜手BP被災状況目視調査開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JRが神戸駅以西開通 (西方面鉄道による通勤可)</li> </ul>
	10:40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内体制整備ミーティング</li> </ul>	
1	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R176)H鋼建て込み完了職員による交通整理完了</li> <li>・ 西宮市が森具地区を区画整理に指定し、協力依頼あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R43)全線4車線通行可能</li> </ul>
2	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常体制を継続するが夜間及び休日において総務班、対策班、工務班に各2名が待機</li> <li>・ 緊急を要する本来業務開始</li> <li>・ (R43)緊急物資輸送路に指定 (災対基本法による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R43)災害対策本法による交通規制 (今津～岩屋)</li> </ul>
	15:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R2)岩屋交差点部交通開放 (2号からの交差点進入は通禁であった)</li> <li>・ (R43)岩屋交差点への2号からの進入可能</li> </ul>
2	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芦屋以西の職員はバス通勤とする(～3/31)</li> <li>・ (R43)川東工区撤去完了</li> </ul>	
	10:30		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近畿技術へ地下探査の依頼</li> </ul>
	15:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R176)生瀬地区応急復旧完了 (片側交互交通解除)</li> </ul>
2	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (体制)事務所は4班体制に 出張所は3班体制に 橋梁点検打ち合わせ (再度全橋梁の点検指示) (R43)阪神高速の緊急補強箇所の1次対策完了</li> </ul>
2	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (R176)全面通行止めによる浮き石撤去実施 (6:00～14:00、迂回路とした県道宝塚唐櫃線等で渋滞発生するも事前広報、職員約30名による交通整理により大きな混乱なく終了)</li> <li>・ 現地参加職員数約25名</li> </ul>	

月・日・時		阪神国道工事事務所	兵庫国道工事事務所
2	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所持機者1名とする</li> <li>各管理職に携帯電話配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道2号(若宮～神戸市域)について明石維持で応援パト事務所に簡易トイレ設置</li> </ul>
	3:00頃		<ul style="list-style-type: none"> <li>(R2)税関前～若宮交通開放(中突堤～神戸駅前間の阪公桁撤去完了)</li> </ul>
2	7	1:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>(R2)代替バス運行に伴うJR住吉駅前バス停設置</li> </ul>
2	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>(R176)災害復旧工事、兵庫国道に引き渡す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧工事の積算説明会(第1回)開催(R176)阪神国道より引き継ぎ(生瀬地区)</li> </ul>
2	10		<ul style="list-style-type: none"> <li>R43のバス専用レーン短縮(御影～岩屋)</li> </ul>
2	11		<ul style="list-style-type: none"> <li>(R2)ホートライターの復旧工事発注</li> </ul>
2	18		<ul style="list-style-type: none"> <li>(177)西宮維持出張所 ガス復旧(西宮(出)のライライン全て復旧)</li> </ul>
2	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所水道給水開始</li> <li>(R43)バスレーン短縮(3.8km)</li> </ul>	
2	23		<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧工事の積算のための応援派遣(5名)</li> </ul>
2	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>(R2)道路交通による規制(生活・復興関連物資輸送)</li> <li>(R43)道路交通法による規制(復興物資輸送)</li> </ul>	
2	27		<ul style="list-style-type: none"> <li>「被災した道路橋の復旧に係る仕様について」発表</li> </ul>
3	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(R2)2号浜手ハイパス復旧に併任発令(31日解除)、復旧工法検討調査に着手(3月末まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道2号(若宮～神戸市域)について明石維持の応援パト終了</li> </ul>
3	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>(R43)阪神高速損傷部のバス設置概ね完了</li> </ul>
3	3		<ul style="list-style-type: none"> <li>他地建等(除く近畿地建)の応援終了(延べ1139人)</li> </ul>
3	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>(体制)事務所は10名体制に明石、洲本維持は夜間待機無し(～17:00)</li> <li>(177)神戸維持出張所 水道復旧(ガスは4/10)</li> </ul>
3	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所、出張所食堂自給再開</li> </ul>	
3	9		<ul style="list-style-type: none"> <li>応急復旧の積算説明会(第2回)開催</li> </ul>
3	10		<ul style="list-style-type: none"> <li>国道171号大阪国道(応援)より引き取る(R2)阪神高速損傷部のペント設置概ね完了</li> </ul>
3	12		<ul style="list-style-type: none"> <li>R43のバス専用レーン廃止</li> </ul>
3	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>(R2)バスレーン廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(177)事務所 水道復旧(ガスは3/24)</li> </ul>
3	14		<ul style="list-style-type: none"> <li>直轄国道復旧計画発表</li> <li>1. R2ホートライター : H7. 8月末予定、</li> <li>2. R2浜手BP : H8. 7月頃予定、</li> <li>3. R43岩屋高架 : H8. 3月末予定、</li> <li>4. R171門戸高架 : H7. 12月末予定</li> </ul>
3	16		<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神高速神戸線の復旧計画発表(神戸線全線)H8年内供用予定、内(摩耶～京橋)H7年度末予定</li> </ul>
3	24		<ul style="list-style-type: none"> <li>(177)事務所 ガス復旧(事務所のライライン全て復旧)</li> </ul>
3	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所ガス供給開始</li> </ul>	

月・日・時		阪神国道工事事務所	兵庫国道工事事務所
3	31		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(体制)事務所は6名体制に</li> <li>出張所は夜間待機無し(西宮、神戸維持は～22:00)</li> <li>事務所から出張所への応援廃止</li> <li>・(R43)岩屋高架橋下部工事発注</li> <li>・(R171)門戸高架橋復旧工事発注</li> </ul>
4	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・JRが全線開通(鉄道による通勤可)</li> </ul>
4	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二警戒体制に移行休日、夜間2名、出張所待機なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復旧対策室開室式</li> <li>(ライ7)神戸維持出張所 ガス復旧</li> <li>(事務所関係のライ7)全て復旧)</li> </ul>
4	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者他に移転(約42名)</li> </ul>	
4	17		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R43)岩屋高架橋上部工事発注</li> </ul>
4	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者、仮設住宅等に全員移転</li> </ul>	
4	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常体制に移行</li> </ul>	
5	中		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R2)浜手B P 復旧工事発注</li> </ul>
5	31		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R43)片側直進3車線化の地元説明開始</li> </ul>
6	下		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R2)ホ-トライ-新設桁仮設完了</li> </ul>
7	1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復旧関連組織設置</li> </ul>
7	7		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R43)国道43号・阪神高速神戸線最高裁判決</li> </ul>
7	26		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R43)国道43号広域防災帯整備推進会議開催</li> </ul>
7	31		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R2)ホ-トライ-運行再開</li> </ul>
8	2		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R43)国道43号・阪神高速神戸線環境対策連絡会議開催</li> </ul>
9	上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R2)浜手B P 新設桁制作着手</li> </ul>
9	中		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R171)門戸高架橋下部工完成</li> </ul>
9	下		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R2)浜手B P 海上部桁撤去完了</li> </ul>
10	上		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R2)浜手B P 下部工事本格着手</li> </ul>
10	中		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R43)岩屋高架橋下部工完成</li> </ul>
11	中		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R171)門戸高架橋鋼上部工及びP C 上部工架設完了</li> </ul>
11	17		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R43)国道43号環境対策の説明開始</li> </ul>
11	28	6:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R171)門戸高架橋供用再開</li> </ul>
12	中		<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩屋高架橋鋼上部工架設完了</li> </ul>
H8	1	中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R43)岩屋高架橋P C 上部工架設完了</li> </ul>
2	19	0:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(R43)岩屋高架橋供用再開</li> </ul>

表3-4 河川事務所（淀川、猪名川、六甲砂防工事事務所）の地震発生後の動き

月・日・時	淀川工事事務所	猪名川工事事務所	六甲砂防工事事務所
1 17 5:46	地 震 発 生		
	交通機関：7:10頃運転再開 （京阪電車のみ） ライトアウト：遮断  参集職員： 17日 18日 19日 20日 （全職員146名）117名 135名 140名 140名 （全職員が出勤したのが27日）	交通機関：不通 初期参集職員：17名 ライトアウト：遮断  参集職員： 17日 18日 19日 20日 （全職員39名）23名 32名 34名 35名 （全職員が出勤したのが30日）	交通機関：不通 初期参集職員：12名（内4名、避難も兼ね） ライトアウト：遮断 避難住民：17日約450名 平成7年6月25日で解消 参集職員： 17日 18日 19日 20日 （全職員41名）12名 23名 35名 37名
	・停電により事務所入口、車庫のシャッター開かず（人力で開ける）		・事務所周辺の倒壊家屋より被災者数百名が事務所駐車場に避難
			・非常体制発令
	6:00		
	6:30	・第一警戒体制発令	
	6:40	・出張所に河川巡視連絡開始。	・第一警戒体制発令
			・東灘警察署に応援を求めると、混乱著しく地域で対応せざるを得ないとの回答 ・近隣官舎に応援を求めると、被災のため人数集まらず。
	7:00		
		・巡視パトの出動要請を協定業者にすが道路通行不能のため出動できず	
	7:30		・停電のため玄関扉開かず、東側窓ガラスを割って庁舎内に入る ・被災者の内、けが人・高齢者を対象に1F会議室に避難してもらう。（この時点では近隣の住吉小学校には責任者がおらず、建物倒壊のおそれありとのことで内部解放していない）
	7:33	・淀川左岸（八幡市橋本）兼用道路が発生連絡	
	8:30	・出張所に河川巡視連絡するも、全出張所に連絡がついたのが8時30分すぎ ・淀川水管橋に添架されている枚方量水塔関係ケーブル落下	・発動発電機は正常に稼働 ・機械室電算機器類は転倒して直には使用できない状態 ・執務室確保を図るが、3Fは転倒した棚等で立ち入り困難のため2F総務経理のフロアを確保 ・職員の安否の確認を開始するがこの頃より外線は不通
	8:45		
		・出勤した職員により施設点検を実施（交通網寸断のため長時間を要す） ・3箇所で堤防陥没報告	
	9:00	・公園施設点検巡視	・人員がないため応援要員を依頼 ・河川部より施設点検状況の確認有り（要員不足のため未点検）
	9:15	・淀川右岸西島水門付近堤防崩壊報告	
	9:30	・関係機関や地元住民より淀川下流の被害連絡入る。	・本局、姫路より応援者4名
	9:37	・芥川左岸堤防天端にクラック	
	9:55	・第二警戒体制発令その後被害報告入ってくる	
	10:00	・福島出張所に事務所より車2台派遣 ・淀川左岸海老江地区にて堤防沈下及びクラック	・職員により施設点検を開始するが、交通渋滞のため確認できる場所は限られる
	10:20	・宇治川隠元橋上流左岸堤防にクラック	
	10:24	・高槻出張所構内で水道管破裂	
	10:38	・淀川左岸西島6丁目の堤防が崩壊	

月・日・時	淀川工事事務所	猪名川工事事務所	六甲砂防工事事務所
1 17 10:50	・淀川右岸江川付近にて堤防天端にクラック		
	10:55		
	11:35		
	11:40		
	12:03		
	13:10	・第二警戒体制発令 ・事務所長、被災状況確認のため現地へ出発 ・緊急災害復旧工事について局、本省と協議	・交通渋滞のため要員派遣困難との連絡 ・必要物資として避難者分を含めた飲料水を依頼
	14:00	・セスナ1機を確保し、下流部の写真撮影を実施	・セスナ1機を確保し、六甲山系の被災状況などを調査
	14:45	・事務所長、副所長、福島出張所へ出発	
	16:00 } 21:00	・淀川下流西島地区の堤防が崩壊沈下したことから、災対車、照明車、土のう製造機、排水ポンプ車の出勤また、地球衛星局車も手配 ・夕刻、被災概要が判明 ・西島地区堤防への工事進入路造成準備	
	17:00		・施設点検報告（7A23、山腹工1異常なし、崩壊1崩壊山腹工1、崩落2）
	18:10	・非常体制発令 ・被災宿舍入居者への生活物資援助（52世帯、～23日まで） ・緊急災害復旧工事について局、本省と協議	
	19:00		・東灘区役所より食料調達するが1F避難者の配給にも満たず、水、食料なしのまま宿直体制を組む ・職員全員24時間体制（参集職員12名）
1 18	・堤防、工作物の巡視・点検 ・西島、高見地区等の緊急復旧工事着手（土のう積）	・直轄全河川現地精査 ・被災箇所の応急処置としてシート張りの施工指示 ・緊急災害復旧工事採択通知（本省）	
	6:00		・大阪市水道局より飲料水（1200cc）の支援あり
	6:30 } 10:00	・緊急災害復旧工事箇所現地精査（被災28箇所） ・緊急災害復旧工事施工計画立案	
	8:30		・ガスタンクの爆発の恐れにより事務所一帯にも「避難勧告」が出る
	9:00		・避難者は事務所を出て東灘区民センターへ向かう。 ・事務所対策部を東六甲出張所とし職員徒歩で出張所へ向かう。
	13:00		・東六甲出張所に職員集合 ・トイレ用水、ホリハケツ、A重油900ℓ（事務所）、軽油130ℓ姫路工事に依頼 ・施設点検に出発（コンサル含む4班） ・土木研究所、ヘリコプターによる崩壊地調査実施 ・地元住民より崩壊箇所などの通報、現地確認の依頼など多数あり

月・日・時			淀川工事事務所	猪名川工事事務所	六甲砂防工事事務所
1	18	13:45			<ul style="list-style-type: none"> <li>職員全員の安否確認(全員無事)</li> <li>大阪より非常食の確保 (電車+徒歩2時間)</li> <li>本局より非常食(夕食)の運搬 (阪神国道まで取りに行く)</li> </ul>
		17:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検報告 (ダム4異常なし、崩落2)</li> </ul>
		17:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常体制発令</li> <li>西島地区に災害対策車を常駐</li> </ul>		
		19:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告解除され、対策本部を事務所 所に移動</li> </ul>
		21:30			<ul style="list-style-type: none"> <li>土木研究所の崩壊地調査結果の報告 住吉川、芦屋川、夙川に崩壊地が多い と報告</li> </ul>
		22:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検報告(ダム4異常なし、目地 食違いダム1、クランク護岸1、崩壊2)</li> </ul>
1	19		<ul style="list-style-type: none"> <li>西島地区において緊急復旧1次工事 に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急災害復旧工事の堤防天端の兼用 道路部分の舗装を同時施工するように 市に協力要請</li> <li>緊急災害復旧3箇所について協定業 者に施工指示</li> </ul>	
		0:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路より飲料水食料などの支援物資 届く</li> </ul>
		5:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路より重油等の支援物資到着注油</li> </ul>
		9:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>猪名川災害対策現地支部を園田出張 所に設置</li> <li>緊急災害復旧工事の施工について尼 崎市に協力要請。</li> <li>緊急災害復旧3箇所着手 (~26日完成)</li> <li>被災箇所の現地精査着手 (~25日終了)</li> </ul>	
		11:30			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検に出発</li> </ul>
		15:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検報告 (ダム4異常なし、崩壊5)</li> </ul>
		18:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検報告(ダム17、流路工1、護岸 工2異常なし、漏水ダム1、クランクダム1、崩 壊3、ずれ護岸3、崩落1)</li> </ul>
		20:00		<ul style="list-style-type: none"> <li>本局にて 本省、土木研究所等を交え 今後の対応等について打ち合わせ</li> <li>西宮市仁川百合野町の地すべりの調 査及び技術的指導のため「仁川地区 7 ドバイザー」現地入り(~20日)</li> <li>施設点検報告(ダム9、流路工1異常な し、堤体と護岸とのずれ3、水叩き堆積 物変形1、クランクダム1、クランク流路工1)</li> </ul>	
1	20			<ul style="list-style-type: none"> <li>他事務所へ生活物資救助</li> <li>宿舍建物にシート張り(~21日)</li> <li>緊急災害復旧工事のため他地建より 応援を得る(~27日)(計5名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(社)砂防学会、ハリコフターによる調査実 施</li> <li>住民からの問い合わせ、現地確認の 依頼(石屋川護岸、西谷川斜面)</li> <li>一の谷川応急復旧の着手</li> </ul>
		12:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検報告(ダム1異常なし)</li> </ul>
		15:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検報告(ダム4異常なし)</li> </ul>
		17:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検報告(ダム10異常なし、副堤 クランク1、崩落1)</li> </ul>
		21:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検報告(ダム8、流路工3、護岸 工1異常なし)</li> </ul>



月・日・時	淀川工事事務所	猪名川工事事務所	六甲砂防工事事務所
1 21		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災宿舎入居者の家財道具仮移転等の運搬手伝16世帯</li> <li>被災地復旧工法調査団現地調査、工法検討（本省・土研等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急車3台の貸与を受ける</li> <li>施設点検報告（ダム6異常なし、崩壊2、クラック護岸工1）</li> </ul>
1 22			<ul style="list-style-type: none"> <li>22～27日「地すべり等緊急支援チーム」による六甲山の踏査（管内職員をはじめ他地建、他府県学会、コンサル等からなる総勢約260名）</li> <li>施設点検報告（ダム70、床張工1、流路工5異常なし、崩壊流路工1、クラックダム10、クラック護岸工3、クラック流路工3、損傷擁壁1、剥離ダム1、漏水ダム1、目地隙間ダム3、崩落1）</li> </ul>
1 23		<ul style="list-style-type: none"> <li>維持補修工事20カ所着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部地建より災害対策車確保</li> <li>職員、ローテーション体制で業務を行う</li> <li>施設点検報告（ダム124、流路工6、護岸工4、床固工1異常なし、漏水ダム3、クラック流路工2、クラック護岸工1）</li> </ul>
1 24			<ul style="list-style-type: none"> <li>施設点検報告（ダム119、流路工1、護岸工1異常なし、クラックダム1、一部欠損ダム1）</li> </ul>
1 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に被害が甚大であった西島地区の緊急復旧二次工事に着（二重仮締切）</li> <li>高見地区において緊急復旧工事完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>額田、弥生ヶ丘地区応急復旧完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設災、災関資料作成</li> <li>（社）砂防学会による現地調査の実施</li> </ul>
1 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>西島地区において緊急復旧工事完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高田地区本復旧完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気が復旧</li> <li>阪神電鉄が青木駅まで開通（大阪方面）</li> <li>他機関との災害箇所調整</li> </ul>
1 28		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災箇所の応急処置のシート張り完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事発注準備</li> <li>他事務所からの応援</li> <li>溪流調査及び被害の大きかった溪流に対してワイヤセンサーの設置、雨量観測所の設置を決定（他地建より応援2名）</li> <li>緊急除石（10箇所）、緊急砂防ダム（18箇所）の地権者調査開始</li> <li>2月10日着工要請を受け、砂防法24条または収用法122条の適用を検討（用地）</li> </ul>
1 29			<ul style="list-style-type: none"> <li>29日～2月2日、近畿地建が砂防学会等の助言を受け、（財）砂防・地すべり技術センターに現地調査を依頼（結果として出水期までに砂防ダム等の措置が必要な溪流は32溪流と発表された）</li> <li>用地部との協議の結果、収用法122条の手続きを進めながら任意の起工承諾による対応も併せて進めることとする）</li> </ul>
1 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>西島地区等の緊急第1次復旧工事完了</li> </ul>		
1 31			<ul style="list-style-type: none"> <li>災害復旧及び災関申請書類本省持ち込み</li> </ul>
2 1		<ul style="list-style-type: none"> <li>直轄災害復旧事業の申請（8カ所）本局持ち込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所の避難者数111名</li> <li>緊急除石10箇所緊急砂防ダム等25箇所、ワイヤセンサー8箇所の工事説明、起工承諾にあたる（用地課5名）</li> <li>既設堰堤12箇所緊急除石着手</li> </ul>
2 2		<ul style="list-style-type: none"> <li>土木学会、被災状況調査</li> </ul>	
2 4			<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急除石箇所の起工承諾完了</li> </ul>

月・日・時	淀川工事事務所	猪名川工事事務所	六甲砂防工事事務所
2 6			・用地部3名、他事務所3名用地課に 応援、用地課5名とあわせ24時間体制で 交渉にあたる ・ワイヤセンサー設置工事着手
2 6 } 7		・災害復旧箇所の災害査定 (本省治水課)	
2 7		・被災箇所の復旧方法について工法対 策検討委員会	・災害復旧(10箇所)、災関(関連災1箇 所、緊急災19箇所)採択
2 8		・維持補修工事完了(20カ所)	・J R が住吉駅まで開通(大阪方面)
2 9			・緊急砂防ダム等の起工承諾完了 (自治体決裁の遅れで一部書類3月送 付)
2 13			・水道が復旧
2 13 } 28		・本復旧工事の実施設計積算のため他 事務所より応援を得る(計2名)	
2 14		・本復旧1箇所施工指示、着手(額田 地先)	
2 15	・被害の大きかった3地区のうち西島 を除く西島、高見地区の本復旧工事着 手		
2 27		・直轄災害復旧事業採択決定の通知 (8カ所)	
2 28			・本省砂防課と震後対策について打ち 合わせ
3 1 9:00		・非常体制を第一警戒体制に変更	
3 3			・事務所の避難者数87名
3 6			・ワイヤセンサー設置箇所の起工承諾完了
3 7			・災関弁天鋼製堰堤他13箇所の工事 着手
3 11		・災害復旧工事着手(6カ所)	・本省砂防課と震後対策について再度 打ち合わせ
3 12			・応急復旧工事の完了(1箇所)
3 15			・高座川流路工災害復旧他6箇所の工 事着手
3 23			・災害復旧、災関箇所の工事着手 (4箇所)
3 31			・都市ガスが復旧 ・災害復旧、災関箇所の工事着手 (6箇所)
4 1			・J R 神戸線全面開通
4 7			・事務所の避難者数64名
4 10 13:00		・第一警戒体制解除	・非常体制を第一警戒体制に切替
4 11			・「兵庫県南部地震に係る二次的な土 砂災害に対する警戒避難体制の確立に ついて」(本省通達)
4 17			・六甲山系の二次災害防止に向けての 取り組み記者発表(グリーンハート事業に ついて)も説明)
4 25			・兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会 第1回委員会開催(6月5日まで計6回開 催)

月・日・時	淀川工事事務所	猪名川工事事務所	六甲砂防工事事務所
5 1			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の避難者数44名</li> <li>・緊急除石2箇所完了</li> <li>・リレー雨量計及び衛星系雨量計設置工事着手</li> </ul>
5 11			<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸新聞社（全県版）朝刊に阪神淡路地区の土砂災害危険箇所を図示した、二次災害を警告する広告を掲載</li> </ul>
5 12 9:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>・有馬川で避難基準雨量(179mm)に達したため、第一警戒体制を第二警戒体制に切替</li> </ul>
16:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二警戒体制を第一警戒体制に切替</li> </ul>
5 30			<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急除石8箇所完了</li> </ul>
5 31			<ul style="list-style-type: none"> <li>・リレー雨量計、衛星系雨量計、ワイヤレス設置完了</li> </ul>
6 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西島地区緊急復旧二次工事完了</li> </ul>		
6 8			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の避難者数32名</li> </ul>
6 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西島、高見地区の本復旧工事完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・額田、弥生ヶ丘地区本復旧完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼製砕砂防堰堤工事2箇所完了</li> </ul>
6 18			<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石流災害予想区域図の配布（兵庫県実施）</li> </ul>
6 20			<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急除石2箇所完了</li> </ul>
6 25			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の全避難者（11名）は東灘区が準備した避難所へ移動</li> <li>・警戒避難訓練の実施</li> </ul>
6 26			<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険区域図を住民へ配布（～7月25日）</li> </ul>
7 4 8:30			<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨洪水警報が発令され、平均累加雨量が100mmを越えたため、第一警戒体制を第二警戒体制に切替</li> </ul>
17:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二警戒体制を第一警戒体制に切替</li> </ul>
7 6 9:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一警戒体制を第二警戒体制に切替（神戸市東灘区山麓部に避難勧告が発令）</li> </ul>
17:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二警戒体制を第一警戒体制に切替</li> </ul>
7 25 12:00			<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅雨明け情報が発表され、二次災害の危険要因がなくなったため、第一警戒体制を解除</li> </ul>

### 第3節 職員の参集状況

地震発生直後の職員の参集の状況について、近畿地方建設局全体、本局と被災事務所、本局、被災事務所毎に時系列的にまとめた。

なお、被災事務所とは、兵庫国道工事事務所・阪神国道工事事務所・六甲砂防工事事務所・淀川工事事務所・猪名川工事事務所・姫路工事事務所・大阪国道工事事務所の7事務所をいう。また、本局及び上記の被災7事務所で行ったアンケート調査結果（438名）についても、職員がどのように対応したかを示すために関連箇所に併せて示した（アンケート調査については、巻末の参考を参照）。

#### 1 近畿地方建設局全体

近畿地方建設局全体の参集状況としては、1月17日に81.6%の職員がいずれかの勤務官署に出勤しており、1月18日には92.0%であったが、1月31日には、本来の勤務官署に全職員が出勤した。

このうち、勤務地外官署に出勤した職員は、1月17日に2.2%であったが、1月20日には、これらの職員も本来の勤務官署に出勤することができた。

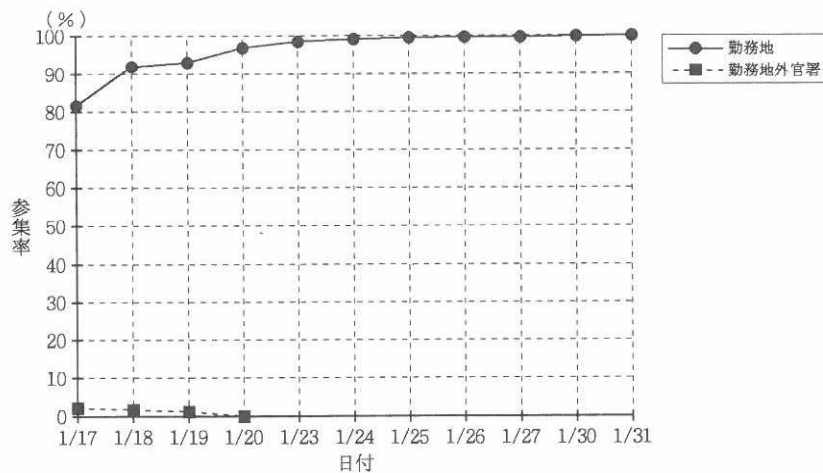


図3-2 近畿地方建設局全体の参集状況

## 2 本局と被災事務所

本局と被災事務所を合わせた参集状況は、1月17日に69.6%の職員がいずれかの勤務官署に出勤しており、1月18日で約85.0%、1月31日には、本来の勤務官署に全職員が出勤した。

このうち、勤務地外官署に出勤した人は、1月17日に4.2%であったが、1月20日には、これらの職員も本来の勤務官署に出勤することができた。

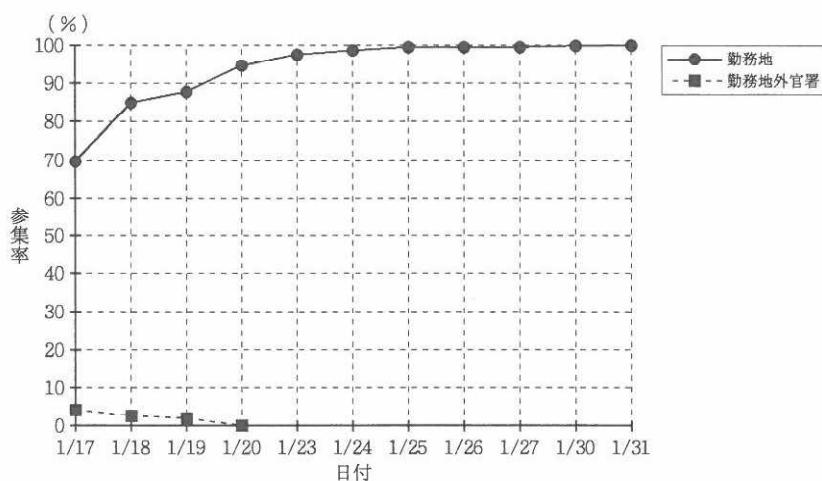


図 3 - 3 本局と被災事務所の参集状況

## 3 本局全体

本局の参集状況としては、1月17日に73.4%の職員がいずれかの勤務官署に出勤しており、1月19日で95.3%であったが、1月31日には、本来の勤務官署に全職員が出勤した。

このうち、勤務地外官署に出勤した人は、1月17日に5.3%であったが、1月20日には、これらの職員も本来の勤務官署に出勤することができた。

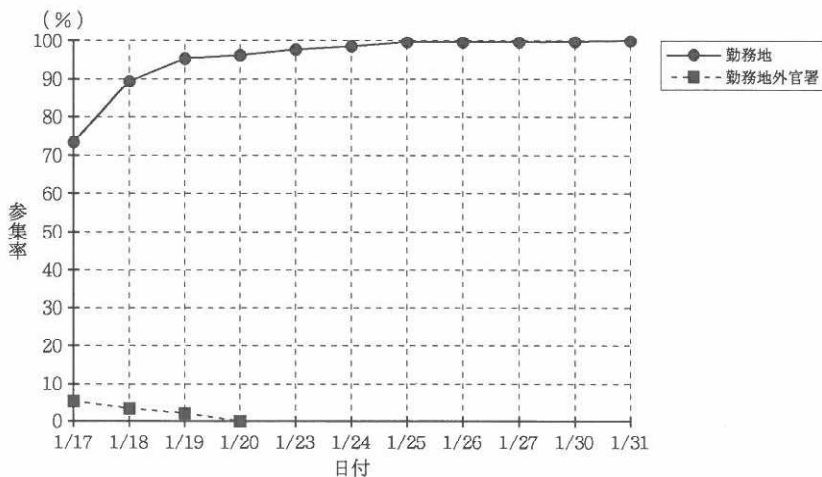


図 3 - 4 本局全体の参集状況

#### 4 被災事務所

被災7事務所全体の参集状況としては、1月17日に約66.8%の職員がいずれかの勤務官署に出勤しており、1月20日で約93.6%、1月31日には本来の勤務官署に全職員が出勤した。1月17日の被災事務所の参集は姫路工事事務所の85%を最高に兵庫国道工事事務所の約39.5%まで幅があり、被災事務所においても状況により参集に違いがみられる。

このうち勤務地外官署に出勤した人は、1月17日に3.4%あったが、1月20日にはこれらの職員も本来の勤務官署に出勤することができた。

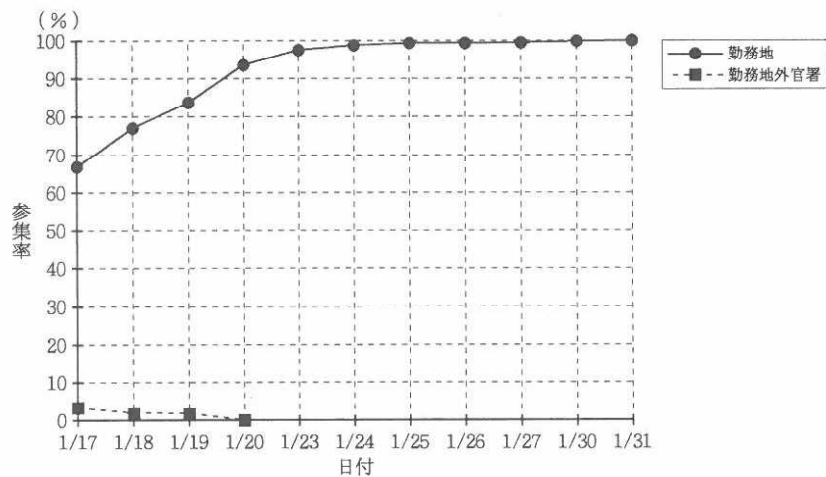
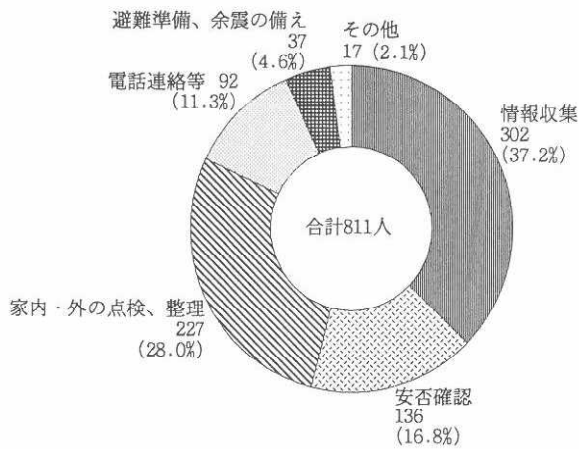


図3-5 被災事務所全体の参集状況

職員の地震発生直後から参集についてのアンケート調査結果は、以下に示すとおりである。

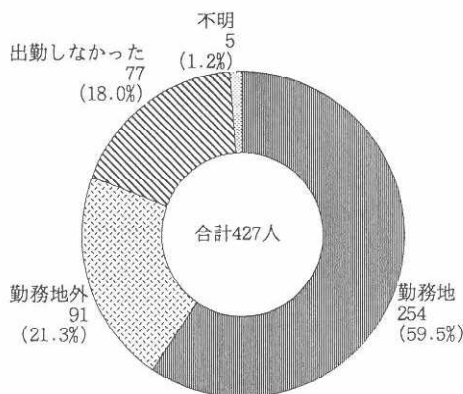
### ①地震発生直後から自宅を出るまでの行動



地震発生直後の行動としては、地震の規模、震源地、被害状況の確認のために、テレビ、ラジオを通じての情報収集が37%、家屋の内外の点検や整理が28%、そして家族の安否確認が約17%を占めている。

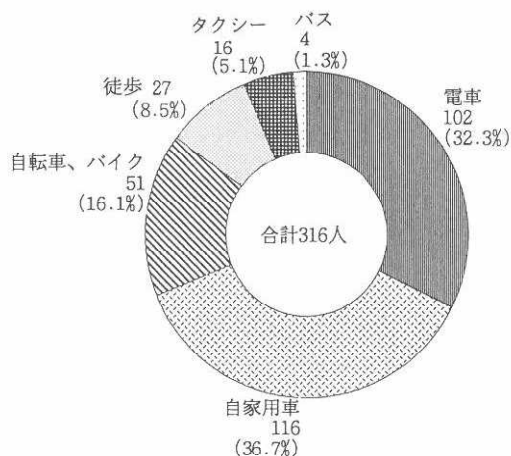
また、電話による職場や親戚への安否確認や情報連絡、余震に備えての避難準備などの行動があげられる。

### ②地震発生後の参集先 (H7. 1. 17)



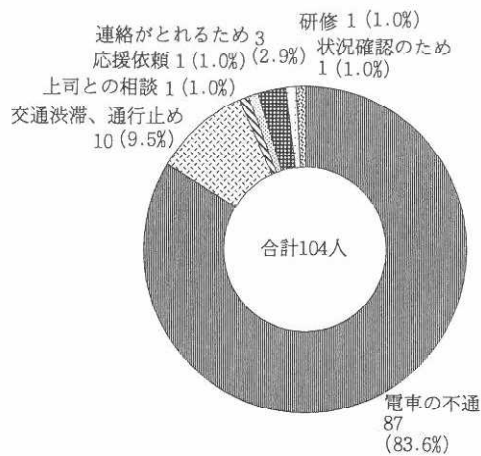
地震発生当日に勤務地へ参集できた人は、約60%であり、勤務官署外に参集した人が約21%となっている。

### ③参集手段



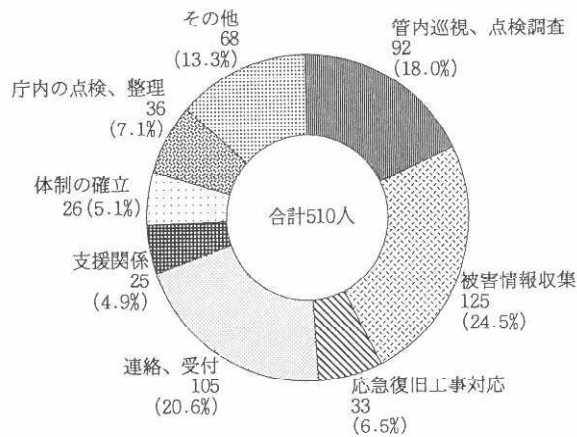
参集の手段としては、自家用車が約37%、自転車・バイクが約16%、徒歩が9%を占め、その他にタクシー、バスの利用もみられた。また電車利用は約32%であった。(京阪電車は地震発生当日の午前7時10分ごろ運転を再開していた。)

#### ④勤務地外官署に参集した理由



勤務地外官署に出勤した理由として、その内訳は電車の不通が約84%を占め、交通渋滞・通行止めが約10%であった。

#### ⑤参集勤務地での業務内容（勤務地、勤務地外官署参集者を含み、複数回答である）



参集勤務地での業務内容としては、被害の情報収集が約25%、連絡・受付が約21%、管内巡視・点検調査が約18%となっている。その他、庁内の点検・整理、応急復旧工事対応等があげられる。



## 第4節 応援・支援

近畿地方建設局は、管内の被災事務所、職員及び兵庫県内の被災自治体等に災害対策活動に関するものから生活必要物資等の応援・支援を行ってきた。また、他地建や関係機関等からもさまざまな応援・支援を受けた。

ここでは、近畿地方建設局が行った応援・支援と他地建等からの応援・支援を中心にまとめた。

### 1 近畿地方建設局の対応

#### (1) 政府現地対策本部への職員派遣

政府は、阪神・淡路大震災の被災現地における災害対策を強力に推進するため、災害対策基本法第24条に基づく、非常災害対策本部の現地対策本部を神戸市（兵庫県知事公館）に設置することを決定した（平成7年1月22日閣議決定）。政府現地対策本部は、地方公共団体の災害対策本部が行っている災害対策に対して、政府として最大限の支援、協力を行うとともに、復旧、復興対策に関し、地方公共団体の求めに応じて、迅速かつ、適切な助言等を行った。

近畿地方建設局においても、政府現地対策本部へ職員数名を派遣（平成7年1月23日～4月10日）させた。

#### (2) 現地連絡本部の設置

現地連絡本部を神戸市内（兵庫国道工事事務所旧庁舎内）に設置した（平成7年1月21日の近畿地方建設局災害対策本部会議で決定）。主な業務内容は、下記のとおりである。

- ①兵庫県、神戸市関係自治体との連絡体制
- ②復興業務等に係る連絡調整
- ③政府現地対策本部等への対応
- ④被災及び災害復旧状況の把握

#### (3) 応援活動等のための班を設置

近畿地方建設局災害対策本部は、想定される応援内容を整理し、即応できる応援体制の整備を図るため、本局の企画部災害対策本部に下記の各班を平成7年1月17日に設置した。

- ①本部間連絡班（県、市との窓口）
- ②現地対策本部班（現地対策本部との窓口）
- ③調査団対応班（各調査団との窓口）
- ④外部組織活用班（事業等の活用）
- ⑤支援体制担当班（地建内、他地建の人員、車両）
- ⑥市民支援担当班（移動トイレ、市民開放等）
- ⑦活動状況収集広報班（支援活動状況、活動広報）
- ⑧テレビ・新聞等記録班（被害状況等の把握）
- ⑨復旧状況把握（主に直轄以外の復旧状況）

また、上記の班体制は、復旧状況の進展に応じて更新し対応した。

(4) 被災事務所、職員等への支援

被災事務所、職員等に講じた支援について、表3-5に示す。また、事務所が被災事務所に行った物資の支援の一例として、姫路工事事務所が行った物資の支援状況を表3-6に示す。

表3-5 被災事務所、職員等に講じた支援

項目	対応等
①被災地内事務所への職員の応援派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務系職員を六甲砂防・兵庫国道・阪神国道工事事務所に本局、他の事務所からは平成7年1月20日から平成7年2月17日までの間、延べ118人を派遣した。</li> <li>・技術系職員を六甲砂防・兵庫国道・淀川工事事務所に被害調査や復旧工事、積算等のため、本局をはじめ、他の事務所から派遣した。</li> </ul>
②資機材の調達、支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシートを大和川・福知山工事事務所を通じて調達し、六甲砂防・淀川工事事務所へ配送した。</li> <li>・福知山工事事務所のパトロールカーを大阪国道・六甲砂防工事事務所に支援貸し出しのため搬送した。</li> </ul>
③被災地内事務所等への物資の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・六甲砂防・阪神国道・兵庫国道・神戸管轄工事事務所へ水、食料、ポリ缶、カセットコンロ、ガスボンベ、ストーブ、毛布等多様な物資を支援した。</li> <li>・六甲砂防及び阪神国道工事事務所に対しては、主として本局が物資を調達して搬送したが、他の事務所からも随時支援した。</li> <li>・兵庫国道・神戸管轄工事事務所に対しては、主として姫路工事・浪速国道工事事務所が調達、搬送したが、他の事務所からも随時支援した。</li> <li>・物資の支援は、被災発生当日（平成7年1月17日）から開始したが、特に水、食料の支援は長期にわたった（食料の支援：阪神国道は平成7年3月5日まで、六甲砂防、兵庫国道工事事務所は平成7年3月10日までで終了）。</li> </ul>
④被災地内宿舎への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚崎・深江・松園・園田・打出浜等、被災地内の宿舎に対し、水、食料、ポリ缶、カセットコンロ、ガスボンベその他日用品等を近畿建設協会の協力も得て、本局から搬送したほか、該当工事事務所からも適宜支援した。</li> </ul>
⑤被災職員の宿舎の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿舎または自宅が使用不能になり、新たに宿舎が必要となった職員（36名）に対しては、急遽建設した仮設宿舎（深江）8戸及び空き宿舎を提供した。</li> <li>・被災職員及び家族に対し共済宿泊所の平安房（京都）、通勤困難等の職員に対しては共済宿泊所の淀の寮（大阪）をそれぞれ開放した。</li> </ul>
⑥職員の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本局の健康管理医と看護婦を六甲砂防工事事務所の東六甲出張所、兵庫国道工事事務所の神戸維持出張所及び西宮維持出張所に派遣し、巡回医療を実施した（平成7年2月3日）（阪神国道工事事務所は、避難している被災者に対する市の巡回医療班を利用することとした）。</li> <li>・日本産業カウンセラー協会の関西支部は、平成7年2月中旬から電話相談及び避難所となっている六甲砂防工事事務所、阪神国道事務所でも活動しており、その際、必要に応じて職員、家族も利用できるよう取りはからった。</li> </ul>

表3-6 姫路工事事務所が行った被災事務所への応援物資の支援状況

支援先 日付	兵庫国道工事事務所		支援先 日付	阪神国道工事事務所		
	支援物資項目	個数		支援物資項目	個数	
平成7年 1月18日	非常食(弁当)	125個	平成7年 1月19日	ラーメン	300個	
	ラーメン	500個		缶づめ	300個	
	缶づめ	500個		毛布	100枚	
	乾電池 単1	200個		ストーブ	10台	
	乾電池 単2	200個		灯油(ポリタンク20ℓ×20)	400ℓ	
	ガスコンロ	7台		乾電池 単1	200個	
	ガスボンベ	300本		懐中電灯	10個	
	飲料水(ポリタンク20ℓ×30)	600ℓ		使い捨てカイロ(10×12)	1,200個	
	飲料水(ポリバケツ36ℓ×5)	180ℓ		1月23日	ブルーシート	20枚
	軽油	400ℓ			シャンプー	10本
灯油	200ℓ	ラーメン	150個			
照明車	1台	缶づめ	100個			
道路パト車(姫二)	1台	支援先 日付		支援物資項目		
移動多重無線装置	2台					
画像電送装置	1台	支援先 日付		支援物資項目		
1月19日	水、ポリタンク					20個
1月20日	ポット	5個	平成7年 1月17日	飲料水(ポリタンク20ℓ×2)	40ℓ	
	乾電池 単1	120個		ラーメン	100個	
1月21日	軽油	200ℓ	缶づめ	100個		
	ストーブ	5台	1月18日	飲料水(ポリタンク20ℓ×50)	1,000ℓ	
灯油(ポリタンク20ℓ×5)	100ℓ	飲料水(ポリバケツ36ℓ×10)		360ℓ		
毛布	30枚	ラーメン		500個		
雨カッパ	100着	缶づめ		500個		
長ぐつ	100足	軽油		200ℓ		
ポリバケツ	10個	A重油		600ℓ		
トイレトイレットペーパー(大)	2箱					
1月22日	乾電池 単1	200個	1月21日	ポンプ	1本	
	雨カッパ	50着		ハンドマイク	3個	
	ヤカン	5個		A重油(ドラム缶10本)	2,000ℓ	
	ドラム缶	3個		エンジンオイル(20×3)	60ℓ	
	自転車	3台				
1月25日	ポンプ	2台	1月24日	シャンプー	10本	
	タンク(大)	2個				
1月26日	バナナ	5ケース	2月3日	シャンプー	10本	
	りんご	5ケース				
	パン	100個				
1月27日	味噌	50個				
1月30日	飲料水	10箱				
1月31日 2月2日	水(下水用)	1,500ℓ				
	シーツ	30枚				
	枕カバー	30枚				
	りんご	5箱				
	バナナ	5箱				
2月5日	飲料水	20箱				
	水(下水用)	1,000ℓ				

(5) 避難住民の受け入れ

阪神国道工事事務所、六甲砂防工事事務所の両事務所は、庁舎の一部を避難所として、避難住民を受け入れた。

阪神国道工事事務所、六甲砂防工事事務所での避難住民受け入れた対応等について、それぞれ表3-7、表3-8に示す。また、避難住民数の推移について表3-9に示す。

表3-7 阪神国道工事事務所での対応等

項	目	対 応 等
①	仮眠室の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難住民に1F大会議室、1F小会議室、応接室、1F和室、運転手詰所、女子更衣室を避難所として開放したが、職員の仮眠場所が確保されず、職員は2F無線室及び勤務室で仮眠をとることになった。結果として、十分に睡眠が取れず、後日多数の体調不良者を出すこととなった。</li> </ul>
②	食糧、飲料水、医薬品等の生活必需品の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び避難住民数が最大で150名に達した際、十分な食糧が確保されなかった。</li> <li>・飲料水の不足に対しては、トイレで手や顔を洗うこと、歯をみがくことなどの禁止を徹底させ、飲料に要する分を何とか確保した</li> <li>・トイレ用の水として、近くの芦屋川の水をくんで洗面用に使用した</li> <li>・医薬品や他の生活物資（毛布、食糧、タオル等）については、事務所が保管していた分を全て避難住民スペースの、1F大会議室の前に集め、「医薬品（生活物資）は充分である」という印象を避難住民に与え、後日の物資応援を待った</li> </ul>
③	健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分に休めない、毎日が冷えた弁当、冷たい水、余震の恐怖がいつまで続くか解らない災害対策業務に対し、ストレスによる胃腸障害、慢性のカゼを訴える人が多かった。</li> <li>・週に一回、ボランティアによるカウンセラーが来所したが、物理的な対策が講じられるまで、状況は変わらなかった。ただし、年輩の避難住民には、カウンセリングの効果があったように見受けられた。</li> <li>・ストレス、体調不良者による急性胃炎、腸炎について定期的に来庁するボランティアの医師による診療により多くの職員が救われた。</li> <li>・急病者の発生については、当所の緊急自動車をこれにあて、最優先項目とした。</li> </ul>
④	配布された食料の配分方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧の配分については、量の多少に伴う問題を防ぐため、避難住民を組織化し代表者を選出させて、その代表者に供給する形をとり、避難住民内で配分してもらった。</li> <li>・市や他のボランティアから配給された物だけでは不足する場合には、当所の食糧等を優先的に配分した。</li> </ul>

発生した問題点		対 応 等
⑤	変質者の避難所の乱入	・避難住民やボランティア、職員等で混乱する事務所の入口に総務班及びガードマンを配置して、窓口対応させると同時に盗難、変質者の入庁を防いだ。特に興奮して、大声をあげて入庁してくる人を拒否して、人心の安定に努めた。
⑥	避難所への情報提供	・避難住民からテレビを設置して欲しいとの要望を受け、故障したテレビを職員によって修繕し、1台を提供した。 ・当所は新聞について通常の5倍の量の新聞を購入し、その全てを避難所スペースの前に設置した。
⑦	入浴について	・応援部隊により近隣の開設風呂屋の調査を行い、避難住民、職員に情報を提供した。
⑧	食糧の保管方法	・食糧の保管について、災害時は冬であったため、暖房を切った室内（食堂）に保管することにより食糧の腐食を防いだ。
⑨	洗濯	・避難住民の洗濯のため、倒壊した夙川寮から使用できる洗濯機、乾燥機を回収し、名塩出張所（給水はされていた）に設置した。事務所からは、避難住民の代表者と話し合っ、業務に支障のないよう小人数の輸送を行った。その結果、当所も要員と車両と時間のロスを最小限におさえることができた。
⑩	トイレ	・仮設トイレについては、垂水JCTの現場に設置していた仮設トイレを1月20日早期当所に移設した(4基)。 ・汚物の回収については、芦屋市災害対策本部にお願いし、週1回のローテーションで実施して頂いた。
⑪	清掃	・ゴミやホコリ等衛生上好ましくない環境に対処するため、当所が契約している清掃業者を通じて、災害発生後2週間目から毎日1名清掃要員を派遣するよう申し入れ、衛生の確保に努めた。
⑫	外部との連絡の仲介	・外部から一般回線を通じ避難所へ避難住民の安全確認の照会がひっきりなしにかかってくるため、避難所専用の電話を2台設置し、執務室からは緊急以外の照会は取りつがないこととして、避難住民側の同意を得た。（当初は照会に対し避難所直通電話番号を伝えていたが日ごとに直通避難所へかかるようになり、業務のロスを未然に防ぐ事ができた。）
⑬	途中での入所希望者への対応	・途中入所の希望者については、避難住民の判断に委ねた。避難住民の代表の方で希望者と話し合いがもたれ、特に問題は発生しなかった。

表3-8 六甲砂防工事事務所での対応等

項	目	対 応 等
①	業務スペースと避難スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室、所長・副所長室、運転手詰所、災害対策室を除くすべての可能な部分（玄関、廊下も含む）を一時的な避難所として提供したが、結果として長期となり、職員の業務、生活スペース不足から効率的な業務の上で支障となった。</li> </ul>
②	食料、飲料水等の生活必需品の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料等について、避難された方が職員数の10倍を超えており、事務所としては、災害対策本部に連絡をとり、実態と食料等の要請を行った。</li> <li>・トイレ用水については、プール、河川水を利用し、後の応援を待った。</li> </ul>
③	健康衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期は24時間体制で業務を行っていたが、食料不足、睡眠不足、風呂に入れない、十分にトイレが機能しない等、ストレスや体調不調者が出はじめ、概ね一週間後よりローテーション体制に切り替え、休養に努めた。</li> <li>・避難者の方々については、災害対策本部よりの巡回健診を基本とし、急病者については、事務所より救急車を要請し対応した。</li> <li>・400数十名の寝具を構内で干すこともできなかったため、衛生上からも検討の上、車両寝具乾燥車をチャーターし事にあたった。</li> </ul>
④	他の避難所からの流入、庁舎管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の避難所からの流入を防ぐため、避難されている方々で組織化してもらい、自主管理してもらうことを促した。</li> <li>・庁舎管理は、職員が交替で行っていたが、3月末よりガードマンを導入（夜、休日）し、職員の負担の軽減を図った。</li> </ul>
⑤	避難者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信回復後、避難者から親戚や知人へ、また外部よりの安否確認等でN T T回線がパンク状態になったが、すべて職員でフォローした。ただし数が多いため、避難者の同意を得て掲示板を設置して、すべて連絡メモを掲示した。</li> <li>・市の避難場所にテレビ等が設置されているので、当事務所にも設置されるよう市に要請した。</li> </ul>
⑥	清 掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミやホコリ、トイレ等衛生上好ましくない環境にあるため定期的に全員で清掃を行い、衛生管理に努めた。</li> </ul>
⑦	その他	<p>当事務所として初期より避難者の方に理解を求めたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定の避難所でないため、不自由な点も含め理解頂きたい。</li> <li>② 避難の件については市の災害対策本部をまず一番とすること</li> <li>③ 場所は提供するが、基本的には自主管理してほしい。</li> </ul>

表 3 - 9 避難住民数の推移

	年 月 日	避 難 住 民 数	備 考
阪神国道工事事務所	平成7年 1月17日22:00	23名	
	平成7年 1月17日22:50	63名	
		(70名)	ピーク時
	平成7年 4月15日	—名	約42名他に移転する
	平成7年 4月23日	0名	仮設住宅等に全員移転
六甲砂防工事事務所	平成7年 1月18日	約 450名	
	平成7年 1月26日	134名	
	平成7年 2月 1日	111名	
	平成7年 2月 9日	97名	
	平成7年 2月16日	92名	
	平成7年 3月 3日	87名	
	平成7年 3月10日	85名	
	平成7年 3月24日	85名	
	平成7年 3月30日	81名	
	平成7年 4月 7日	64名	
	平成7年 4月14日	64名	
	平成7年 4月21日	58名	
	平成7年 5月 1日	44名	
	平成7年 5月12日	36名	
	平成7年 5月26日	32名	
	平成7年 6月 8日	32名	
	平成7年 6月19日	15名	
平成7年 6月21日	11名		
平成7年 6月25日	0名	他の避難所へ移動	



写真 - 30 避難所（阪神国道工事事務所）状況

(6) 被災自治体等への支援

被災自治体等に講じた支援内容や対応等は表3-10に示すとおり、近畿地方建設局は他地建の応援等を得て、さまざまな支援活動や斡旋等を行った。

特に応急給水活動については、平成7年1月20日近畿地建、四国地建からの派遣車が宝塚市、神戸市に入ったのを皮切りに、近畿・中部・中国・関東の各地建が続々と結集し近畿技術事務所が現地での総括指揮を担当して本格的に開始した。

給水活動を行ったのは、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、尼崎市の各5市で、給水台数は延べ1,064台に及び、6,531m<sup>3</sup>を給水して平成7年3月1日にその任務を終えた。

図3-6に各地建が行った給水活動状況を示す。

表3-10 被災自治体等に講じた支援

	項 目	対 応 等
もの等による支援	①ブルーシートの配布	・兵庫県へ支援 670枚
	②給水車の派遣	・神戸市等5市に派遣 応援延台数1,104台(平成7年1月20日~3月1日) 日最大38台(内他地建32台)
	③ダムの緊急放流	・川西、宝塚、伊丹市の取水施設等に被害を受け、水不足が生じたため、一庫ダムからの放流量を増量、取水させた(通常取水量 0.54m <sup>3</sup> →増量後 0.95m <sup>3</sup> )。
敷地等による支援	①庁舎を避難所として開放	・2事務所を開放 阪神国道工事事務所 当初約70名(平成7年4月23日終了) 六甲砂防工事事務所 当初約450名(平成7年6月25日終了)
	②ガレキ置き場として河川敷の利用	・猪名川の高水敷を伊丹市、池田市にガレキ仮置き場として一時占用許可 伊丹市 平成7年3月2日~4月30日 使用面積 8,500m <sup>2</sup> 池田市 平成7年3月21日~出水期前 使用面積 2,000m <sup>2</sup>
窓口業務・斡旋等による支援	①移設トイレの斡旋	・地方公共団体の要望に対し、業団体を通じて斡旋 合計 744台
	②建設廃棄物処理への支援	・建設副産物対策近畿地方連絡協議会内の建設廃棄物部会に震災に関係する機関で対策部会を設置(事務局：近畿地方建設局)
	③建設資材相談窓口による支援	・建設資材、労働力の動向を把握して、各地方公共団体等に情報提供
	④避難住民に対するカウンセラーの斡旋	・主として六甲砂防、阪神国道に避難している避難住民に対するカウンセラーとして、日本産業カウンセラー協会の関西支部に依頼、神戸市及び芦屋市に斡旋
技術的支援	①被災建築物の応急危険度判定	・1次調査(平成7年1月18日~1月22日) 延べ1,400名 ・2次調査(平成7年1月22日~2月9日) 延べ5,100名 (内近畿地方建設局営繕部応援 1次4名、2次24名) ・被災建築物 46,610件調査
	②六甲山系の土石流危険渓流、地すべり等の調査	・「地すべり等緊急支援チーム」(259名参加)により、地すべり、崖崩れ等の危険性のある約1,100箇所について調査 (内近畿地方建設局43名:調査期間(平成7年1月22日~1月27日)) ・近畿地方建設局が砂防地すべり技術センターに委託して、大雨の際に土石流の危険のある六甲山系山腹崩壊地等現地調査を実施 調査期間：平成7年1月29日~2月2日 調査渓流：350渓流



地建名	平成7年 1月17日	2月	3月
近 畿		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <div style="border: 1px dotted black; width: 180px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>
関 東		<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <div style="border: 1px dashed black; width: 120px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <div style="border: 1px dotted black; width: 60px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>
中 部		<div style="border: 1px dashed black; width: 300px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>	
中 国		<div style="border: 1px dotted black; width: 150px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>
四 国		<div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div>	

凡 例

- : 神戸市
- : 芦屋市
- : 西宮市
- : 宝塚市
- : 尼崎市

図 3 - 6 各地建が行った給水活動状況



写真 - 31 近畿技術事務所を出発する給水車

(7) 宿泊所の提供

他地建等の応援職員の宿泊所の提供場所として、近畿技術事務所の研修棟を提供した  
 (期間：平成7年1月18日～3月4日、延べ578名)。

宿泊状況を表3-11に示す。

表3-11 宿泊状況

年 月 日	曜日	宿泊人員	備 考
平成7年1月18日	水	39	関東技術 32 中国技術 7
19日	木	17	関東技術 6 中部技術 11
20日	金	9	関東技術
21日	土	26	関東技術 19 中部技術 7
22日	日	26	関東技術
23日	月	23	関東技術 16 中部技術 7
24日	火	48	関東技術 41 中部技術 7
25日	水	16	関東技術 9 中部技術 7
26日	木	34	関東技術 27 中部技術 7
27日	金	8	関東技術
28日	土	15	関東技術
29日	日	10	関東技術 8 中部技術 2
30日	月	6	関東技術
31日	火	9	関東技術
2月 1日	水	7	関東技術
2日	木	29	関東技術
3日	金	26	関東技術
5日	日	10	関東技術
6日	月	10	関東技術
8日	水	10	関東技術
9日	木	20	関東技術
13日	月	2	国土地理院
14日	火	2	国土地理院
15日	水	2	国土地理院
16日	木	2	国土地理院
20日	月	4	国土地理院
21日	火	4	国土地理院
27日	月	27	国土地理院
28日	火	27	国土地理院
3月 1日	水	29	国土地理院
2日	木	27	国土地理院
3日	金	27	国土地理院
4日	土	27	国土地理院
		578	

## 2 近畿地方建設局への支援

近畿地方建設局は、他地建をはじめ関係機関等から交通整理、所管施設の緊急復旧工事、本復旧工事等に係わる職員の派遣や応急復旧工事に関する災害対策車、照明車等の建設機械の支援を頂いた。

他地建から近畿地方建設局へは、所管施設の復旧工事活動等に7事務所へ職員延べ818名の派遣や6事務所へ延べ486台の建設機械の支援を頂き、また神戸市等に行った給水活動に際して給水車862台の派遣等を頂いた。

支援を受けた内容の一部として、表3-12に他地建からの派遣職員及び災害対策車等の建設機械の支援を示し、表3-13に水資源開発公団（関西支社）からの支援を示す。

表3-12 他地建からの派遣職員と建設機械の支援

(平成7年3月7日時点)

項 目		全 体	備 考	
支 援 期 間		平成7年1月18日～3月7日		
職 員	ピーク時人員(人)	148		
	月 日	(平成7年1月25日)		
	延人員(人日)	2,166		
	支 援 先	支 事務所	818	5地建が近畿地方建設局7事務所に支援
		各 市	237	5都市(神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市・宝塚市)
		その他	1,111	被災事務所の連絡等・砂防・営繕等
建 設 機 械	延台数(台日)	1,786	給水車・災害対策車・パトローカー・照明車・作業車・連絡車等	
	支 援 先	支 事務所	486	6事務所(兵庫国道・阪神国道・大阪国道淀川・六甲砂防・姫路)
		各 市	957	5都市(神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市・宝塚市)
		その他	343	
	主 建 設 機 要 械	給水車	862	日最大支援台数 32台(平成7年1月26日)
		災害対策車	272	日最大支援台数 12台(平成7年1月29日)
		パトローカー	236	日最大支援台数 9台(平成7年1月25日)
計	1,370			

表3-13 水資源開発公団（関西支社）からの支援

項 目	人員、品名等	人数、台数、数量	支 援 先	支援期間
①車両及び 運転手	運転手	3名(延べ294名)	兵庫国道	平成7年1月26日～3月10日
	パトローカー	3台(延べ66台)	近畿地方建設局	
②資 材	ブルーシート	430枚	淀川工事事務所	平成7年1月22日
	土のう用袋	1,000枚		
③その他	宿泊所貸与	2室	淀川・六甲砂防 工事事務所への 応援職員のため の宿泊所として の利用	平成7年2月15日から、 六甲砂防工事事務所は 平成7年12月末、淀川 工事事務所は平成8年 1月5日で終了



写真-32 移設トイレの搬入状況  
（近畿地方建設局が業団体に斡旋）



写真-33 被災地での給水活動

### 3 災害対策用機械

災害当初の緊急対応のため、建設省が保有する災害対策機械を表3-14に示すように配置し、主に以下に記すような作業を行った。

表3-14 「阪神・淡路大震災」における災害対策機械の配置実績

機 械 名	地 建 名	地 方 公 共 団 体					建 設 省 事 務 所						合 計
		神戸市	西宮市	尼崎市	芦屋市	宝塚市	淀川	大阪	兵庫	阪神	六甲	その他	
パトロールカー	近畿地建								9	2	4	3	18
	他地建								5	2			7
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	14	4	4	3	25
指揮車 及び リフレッシュカー	近畿地建						2		3				5
	他地建					4			5		1		10
	小 計	0	0	0	0	4	2	0	8	0	1	0	15
散水車 (大型給水車)	近畿地建		4			2							6
	他地建	11	5	6	5	5						2	34
	小 計	11	9	6	5	7	0	0	0	0	0	2	40
照 明 車	近畿地建						1		3				4
	他地建						2		3				5
	小 計	0	0	0	0	0	3	0	6	0	0	0	9
無 線 車 及び 衛星地球局車	近畿地建						1						1
	他地建								2		1		3
	小 計	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	4
そ の 他	近畿地建						1	1	1				3
	他地建								1			1	2
	小 計	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	5
合 計		11	9	6	5	11	7	1	32	4	6	6	98

注) 上記車輛は、応急作業の主体となった車輛であり、他にも各地建独自の判断で応援・支援した車輛が存在する。

機械は移動して数カ所で稼働しているが、主に稼働した地点で計上した。

#### (1) パトロールカー

今回の災害で特徴的な渋滞・交通規制の中、パトロールや支援人員輸送などのため活躍した。

#### (2) 災害対策車（指揮車）及びリフレッシュカー

災害現場での前線基地及び休憩所として、職員やオペレータの支援を行った。

#### (3) 散水車（給水車）

水タンクの洗浄・水質検査を行い、市の要請を受け大型給水車として水道局と協力し、神戸・西宮・尼崎・芦屋・宝塚各市で給水活動を行った。

#### (4) 照明車

昼夜のない緊急復旧に際し、夜間作業の支援のため災害現場で活動した。

#### (5) 災害対策車（無線車）及び衛星地球局車

災害現場画像の伝送や情報通信手段として活躍した。

#### (6) その他

二次災害に対応するため、排水ポンプ車、橋梁点検車などが出動した。

また、地震及び水道漏れより空洞が生じ路面陥没する可能性が高いため、路面下空洞探査車により調査を行った。

(7) ヘリコプター

近畿地方建設局は建設省保有の「あおぞら号」(ベル214ST)と民間からの借り上げヘリコプターにより、交通渋滞の被災地を迅速に上空から情報収集及び視察を行った。

表3-15にヘリコプター使用記録を示す。

表3-15 ヘリコプター使用記録 (平成7年3月7日時点)

機 種	延飛行時間	延飛行回数	延搭乗者数	日最大飛行回数
建設省ヘリコプター 「あおぞら号」	15時間46分	14回	101名	2回
民間ヘリコプター	23時間36分	28回	108名	5回



写真-34 災害対策車の活動状況



写真-35 照明車の災害現場での活動

## 第5節 震災復興対策本部の設置

近畿地方建設局震災復興対策本部は、阪神・淡路大震災の被災地域において、建設省所管事業に係わる復興対策の円滑な推進を図るため、関係機関が実施する復興対策に関する連絡・調整を行い、もって震災復興の推進に資するため、神戸市内（兵庫国道工事事務所旧庁舎内）に設置した（平成7年6月1日）。業務内容は、下記のとおりである。

- ①震災復興に係わる各種計画・事業に関する連絡・調整
- ②震災復興地域等における建設資材の需給状況、価格動向等に関する情報収集
- ③広域防災システムの整備に関する連絡・調整
- ④災害廃棄物、建設副産物の再利用等に関する連絡・調整
- ⑤その他、震災復興に係わる連絡・調整

## 第6節 報道機関への対応

広報にあたっては、被災した地方自治体をはじめ関係機関、建設省内部での密接な連絡をとりつつ、積極的な広報をマスコミ等の報道機関を通じて行った。近畿地方建設局が阪神・淡路大震災発災後、記者発表した要旨の一部を表3-16に示す。

表3-16 記者発表要旨

	記者発表日時		内 容
1	平成7年 1月17日	12:30	・防災体制（午前6時に非常体制、対策本部の設置） ・被災状況（道路関係、河川関係）
		14:30	・建設大臣の現地視察及び記者会見について
		19:30	・河川関係被災状況 ・国道関係の被災状況
2	1月18日	13:00	・直轄河川管理施設被災に関する最新の状況 ・今後の復旧
3	1月19日	11:00	・道路におけるライフラインの災害復旧手続きの迅速化・簡略化について
		17:00	・応急復旧工事の実施 ・建設省応援体制について ・国道通行規制状況、復旧状況について
4	1月20日	12:00	・災害復旧建設資材の確保等に関する相談窓口の開設について
		17:00	・各地建応援の給水車の各市配置状況について ・河川、道路の復旧について
5	1月21日	13:00	・土砂災害の防止について
6	1月23日	10:00	・アメリカよりの地震災害復旧に関する援助申し出とテストについて
		18:00	・「地すべり等緊急支援チーム（第二次）」について ・国道の復旧状況
7	1月24日	18:00	・「土木学会兵庫県南部地震総合調査団」の現地調査について ・福知山工事、大和川工事より兵庫県へのブルーシートの提供について ・本四公団橋梁工事チームの兵庫県、神戸市での現地活動について ・国道の復旧について
8	1月25日	18:00	・淀川、猪名川での緊急復旧2次工事と六甲山系の砂防事業について ・国道の復旧について ・交通規制について
9	1月26日	18:00	・国道の復旧と交通規制について
		20:00	・建設大臣視察日程(1/28, 1/29)について
10	1月27日	11:00	・「兵庫県南部地震緊急支援チーム」調査結果について
		14:00	・兵庫県南部地震の影響に伴う競争参加資格審査の臨時受付の実態について
11	1月28日	22:00	・国道171号池田高架橋及び北村高架橋の通行規制の解除について
12	1月29日	16:00	・六甲山系山腹崩壊地等現地調査について ・土石流、地すべり、がけ崩れに関する各機関の活動に関するまとめ
		21:00	・国道171号甲武橋の通行規制の解除について
13	1月30日	18:00	・建設省直轄国道の状況と近畿内広域道路の交通規制状況について ・国道の応急復旧について



	記者発表日時	内 容
14	平成7年 2月2日 14:00	・兵庫県南部地震震災調査緊急報告会について
15	2月5日 18:00	・六甲山系山腹崩壊等現地調査結果について
16	2月6日 14:00 18:00	・下水道地震対策技術調査検査委員会の設置について ・国道の復旧と交通規制について
17	2月15日 18:00	・「災害に強い都市の建設を図るための具体策検討緊急委員会」について
18	2月17日 11:00	・建設大臣現地視察日程について
19	2月22日 14:00	・電子基準点(GPS)データのパソコン通信サービス開始について
20	3月1日 17:00	・淀川・西島地区高潮堤防の本復旧工法について
21	3月2日 17:00	・近畿地建関係 第2次補正予算について
22	3月6日 16:00	・阪神大震災調査第2次報告会について
23	3月14日 14:00	・国道の早期復旧について
24	4月7日 14:00	・4月1日に兵庫国道工事事務所内に設置した震災復旧対策室について ・地元の復興事業への支援等の近畿地建の復興への取組について
25	4月17日 14:00	・六甲山系等の出水期における二次災害防止に向けての取組みについて
26	4月21日 10:00	・建設省関係予算の配分重点化措置に係る予算の概要について
27	5月19日 19:00	・平成7年度近畿地建関係補正予算について
28	5月26日 16:00	・建設大臣の視察日程(平成7年5月29日)について
29	5月31日 14:00	・震災復興対策本部の神戸市内(兵庫国道工事事務所旧庁舎内)設置について
30	6月7日 14:00	・淀川等の震災復旧状況と六甲山系等の2次災害防止対策状況について
31	7月26日 14:00	・国道43号広域防災帯の整備について
32	8月7日 14:00	・近畿地建災害対策室の開設(平成7年8月9日)について
33	8月8日 14:00	・阪神・淡路震災復興ビデオニュースの発行について
34	8月11日 16:00	・建設大臣の視察行程(平成7年8月14日)について
35	8月29日 14:00	・近畿地建地震防災訓練(平成7年9月1日)の実施について
36	9月25日 14:00	・「六甲山系グリーンベルト整備事業」懇談会開催のについて
37	10月19日 14:00	・「防災・復興コンパニオン'95」の開催について
38	10月27日 14:00	・国道171号門戸高架橋の開通について
39	11月28日 17:00	・国道43号岩屋高架橋の開通について

